

令和元年12月10日（火）

（第1日目）

令和元年第8回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

令和元年第8回荅北町議会定例会は、令和元年12月10日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	宮崎 裕 昭	企画政策課長	錦 戸 雅 志
教 育 課 長	福 田 誠 一	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西 川 文 孝
水道環境課長	錦 戸 和 友	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	荒 木 真喜子	会 計 課 長	坂 元 俊 司

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和元年第8回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、松本良人君、6番、石田みどり君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

9月17日、令和元年第6回議会定例会で原案可決した意見書2件。日本政府が速やかに核兵器禁止条約へ早期に署名と批准をされるよう要請する意見書及び居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間の延長についての意見書を国の関係機関の長あて提出しました。

10月1日、嘉島町嘉島町民会館で開催された熊本県町村議会議長会の議員研修に全議員で出席しました。

10月26日、天草市で開催された熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会に、全議員出席しました。

同日、午後から志岐集会所で開催された、唐津市・荅北町姉妹都市締結25周年記念式典に全議員出席しました。

10月27日、富岡城百間土手前特設ステージで開催された、第3回富岡城お城まつりの開会式に出席しました。

10月28日、熊本県及び熊本県議会に対し、高戸建設経済環境常任副委員長とともに天草地域の国県道路整備促進に係る要望活動を行ってきました。

10月30日、先般の台風第19号で被災された方々の復旧・復興に役立てていただくため、苓北町議会議員全体で、「台風第19号の災害義援金」を日本赤十字社本部へ送金しました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

11月2日、苓北町体育センターで開催された、苓北夕やけマラソン2019開会式に出席しました。

11月3日、牛深総合体育館で開催された、天草出水県際交流促進事業バレーボール大会開会式に出席しました。

11月9日、天草市民センターで開催された、第8回天草地域幼少年女性防火大会に出席しました。

11月11日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

同日、天草宝島国際交流会館ポルトで開催された、天草ジオパーク推進協議会に出席しました。報道等でご承知のことと存じますが、天草ジオパークは、来年3月末、日本ジオパークネットワークから退会し、認定を返上、天草ジオパーク推進協議会も解散することが決定されました。

11月12日、自治会館で開催された、県後期高齢者広域連合議会全員協議会・定例会に出席しました。

11月13日、NHKホールで開催された、町村議会議長全国大会・研修会並びに全国町村会館で開催された、県関係国会議員への要望・意見交換会に出席しました。

11月17日、都呂々小学校で開催された、苓北町防災訓練に議員各位ともども出席しました。

11月22日、自治会館で開催された、県町村議会議長会主催の「議会広報研修会」に高戸委員長をはじめ議会広報特別委員会委員が出席しました。

同日、天草広域連合議会定例会に出席しました。「令和元年度一般会計補正予算」、「平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか、議案が審議されました。

11月24日、東京都千代田区、スクワール麴町で開催された、第24回関東ふるさと苓北会総会に倉田議員、山本議員、廣田議員が出席し、参加され、皆様に情報を発信するとともに、親交を深めました。

11月18日に苓北町商工会と、19日に天草漁協苓北支所と、26日にJAれいほくと、それぞれの役員、職員の方と意見交換会を開催しました。

苓北町監査委員から、令和元年度8月分、9月分、10月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。
以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

10月から11月にかけては行事・イベントが続きました。

まず、10月11日から15日までの5日間、苓北町5窯元、天草市天草町3窯元が参加をして、天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されました。期間中、苓北町の窯元には、3,059人の来客がありました。

次に、10月17日（木曜日）には、志岐地区と富岡地区、10月18日（金曜日）には、坂瀬川地区と都呂々地区の敬老会を開催いたしました。

10月26日午前には、天草市民センターにおいて、熊本天草間幹線道路の早期完成を求める「天草島民集会」が開催され、苓北町からも議員の皆様をはじめ、区長さんや関係団体の皆様など、多くの方々にご参加をいただきました。

また、本年は、佐賀県唐津市との姉妹都市締結25周年でございますので、同日、午後から、唐津市、峰市長及び唐津市、田中議長等の訪問団をお迎えし、苓北町役場庁舎前への「記念植樹」、志岐集会所において、『姉妹都市締結25周年記念式典』、「キッズサッカー」や「交流会」を開催し、議員の皆様方にもご臨席いただき交流を深めていただきました。

次に、10月26日（土曜日）、27日（日曜日）の2日間、富岡城百間土手特設ステージ及び富岡城一帯におきまして、第3回富岡城お城まつりが開催されました。ステージイベント、苓北海鮮バーベキューなどの催しのほか、飲食・物産展、マルシェなどが行われ、2日間で延べ約3,300人の人手で賑わいました。

次に、11月2日（土曜日）には、苓北町農村運動広場前をスタート、麟泉運動公園をゴールとして「苓北夕やけマラソン2019」を開催いたしました。4キロ、10キロ、ハーフマラソンの各種目に、遠くは千葉県をはじめ、九州各県及び町内外の各地から申込者556人の内、当日参加者492人の参加をいただき、夕やけをエネルギーに力走をしていただきました。

次に、11月17日（日曜日）には、津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施し、地域住民の方々にご参加いただきました。また、都呂々小学校の建物火災を想定いたしました消火活動・避難誘導・防災ヘリコプター等による人命救助等の防災訓練も併せて実施し、児童並びに教職員、消防団、防災会、地域住民の方々の約400名に

参加をいただき、防災意識の高揚を図りました。

次に、11月24日（日曜日）には、東京都内の「スクワール麴町」において、「関東ふるさと苓北会総会」が開催され、苓北町から私及び副町長・議員さん方の5人が出席しました。会員多数の出席のもと、来賓の方々にも多数ご臨席をいただきました。総会では、苓北町の近況をご報告するとともに、出席者の皆様と歓談を行ってまいりました。また、趣向をこらした出し物や会員相互の親睦交流など、大いに盛り上がり、ふるさとの話題に花が咲きました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

今月27日、役場の仕事納めが済みますと28日から1月5日まで年末年始休暇に入ります。

また、28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けまして1月4日（土曜日）は、午前10時30分から志岐集会所において成人式を開催いたします。なお、今回の対象者は69人となっております。

次に、1月5日（日曜日）は、午前8時40分から農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初め式を開催いたします。

新年早々の行事開催となりますが、議員皆様方におかれましては、ぜひご臨席のほどをお願い申し上げます。

このほか、新春の1月下旬から2月上旬にかけては、ニューイヤーコンサートや、第9回健康づくり駅伝大会なども開催されます。

これらの行事につきましても、ぜひご観覧、ご声援いただきますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、松本良人君。

○5番（松本良人君） おはようございます。通告1番、5番議員の松本良人でございます。通告に基づき質問をいたします。

まず第1点目、富岡城大手門内側の対応について、お尋ねをいたします。

これまでに大手門復元については、賛否両論の中に多額の費用が充てられ、苓北町の観光の拠点の名のもと整備が進められてきました。

このような中に、富岡小学校南側と大手門堀の間、城内側の国道389号線に隣接しているところでございますけれども、この畑地約2.5ヘクタールが埋め立てられ、現

在一部イチジクが植栽され、すばらしい畑地となっています。

字図では、大手門塀側には、国道より小学校正門を通り一丁目方向に里道があり、散策も可能でもあり、学校側においてはきれいに整備され、これは学校あたりがしていると思いますけれども整備されております。史実に忠実に復元されたという大手門の裏手も、当然、できる限り手付かずのままでありたい。また、そうありたいものでございませぬけれども、現状は整地されたすばらしい農地と化しています。

この件について、農地を形状変更する際は、農地法により町に届けることとなっておりますが、経過についてお尋ねします。

また、ここ大手門の復元計画に伴う町振興計画は、この農地形状変更届出の際、どのような位置づけとなっていたのか。

計画、構想があった場合、大手門お城側の復元計画はどのような計画であったか。

また、現在、畑の嵩上げが行われていますけれども、裏手のほうは、大手門の塀の裏手でございませぬけれども、どうでも良かったのか。

最後に、現在、大手門の左側、右側の塀はほぼ完成しておりますけれども、観光の拠点として多くの観光客に見てもらうならば、国道から見る裏側の埋め立て前の景観も良かったかと思われませぬ。金のかからない観光の目玉として、地権者の方々に事情を説明し、対応等できなかつたのか、お尋ねをいたします。

2番目でございます。

町道志岐内田線拡幅改良工事について、お尋ねをいたします。

国道324号線から城下草場線を経由し、県道志岐本渡線と芥北農協本所に通ずる町道志岐白木尾線は、国道324号線から農協本所までの最短コースですが、現在、2トン車以上の車が通行止めになっています。この道路は幅員が狭い町道にもかかわらず、軽自動車はもちろん普通車等の小型車の通行は非常に多い路線です。しかし、本路線での離合はできず、農道との交差点等で、互いへの待合いによって行われております。

当然、農協と連携した大型トラックはもちろん、中型、小型トラックまで志岐交番前の交差点から京坪石油スタンド前交差点を経由しての通行となり、大きく迂回路を取ることになり、余分な燃料が使われ、交通事故等にも万全な注意をしなければなりません。

現在、農協においては、レタス、ミカン、米等の農産物、肥料、飼料、農機具等の購買品の運搬やその他の諸用のために、大型車両、中型車両の出入りは欠かせませぬ。また、コミセン、運動公園、消防署、県道志岐本渡線、広域農道等への通行も同様に多いところですよ。

これまで芥北町は、近年社会問題となっている排気ガス、交通事故対策、また消防車、救急車両等の緊急車両通行の対策にも力を入れられ、津波による避難路の確保等、

安全・安心の町として数々の対策が講じられてきました。

町道志岐白木尾線は、本町の基幹町道であると思われませんが、大型車両等の通行ができる町道として、拡幅改良はできないものかお尋ねします。

次に、町道黒瀬3号支線全面舗装工事及び拡幅改良工事について、お尋ねをします。

国道389号線から町道黒瀬線に通ずるバイパス的な役割を持つこの町道黒瀬3号支線は、地元からこれまでに全面舗装の早期実現に向けて要求がなされてきております。

この町道の利用者は、黒瀬地区の方々、小河内、高尾地区の方々を始め、近年、畑の有効活用により、タマネギの栽培が手掛けられ、この地特有の無霜地を活用したタマネギの産地化になりつつあります。今後は荒廃しつつある畑地をタマネギの植栽により大いに活用されることに期待をしているところでございます。

黒瀬地区においては、まぎれもなく高齢化世帯になりつつありますが、若い後継者も複数あり、都呂々地区を支えております。この町道黒瀬3号支線は、子どもたちの通学路、高齢者方々の生活道路、救急車、それから消防車等の緊急車両の最短道路として利用は様々です。

この町道黒瀬3号支線は黒瀬地区等最短コースであり、今後、地域を支える重要な路線となるのは間違いないところでございますが、その上に、本町は津波対策がかなりの予算が投入され、整備が進んでいますが、国道389号線からの避難路としての最も有効な路線でもあります。また、台風や集中豪雨による土砂災害等危険時による避難路にも大いに活用できます。再度、現地や地域性を調査され、町道黒瀬3号支線全面舗装及び拡幅改良工事について早急なる対応をお願いいたしますけれども、ご回答をお願いします。

4番目、国の介護予防の交付金配分大幅拡充計画に伴う本町の取り組みについてお尋ねをします。

国では「保険者機能強化推進交付金」として、平成30年度から毎年200億円が措置され、高齢者の自立支援や要介護制度の維持、改善に取り組み、その成果を上げた自治体に財政支援が行われております。

苓北町では既に高齢化率40%を超えている中で、これまで様々な取り組みがなされていると思われませんが、どのような取り組みがなされてきたかお尋ねします。

また、国では、介護予防や自立支援にさらなる成果を得るために、来年度の予算措置として、交付金の倍増により、積極的に取り組む自治体に高配分を行い、介護予防を積極的に推し進め、要介護高齢者の増加を防ぐ計画があるということです。

このような中で、確実に高齢化率が年次ごとに大きくなる苓北町では、どのような介護計画を持っておられるか、お尋ねをします。

以上、ご質問をいたしましたけれども、回答次第では、自席において一問一答方式に

より再質問をさせていただきます。

すみません、路線名をです、町道志岐白木尾線ということでございますけれども、内田線ということでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、第1番目には、富岡城大手門内側、いわゆる場内の中の部分でのご質問でありました。

1点目は、農地を形状変更する際の農地法による届出の経過についてであります。本件は農地の嵩上げであるため、農地法に基づく手続きは必要ございません。しかしながら、本件のような農地の改良が無断転用なのか、農地として再利用するのかを判断するために、農業委員会では、農地の嵩上げ等の農地改良を行う際には、「農地改良届」の提出を義務づけております。

本件につきましては、平成24年5月14日付けで、土地所有者6名の連携により、周辺土地所有者の承諾も得たうえで、水はけの改善を目的に嵩上げをすることでの農地改良届出が提出されており、工事完了後の農業委員会による現地確認においても問題はなく、適切に処理されております。

次に、2点目の形状変更を行った農地の大手門復元計画での位置づけについてであります。当農地は、大手門復元計画の範囲外の私有地であり、先ほど申しましたとおり、農地改良届の提出においては、周辺土地所有者として、町及び教育委員会も承諾を得られていることから、問題ないものとして処理をしているところでございます。

次に、大手門、お城側、場内の復元計画についてであります。復元計画は、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画により、現在まで整備を進めてまいりました。計画といたしましては、西側石垣と築地塀の整備を計画しておりました。しかし、本年3月の議会において、西側石垣整備関連の業務委託の予算が否決されたため、本計画による整備はこの事業での整備を断念をいたしたところでございます。

次に、裏手の嵩上げ部分につきましては、先ほどお答えしたとおり、当農地は、大手門復元計画の範囲外の私有地であり、問題はないと考えております。

次に、埋め立て前の景観のほうがよかったのではないかということにつきましても、同じようなこととなりますが、今回の都市再生整備計画による大手門整備が終了しました時点で、里道部分と石垣部分については、除草などを景観に配慮して対応してまいりたいと考えております。

次に、町道志岐内田線拡幅工事についてであります。

ご質問の箇所は、国道324号線から町道城下草場線との交差点まで、延長509メートル、車道幅員が一番狭いところは3メートルしかございません。大型等、最大積載

量2トン以上の貨物車両は通行できません。平成12年度にこの区間の拡幅計画がございましたが、一部地権者の方のご理解が得られずに、やむなく計画を中止した経緯がございます。ご指摘のとおり、この道をそれなりの幅員にして整備をしたならば、町民の方々の利便性はますます高まっていくと私も考えておりますので、今後とも、地権者の方、地域の方々のご理解も得ながらですね、ご協力もいただきながら、この件については留意をし、検討してまいりたいと考えているところであります。

また、町道黒瀬3号線の全面舗装工事及び拡幅改良工事等についてであります。舗装工事につきましては、昨年度から年次計画により実施をしており、本年度も既に発注をしているところでございます。11月15日に開催されました都呂々地区区長会との懇談会でも、来年度以降も舗装工事を実施する旨、説明をいたしまして、ご理解をいただいたところでございます。

また、拡幅改良工事につきましては、現在のところ地元からの要望等はありませんが、用地確保等もありますので、地元関係者の意向もお伺いをしながら、今後検討させていただきます。

国の介護予防関連の質問がございました。まず、保険者機能強化推進交付金についてであります。平成30年度には、苓北町に80万3,000円が交付されております。これは平成29年度と30年度に実施しました項目の評価に応じて交付されたものであり、令和2年度から評価見直しがされるということで、よく研究して対応していきたいと思っておりますが、この裏返しとしては、介護を受けられる方々がどんどん増えていっておられる。医療費もですね、42兆円、そして介護費も増えていけばですね、このことが日本の財政再建の大きな足かせとなっておりますので、こういう各自治体にですね、大きなテーマを投げかけられて、それぞれが介護保険、必要な方は必要に受けただけ、そして、ちょっとこれは自治体の努力が足りないかなというところには、その必要性をしっかりと認識していただく。そして予防を頑張ったところには交付金を出すという制度だと理解をしているところであります。

次に、苓北町の介護予防への取り組みについてであります。第一に、活動的な状態にある高齢者の方々が、病気や要介護状態にならないために、地域介護予防活動支援といたしまして、ボランティア等の人材育成のための研修、地域活動組織の育成、支援を行っております。また、介護予防普及啓発事業といたしまして、講演会の開催、運動教室等の介護予防教室を開催しております。

第二に、活動性や生活機能が低下して、要介護状態となる可能性の高い高齢者の方々を早期に把握をいたしまして、介護予防プログラムを提供しております。内容といたしましては、基本チェックリストを実施して、対象者を把握したのち、通所型介護予防で予防プログラムを実施し、自立した生活の確立のための支援を行っております。

また、訪問型介護予防では、看護師2名が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を介護支援専門員と一緒に総合的に把握、評価し、必要なプログラムを作成し、通所型介護予防事業へつなげております。

最後に、今後このような介護計画があるのかについてであります。現在施行中の第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に沿って実施してまいります。自立支援に向けた介護予防生活支援サービスを充実させるために、健康の保持、増進や介護予防自立支援、重症化予防を推進してまいります。さらに、栄養、食生活、身体活動、運動、生活習慣病予防、がん検診等による疾病予防と早期の発見、健康長寿のための健康づくりに取り組んでまいります。また、高齢者のボランティア活動の支援を充実させ、生きがいづくりを推進しながら、仲間づくりや閉じこもり防止のための通いの場であるサロンを設置し、地域の支え合い活動等の支援を充実させていく予定にしているところであります。

今後も介護予防につきましては、積極的に取り組んでいき、高齢者の方々が、可能な限り自立した日常生活が続けられることを目指してまいりたいと思っております。

松本議員の質問への答弁といたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず第1点目にですね、富岡大手門の内側の対応についての件でございますけれども、確かに農業委員会としては正規な手続きを取っておられるという事で、当然のことだと思います。

この土地はですね、数人の方々の所有になっているのではないかと思いますけれども、自作地、貸地の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） お尋ねの土地の所有の状況、自作、貸付の状況でございますけれども、土地の所有者は、町長の答弁にありましたように6名でございます。現在この土地は、一部が所有者の自作、全体の7割ほどは1軒の農業者と利用権が設定されまして耕作が行われております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この土地の申請地の時点ではどうだったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 農地改良届の提出の時点では、嵩上げ後に自作の予定であったのか、どなたかに貸す予定であったのかは、届出書にその旨を記載する必要がございませんので、把握できておりません。

しかしながら、どなたかに貸す予定にいたしましても、水はけの状況を改善する必要があるということでの届出ですので、その旨、処理させていただきました。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この地にはですね、現在、一部イチジクが植栽されております。埋め立て前の状態です、残していただいて、例えば、ウメとかアンズ、ウメ等の栽培を地権者をお願いして、この残された大手門裏の存続をですね、考えられなかったのか。

それから、もしそういった花木を植えた場合ですね、これは農協の収益にもなりますのでね、富岡城関連資産としてすばらしいものであったと思われまじけれども、このことを地権者に事情を説明してですね、町全体で協力をお願いすることはできなかったのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） お尋ねの埋め立ての申請の際に、地権者に事情を説明して協力をお願いすることはできなかったかどうかという件ですけれども、町長からの答弁にもありましており、申請地は復元計画の範囲外の私有地でございます。併せまして、町及び教育委員からも承諾を得たうえで改良届が提出されております。農業委員会といたしましては、所有者のお考えの中で農地の機能改善を図るためのものでございますので、問題ないものとして処理させていただきました。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） わかりました。歴史的な町並み、景観の整備や自然景観の保全のためにですね、本町では景観計画があったんじゃないかなと思うのですが、まだ継続されておりますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） おっしゃるとおり、苓北町景観計画というのが、平成21年の4月に策定されて今も継続してあります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は歴史的な背景はよくわかりませんが、この大手門の内側についてはですね、江戸時代後半から明治、大正、昭和、平成、令和、年代そのままの形で何百年もの間、景観を保ち続けてきたのではないかと思っております。この農地は大手門復元計画の範囲外ということでございますが、富岡城関連の数々の復元計画は、そんなに簡単なものであったのでしょうか。お尋ねします。

そして、この大手門からつながっている表側は石垣、裏側は土堰堤であろうと思われまじますが、この手が付けられていない、土で仕上げられているその形状こそすばらしいものではなかったかなと思っておりますけれども、そこら辺も併せてお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 何百年もの間、景観を持ち続けていたほうがよかったです。

はないかというご質問なんですけど、本案件に関しては、1637年のですね、島原天草一揆の山崎家治時代にですね、新大手門が整備をされております。町といたしましては、史実に忠実に現存する部分を、平成7年の3月に作成いたしました富岡城復元基本設計報告書を基に、第3期富岡志岐地区土地再生整備計画により、現在まで整備を行ってまいりました。

堤の部分については、先ほどお答えしましたとおり、大手門復元計画外ということで問題ないと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、この土地計画整備計画等による整備がですね、終了したら、里道部とか石垣上部について除草などを行って、景観に配慮していくということが主だったと思いますけれども、このようなことを言ってるわけじゃないんですよ。富岡城史跡を末永く後世に残すならば、富岡城跡地、史跡に関するものが確認できるものがあったとすればですね、現状をできるだけ将来に誇れるように残すべきじゃなかったかと思うわけですね。特に島原等にまいりますと、原城等については全く手が付けてない。それを地域の方々が全部でですね、丸くなったところあたりにジャガイモなんかを作っておられます。全体でですね、その城を支えられておると。

ここの苓北町は虫食い状態ですね、ポツンポツンと金のかかるところだけに力を入れられて、そういった昔からあるような形が全然無視されてきているんじゃないだろうかと思っております。そこら辺についてお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この復元計画を立てるときには、やはり復元可能な何かの証拠があるところを中心に考えております。富岡は、ご承知のとおり歴史的にもずっとあの砂州の上に家だけがずっと建っておりまして、一部ポツンポツンと畑地があったのみでございます。

今回、農地を改良した案件というのも、むしろ従来であれば水溜まりがあって、ほとんど半分以上は作っておられませんでした。その中で、改良することによって、今度の一部の方は自作をなさり、一部の大半の土地はですね、イチジク農園に変わって、むしろ私は景観が良くなったんじゃないかなと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は何の時代をですね、メインとした復元計画なのか。50年前の富岡の半島の景観はすばらしいものであった。富岡を通して見るですね、富岡城の跡地の景観、所々から松の木が顔を出してですね、堂々とした誇り高き歴史を感じさせたものでございます。

当時城跡を散策してもですね、苔むした大木もあり、堂々とした古木が何とも言えな

い落ち着いた雰囲気を感じてほしいですね、私たち茶北町民としては、癒しと自信を持たせてくれる富岡城跡地でございましたけれども、また、その富岡城から眺めるですね、例えば曲崎の風景、あるいは志岐平野、富岡の中心から志岐平野に流れる風景というのは、相当すばらしいものでございましたけれども、なんか今はですね、お城といってもちょっと社寺仏閣、ちょっと名の通った社寺仏閣にちょっと気の利いてるかな、あるいはそういったことに負けるかなということですね、全く風格も何も感じさせられない状態でございます。億単位ですね、金が惜しげもなくですね、血税がですね、惜しげもなく費やされてきて、まだ今後もですね、史実に忠実という名のもとに、富岡城復元計画が虫食い状態で改修計画が進められているように私は感じる。町内ですね、インフラの整備等は非常に遅れております。

先ほど町道の拡幅工事にしてもですね、あるいは河川、山間地の崖崩れ、いっぱいありますけれども、そこら辺には全く手が付けられずにですね、私が考えるに富岡城一本に相当な金がかけているんじゃないかなと思うんですけども、安全・安心の町としたまちづくりにですね、万全を期してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、富岡城を造るのに虫食い状態とおっしゃるけれども、あの富岡城と大手門の間には町屋がずっと建っておったわけですから、そのままになっております。むしろ最近では、お住まいになられる方がいらっしゃらないので、空き家を壊したりして空き地が出ている、そういう状態が非常に残念だなという気がしております。虫食い状態でやっているわけではありません。歴史上必要な復元ができる箇所をやっているわけでございます。

ちなみに、血税は血税でも富岡城本丸は、当時、環境庁のお金で5億円ほどいただいた中で、県が代行して工事をやっております、それぞれ工夫をした中で復元をしております。そういった意味において、じゃあ道路はどうなのかと。これは予算の出方が違うわけですから、環境庁が5億円あそこに出したからといって、その5億円を道路に使えるわけではありません。そこところは仕分けをしながら、必要な予算をしっかりと取っていくと。現実、国道389号線におきましては、我々の地道な要望と、そして関係国会議員の先生方、県議員の先生方のご尽力の中で、既にですね、4,000万円という調査費を出したうえで、今度危険箇所をランク分けして、今、既にどんどん進んでいるわけでありまして。

また、ほかのところにつきましても必要な計画はきちんと立っておりますし、今、ご質問がありましたような中で、黒瀬線にしましてもですね、3号線にしましても、もう既に舗装は始まっているわけでありまして、こっちもしっかりやるけれども、予算の出所の違うところは工夫をして出してやっていくと、そういうことで、地域の方々の必要

なところについては、我々も進めているところでありますので、その辺のところはご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私もですね、予算関係につきましてはいろいろ町におりましたのでわかっております。しかし、町長がおっしゃったそうでないようなこともあります。自己負担金とか地元負担金とかありますので、そこら辺はいつも聞いておりますので、それは一種の答弁にしか過ぎないと思います。

質問を変えます。志岐内田線のですね、志岐内田線の拡幅改良でございますけれども、平成12年度にですね、拡幅工事が計画があったと聞きましたけれども、これは町としてこの路線を重要路線として位置づけされたから、平成12年ぐらいにそういった計画はあったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然のこと、松本議員の質問の中にも言っておられるように、ここは非常に利用度が高いところ、高いところではありますが、自由に交差できないところでございます。あとちょっと農地を工夫できればですね、非常に良い道路になります。そういうところで農地の地権者の方々のご理解もいただかねばならなかったのが断念をしたわけでございますが、今後農地の方が協力してもいいというような話になってきますと、また実現性が帯びてくるのではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 12年前というのはですね、おおよそ20年前、10年は一昔というわけですね。これから言うと20年になりますので二昔となります。その間手付かずのまま放置されていたということですか。そして、私が今日質問したからやろうということでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは我々も非常にそのとき力を入れたわけでありましたが、やはり考えてみますとね、利用される方々も協力していただかなければならない。一番農地でお使いになられる方々もですね、協力していただかなければならないわけでございますので、当然のごとく町だけがワーワーワー言うわけでは進まない。だから、もうちょっと自発的にここをちょっと広うしてもらえんかなあというようなことも我々は考えたわけでありまして、今でも考えております。

ですから、先ほどの答弁の中で、三者一致してですね、協力をして、やっぱり自分たちの生活道路を仕上げていくということが大事ではないかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそのことは聞いておりません。20年ぐらいになりますけ

れども、その間手付かずのまま放置されておったのかということを知りました。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ですから、自発的なご意向が出てくるのを待っておったわけ
でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この町道というのは、地域、その地権者の方あたりから、自
発的にしてくれろということがなければ今、町はしないということですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういうことではありませんが、しかし、やはり地域の方々も
ご協力いただかないと進まない話でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 水掛け論でございます。町道においてですね、2トン車以上の
通行止めとなる路線はどのくらいぐらいあるかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 2トン車以上通行規制をしている町道につきましては
は、志岐内田線も含め5路線でございます。全体の1.3%程度ということです。路線で
換算しますとですね。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） すみません、町長に失礼でございますけれども、免許も持って
おらっさんということでございますので、よかったら教えてください。この2トン車と
いうのはどの程度の車かご存じでしょうか。よかったら教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういう常識的な話というのをこういうところで質問しないで
ください。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、よかったら教えてくださいということでございます。

実は、2トン車というのはですね、今、農家の方は相当堆肥を入れたりなんかすつと
に必要なんですよ。このですね、今、土作り云々と、あるいは、なるべく農薬、金肥を
使わないというようなことで、町で進めさせていただいて、今、レタスあたりは相当評
価が高くなっている、これはご存じだと思いますけれども、町の力を入れている堆肥セン
ターのですね、堆肥も使えということでおっしゃいますけれども、ほとんどバラで持つ
てくつとは2トン車なんです。その2トン車がですね、町道の農地の中にある町道
で、2トン車の通行ができないというのは、私はそこぐらいのもんじゃないかなと思う
とですよ。ほかのですね、2トン車が通れないというのは、例えば、志岐のとか、あ

るいは富岡の中央線とか、そういったところですね、規制はない。ただそこは規制があるわけですよ。そこら辺ですね、この状況はどういったふうにお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これはスムーズに通るように早くしなければならないと思いますが、そこも皆さんの協力があって、やはり、ここは2トン車がやっぱり1台は待ってからしか通れんというようなことは、たびたびあるということであれば、やはり我々も協力するからはよ造ってくれと、どがんかしてくれという話も、お互いの両方通行で話を進めていくべき話だと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今ですね、もし土地が全然確保できなくても、できないということで、今の状況を例えればできるところからやっていけば、今より以上に利便性が高いというような形はならんとでしょうか。事業課の課長に尋ねたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 用地を使わずにですね、拡幅するのは、L型擁壁というのをですね、直に建ててというのを考えられますけども、しかし、これもですね、工事中には当然その用地をですね、借用なりしてするわけですから、やはり拡幅についてのご理解は必要だと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 20年前とですね、土地に対する状況とか、あるいは、水田あるいはその利用状況、車の利用状況というのは相当変わっていると思うとですよ。状況が変わると。特に、冒頭申し上げたとおりですね、ここは車両の通行が多い。そしてここはですね、地権者の云々じゃなくて、苓北町民の方々、あるいは天草全体、あるいは熊本全体の方が、やはり通行できたらな、できたらなというように思うところがございますので、今の町の体制で、地元の地権者がいくなれば、広げてよかった、あんたどんが言うてこいという体制は、やっぱりもうちょっと変えにやいかん。ここは都合の悪かけんどうかして拡幅しますので、協力していただきませんか。年次計画でもですね、あげて、そういった形でやはり道路なんかというのは造っていかなければ、地元から地元からということですね、なにも地元へ投げつけてですね、そこで、ここでの答弁の一端とするのはちょっとおこがましい。そこら辺は、今後はですね、そういうことでないように、必要な路線は町全体が一丸となってですね、利便性を高めていくという形にとってもらわにやいかん。私はそう思います。この件については終わります。

では黒瀬線の改良工事でございますけれども、この件、総延長とですね、舗装完了年度、あるいは、本年度の発注工事のそこら辺の計画を教えてくださいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今のご質問でございます。総延長が289.4メートルでございます。既に舗装済みが137.7メートル、本年度施工を51.7メートル予定しております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この全線の舗装の完成年度を。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 年次計画によりですね、遅くとも令和4年度までには完成を見込んでおります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 舗装の完成が令和2年度と来年度まで、4年度ですかね。はい、それではですね、区長会で要望があったと聞いております。実は、石田議員と連絡を取り合ってますね、区長会と懇談会のあったときに、隅のほうでその状況を聞かせてくれんかというようなことを町もお願いして、町から区長会にお願いしていただきましたけれども、今回はより良い返事が得られませんでしたので、もし、ここですら、区長会のこの件に関しての状況等があったら教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 都呂々地区区長会等の懇談会の経緯でございますけれども、まず、平成29年度にですね、路面整備の要望がございましたので、敷き砂利等によりですね、荒れているところの整備を行ってまいりました。昨年度と本年度にですね、舗装の要望がございましたので、昨年度からですね、年次計画により舗装するというので、来年度以降、舗装の計画を立てさせていただいて、舗装を実施するというお答えをいたしましたところ、ご了承いただいたところで。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 先に、今ですね、タマネギの栽培の方が、これは志岐あたりから行って作っていただいとつとですが、相当今、広がってきよります。遊休農地あたりもかなり気を使っていたらいいようございますけれども、この遊休農地の活用にも大いに期待されるんじゃないだろうか。

また、当然そのタマネギの裏作が考えられます。今、サツマイモ、特に、例えば紅あずま等については、青果としてですね、ただのカライモじゃなくてそういった形で売られて、かなりの高額で期待が持っておりますけれども、そのためにはですね、一日も早いんですね、舗装とですね、舗装の仕上がり、それから離合箇所の問題もございまして。それから起点部がちょっと狭い、国道側です。そこら辺をですね、できればですね、来年度ぐらいまでにですね、300メートルぐらいですよ、それを修繕料ぐらいであげとつたっちゃどんこんなんですよ。ぜひですね、単年度でやっていただいて、これは町あ

げて今、遊休農地の問題等がありますので、そのままの状態で放っておけばますます荒れるばかりでございますので、特にですね、力を入れてもらって、早急な、300メートルですよ300メートル、早急な完成を望むわけですが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 早急なということですが、できるだけですね、早急にということですが、財源の問題もございます。ここは未舗装でございますので、打ち替えのですね、交付金等も使えません。ということで、地元の区長会ではですね、年次計画でということをやっておりますので、来年度いつぺんにとというのは、ちょっと今のところはですね、できかねる状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ぜひですね、これは津波等が発生した場合は、逃げる場所にも相当適した場所です。国道あたりを通っている車あたりがですね。ぜひですね、起点部あたりをちょっと、贅沢に全線せろて言いませんよ。起点部と離合箇所ぐらいの拡幅改良をしていただいて、ゆくゆくは全線していただかんばならんですけども、これはぜひですね、念頭に入れていただきたいなど。ぜひ前向きで検討してください。以上です。

それから、国の交付金の拡充計画に伴う本町の取り組みですけども、これまでですね、様々な地域介護予防支援事業とか、介護予防啓発事業等に力を入れてこられたと思いますけれども、今までその成果はどのようなものか教えていただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 成果についてですが、まずですね、介護認定率という数字がございまして、介護認定者総数を65歳以上の人口で割った数字でございます。その数字が65歳以上の方で、介護、例えば、要支援1、要支援2とか、それぞれの介護のですね、度合いに応じた認定をする割合の数字が、認定率というものがございまして。これにつきましてですが、平成23年3月末の時点で15.1%でございました。荅北町におきまして。それが平成31年3月末では、17.3%になっております。ということで、若干2%程度ですね、上昇はしております。

また別の角度から申しますと、高齢化率がですね、高齢化率というのはもうご存じかと思えますけど、65歳以上の人口が占める割合でございますが、高齢化率が同じ先ほどの認定率と同じ時期の比較で、32.6%から40.3%になっています。この2つの数字からいきますと、このことから認定率はですね、毎年わずかずつながら上がってきておりますが、高齢化の伸び率に比べましたら、上がった率のほうは認定率は低くございます。

それと後もう一つですね、平成31年3月末で、天草地域の2市1町全体で、認定率

が21.1%でございます。天草全体で。苓北町だけの認定率は、先ほど申しましたとおり17.3%でございますので、天草全体の割合よりも本町におきましては17.3%ということで、それよりも低いということが成果と言えるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今、町ではいろんな取り組みがなされております。私も知っております。ただですね、その参加者の方々がですね、同じ顔ぶれなんですよ、例えば講演会にしても。昨日一昨日ありました講演会についても、ちょっとあとでお聞きしたいと思っておりますけれども、そこら辺の対策はどのように。私は、一般的に全体にですね、やっぱり普及せにゃいかんと思っております。どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） これまで数々ですね、講演会や研修会を実施してきたところでございますが、一部そういうご意見があったということでもありますので、こちらの企画の段階でですね、いかに多くの参加者に来ていただくかということですね、研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） あのですね、第12期の基本計画の中にですね、生涯学習社会形成ということでございます。これには関係団体等の育成という項があつて、これは111ページです。その成果は、成人教育や一部女性教育については、団体自体の確立ができなかつた。これは前期の交付金の中にですね、こういった団体を形成するということがあつたけれども、まだ確立ができない。もうそれから5年経っているんです。それでできなかった。

私は、例えば女性部、あるいはその成人団体ですね、そういった方を大いに利用してですね、いろんな学習をしていけばいいんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、そこら辺の関連はどうなりますかね。

例えば、女性部の研修会の中にこういった会合のそこをとり組むと。そういったことであれば、相当なやっぱり良い成果が出るんじゃないかなろうか。そういった団体にですね、入っておられないこそ危なかつたですよ。そこら辺どんなお考えかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 第12期ですね、基本計画、平成26年度から30年度でございますが、生涯学習の形成の中の関係団体等の評価について、ちょっと質問がありました。地域の拠点ですね、公民館の利用数をうちの指数としておまして、目標3万人に対しまして、平成29年度でですね、2万8,753名という結果で、達成度といたしましては75%程度でした。今、議員ご指摘ですね、女性の会の会合の参

加とかを提案はいただきましたが、町といたしましても、今後引き続き生涯学習の形成に向けてですね、努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 2分しかございませんのでちょっと早口になりましたけれども、昨日一昨日、認知症に備えるまちづくりとって講演会がございました。この講演会は、私は行きました。当然もうそろそろ、そろそろの方がいっぱいおいでです、ここで。例えば、議長、私、町長、教育長を含め、あるいは高戸君を含めて5人、5人に1人は必ず認知症になるということです。そういったことがございましたけれども、こちら辺ですね、何人ぐらいこの中で行かれたか答えてください。

それからですね、天草市がですね、昨年からですね、通いの場、脳いきいきサロンということですね、173カ所でもう既に実施されているということでございます。そして実数ですよ、延べじゃなかつですよ、2,550人の方が各地でいろいろなサロンをなさっているということです。その中のこれあります。もう時間がございませんので、見てください。何人来らったかわかりませんが、天草町のようなサロンを、これは毎週このサロンはするということが前提だそうですけども、ここで苓北町でそういった計画があるかないか。今までは苓北町は月に1回ぐらいしとるとというような計画がありますけれども、月に1回では私は到底できんじやなかろうかと思えます。これこそ予算消化、事業消化の部類に過ぎん。本当にその方々の、あるいはいろんな方で、予防とすとならば最低1週間に1回は要ると思えますけれども、そこら辺を含めてですね、昨日一昨日、日曜日に研修ありましたけれども、その会について今後苓北町はどうするのか。こういった部類を苓北町は今までやってきたのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） サロンについてお答えしたいと思います。

本町におきましても地域ふれあいいきいきサロンのほうを月1回のペースで行っております。参加者の延べ人数が、平成30年度におきまして、530名の方が参加をしてきとるところであります。あと、それとは別にふれあいサロンというものが、町内で13カ所の各公民館で、月2回や月1回、週1回のペースで開催をしております。今後このようなサロンのほうを充実させていきたいとは考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

[「ここでどんくらいぐらい行かったか。出席ととらっとやかと。このサロンにな、どのくらいおいでになっとった方が、せつかく町あげてさったっでしょ。それで町あげて町民に呼びかけとってですたい、ここにおいでの方がどのくらいぐらい行とったか、なんか出欠なんか把握しとらすとやかですかね。もうそろそろの人間ばかりやっけん聞くとですよ」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） なら人員だけ報告してください。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） すみません、今ちょっと手元に資料がございませんので、人員の報告はあとでさせていただきますのでよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

通告2番、野崎幸洋君。

[「その前に福祉保健課長が」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ちょっとすみません。その前に福祉保健課長から答弁がございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） よろしいでしょうか。申し訳ございません。

先ほどの松本議員のご質問で、日曜日開催いたしました認知症の講演会につきましては、参加者総数が150名でした。その中で、ご質問のここにおられる人間で何人かというのは、申し訳ございません、把握しておりません。申し訳ございません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 通告2番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） おはようございます。通告2番、8番議員、野崎幸洋です。

通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

まず1点目の、保育園副食費無償化について質問いたします。

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの3年間は、保育・幼児教育の利用者負担が無償となりました。しかし、通園送迎費、食材費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。また、保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代にあたる副食費4,500円も実費徴収となります。

そういった中、保護者や保育園関係者から「副食費を無料にできないか」との声があがっております。全国を見てもみると、秋田県では半数以上、徳島県では4割以上、東京都では4割近くなど、少なくとも100を超える自治体が無償にすることが明らかになり、保護者負担軽減の動きが進んでおります。既に全国104自治体で予算案が議会に提出されているなど、10月からの副食費無償化が予定され、全国的に少子化、人口

減少が進まないよう子育て世帯の経済的支援が一番であるとの考えが出てきていると思います。

国は、年収360万円未満の世帯と第3子以降の副食費を免除するとしています。ただし、免除される第3子以降の児童は、第1子、第2子が同時入所の場合に限られ、福井市などはこれまでも、県と共同で年収要件なしで18歳未満の子どもが3人いる家庭の第3子について保育料を免除しています。この世帯では、国の無償化で副食費が実費徴収されると負担金が増える「逆転現象」が起きるため、県と共同で子ども1人当たり月額4,500円を上限に副食費を免除する方針のようです。

このように保育料と副食費の逆転現象が起きないように補助する自治体も増えてきております。熊本県内でも副食費を無償化する方針の自治体が増えてきており、宇城市、芦北町、津奈木町、五木村、球磨村、そのほか9市町村が無償化することが決まっております。確かに、苓北町も国基準の年収360万円未満の徴収免除対象者のほか、多子世帯の18歳以下の子どもから数えて第3子以降の子ども副食費を免除する独自の支援策を打ち出されていますが、今後は、国の保育料無償化で公費負担が少なくなるとは思いますが、その保育料軽減費用分を町内全対象者の副食費に充て、無償にすることはどうかと考えます。町の見解をお伺いいたします。

次に、2点目のおっぱい岩周辺整備と観光事業についてお尋ねをいたします。

今年の9月30日に苓北町の観光推進事業の一環として、観光協会が主体となり、県と町が出資し、「おっぱい岩」そばに鳥居型のモニュメントが完成しました。それを記念し10月12日の土曜日、当日は台風の影響で強風が吹く中ではありましたが、お披露目会が行われ、「おっぱい饅頭」配布や地域住民の農産物販売、拓心高校マリン校舎生徒の物品販売、マルシェなどが行われ、町内外から多くの方が訪れ賑わいを見せました。モニュメント完成から2日目ぐらいには、佐賀県から20人から30人乗りのバスで来られて、「おっぱい岩」を観光されているのを見ましたし、その後も駐車場に数台の車が止まり、記念撮影や観光をされている風景を目にすることが多くなりました。このように、赤の鳥居型モニュメントに魅せられてか、以前よりも観光客が増えてきているように思われます。

また、この広場は地元の西川内区民の方にとってもグラウンドゴルフ等の健康維持や地域の行事等で有効にこの広場を利用されています。このように多くの観光客や地元住民の憩いの場として利用されている西川内漁港広場ではありますが、一番の問題がトイレだと思います。現状でいつでも利用できるトイレといえば、国道を隔てた西川内消防倉庫の男女共同トイレが1カ所だけです。以前、国道を渡っての「おっぱい岩」観光は危険であるとして、これまで設置してあったモニュメントをわざわざ現在の広場に移設し、違法駐車をしないようにとの立て看板まで設置しておきながら、観光客に、トイレ

は国道を渡った先の消防倉庫を利用していただくというのは、理不尽のように思えます。

漁港広場は、県補助金で整備された用地となっているため、漁業関係以外の建物等が造れないと理解していますが、現在ある漁民倉庫の建物横に、おっばい岩観光客の利用を含め、地域住民・漁民のためのトイレを造ってはどうかと考えます。そのことにより、ますますこの広場が地域の活性化広場として充実するのではないかと考えますが、町の見解を伺います。

また、関連して町の観光事業についてお伺いしますが、(1) 今後、地域・まちおこしを目的とした中で、ゴールデンウィーク等の連休を利用し、この広場に仮設テントを張り、モニュメントのお披露目会で行ったような地元特産品販売やマルシェ等のイベントを定期的に行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 前回、9月の一般質問の際にもお伺いをしましたが、「観光物産まちづくり会社(地域商社)」を今年度の3月までに立ち上げ、「観光・物産の充実を図っていく」との答弁でありましたが、地域商社立ち上げは本当に令和2年3月までに間に合うのでしょうか。

(3) これまで一般質問等で地域おこし協力隊の必要性を訴えてきましたが、今回やっと町のホームページに地域おこし協力隊の募集が行われました。11月20日をもって締め切りとなっていました。何人の募集があったのか、お伺いをいたします。

以上の項目について、町の見解をお伺いいたします。

○議長(錦戸俊春君) 町長。

○町長(田嶋章二君) 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、副食費無償化についてのご質問でありました。令和元年10月1日現在で、保育料無償化の対象となる3歳から5歳の入所者は164名であります。そのうち所得要件で免除となる入所者は71名でございます。残りの93名が副食費徴収対象となるわけですが、そのうちの30名が多子世帯ということで、熊本県と苓北町がそれぞれ2分の1負担をいたしまして補助することにより、保護者負担はございません。最終的には残りの63名の入所者、保護者に副食費の負担が生じています。今回の新たな副食費負担につきましては、保育料無償化により副食費が無償化前の保育料より高くなるという世帯はありません。

以上のことから、保育料無償化により負担増となった世帯はなく、今回の制度改正でメリットは大きいと考えておりますので、只今のところは規定どおり副食費を負担していただきたいと考えているところでございます。

なお、これも少子化対策の一環として、苓北町もいち早く第3子施策の中で無料化をいたしました。あまり効果が出ておりません。いろいろやっているんですが、どうし

て効果が出てこないのかなというふうなことを考えますときに、やはり、わりと収入の安定したご家庭には3人、4人目という形がでてくるんですが、その他のところはやっぱり1人、2人、あるいはいらっしゃらないというところが多いようでございますので、この少子化対策も、もう少し我々もいろんなことで考えていかなければならない時期にきている。国におかれましては、我々よりも20年も遅くこれを始められました。そういった意味でですね、全国的に、全国的な意味で一緒になると効果が出てくると私は思っているわけですが、今回10月から国がおやりになった制度がですね、本当に浸透して、子どもを1人でもたくさん作っていかうかという方たちが、苓北町、そしてまた国全体にも広がってくればいいかなと考えているところでございます。

次に、おっばい岩周辺整備と観光事業についてのご質問なり指摘もございました。西川内漁港にトイレが付いてないという提案であります。西川内漁港につきましては、国道から東側進入路右手に、環境整備施設用地が確保されており、トイレの建設は可能であります。以前はトイレも造ってはだめだという漁港関係の決まりがございましたが、トイレは造っていいけど補助は出さないと。これも大体漁港に漁民がお使いになられるところに、トイレがないということ自体がおかしいし、それに補助も出さないと。うのもおかしいわけでありまして。

そういった意味でですね、トイレは造りたいんですが、これを全部一般財源でやってくれということなんです。だから、それを我々も苦慮しているところでございまして、やはり漁港内の施設整備として、トイレぐらいには補助も出していいんじゃないかと。これトイレがなければご指摘のようにですね、皆さんそれがだんだん定着すると、あそこはトイレがなかから寄らないと。逆に言えば、あそこにはトイレがあるから寄ってみようかという逆の考え方でお立ち寄りいただく方もいらっしゃるわけでありまして、そういった意味でこのトイレ建設というのは大きな課題になってきています。

今現在ですね、まだ具体的なところに立ち至っていませんが、今後国ともしっかり打ち合わせをしながらですね、少しでも支援をいただきながら造っていきたいと考えております。今のところはですね、そういった場合、国道を渡っていただかなければならない不便性もありますが、おっばい岩に数十分寄っていただいて、そのあとカフェひかりもございます。ああいう所でトイレもたしながらですね、また食事などとか土産物なども買っていただければと考えているところであります。またもうちょっと行けば富岡城、きずなステーションもございますので、その辺のところをまずはしっかり周知を図りまして、次の段階に進む検討をしてまいりたいと思っております。

この観光客の誘致であります。そういった意味であのおっばい岩の鳥居等ができましたことで、苓北町に入ってから一つの観光の皆さん方に大きなインパクトが出てくるんじゃないかと思っております。またこの鳥居もですね、今は観光協会が造っており

ますが、できればあれに触発をされて、もうちょっと小さい鳥居でもいいですから、ぜひですね、皆さんが寄附の中でずっと伏見稲荷とか、ちょっと規模は小さいですけど富岡の稲荷神社みたいな鳥居がですね、個人の方の祈願で建てていただければ、もっともっと人を集めるのではないかと思いますし、私は、このイベント等もしっかりやれというようなことを言っておられます。質問はその次になるわけではありますが、定期的にやるということは非常に大事なことでありますし、イベントというよりも、むしろ我々の感覚から言うとお祭りみたいな形でやって、人が集まって賑わいを見せる、その賑わいがまた大きくなっていくという、このことが大事ではないかなと思っておりますので、ぜひ町も、そして観光協会も地元の方々も一体となってですね、おっぴ岩のお祭り、イベントをですね、定着させていけるように、我々も後押しをしていきたいと考えているところでございます。

そのマルシェと定期的なイベントの開催、全く私も同感であります。そんな中でですね、しっかり頑張っていらっしゃる方もいらっしゃいます。富岡の船客待合所ではですね、毎月1回は必ずマルシェを行っていただいておりますが、地域の特産であるオリーブとか、そしてイチジクとか、私は最近食べておいしかったのが、レモンジャムなんていうのもありましたし、イチジクジャムも非常においしくて、あの器いっぱい使ってしまう、1回で。だからちょっとその面では経済的に大変だなあと思うわけではありますが、皆さん工夫をしていらっしゃいます。そういった意味でですね、これが定着して、広い範囲の中で売れていくということが大事であると、そういう品物ができているわりには、地域商社が何年もやっているのに具体性が出てきてないわけですね。これが非常に残念です。

やはりですね、この地域商社というのをあんまり難しく考えすぎるんじゃないかなと私は考えております。まず、責任者になる方も決まってない。来年3月までですよ、結論出す。結論は今出て、実際町にはどのぐらいお手伝いしてくれということ、もう要求してきてなきゃおかしいんで、多分私は、来年度の支援は町も難しくなるんじゃないかなと思っております。

それはどうしてかという、責任者も決まってない、そしてどういった会社運営にするのか、そしてどういったものを売るのか、そして誰が出資するのか、全く決まってないわけですから、これはやはりしっかりとですね、もう今出てるなら教えてほしいと思って担当課長に聞きましたら、まだ出てないそうなんです。3月に出せばいいなんていうのはちょっとおかしいなということで、今、課長に、もう少し急いで、例えば予算が必要なら予算に入れ込めるような時期までにとっても、もう今月いっぱいですよ。ですから、その辺の気持ちはどうなのかなと。そして、地域商社といたら、やはり誰かが責任者ですから、皆さん出資もしなきゃいけないんですよ。それに足りないところ

を町も出していくということやっていきたいと考えております。製品はですね、そういうことで、あまりたくさんじゃないですけど、皆さんのご努力で地産のやつを商品化していらっしゃいます。こういうのが売れていくと、またそれに輪をかけて売れていくわけですから、そういう面ですね、早く実行していただきたいと、そういう思いでいっぱいあります。そして、3月までなんて言わないで、もう何年もやっているんですから、いくらでも、もう今、具体的なことを言っていただきたい。先ほども申し上げましたが、これは。

それとあと、やはり何回も言いますけれど、苓北町、例えば子育て支援にしても隣町にもよく伝わってなかったわけですよ。そういうやっぱり情報をですね、しっかりと町内外に伝えていくこの手法が、例えば、子育て支援だけじゃなくて、商工の問題にしましても、いろんなことにしましても、苓北町ではこういうことをやっていますよ、これに興味を持っていただく方、いただかない方いらっしゃると思いますが、まず、そういう情報を出さないことには、皆さんにわからないわけですから、これをやっぱりしっかりやっていただく方を、地域おこし協力隊の中で担っていただきたいと考えておりましたが、これも遅々として進まない。いろいろ事情はあったようですけど、遅々として進まないから、とにかく募集をしてみようということで10月にいたしました。残念ながら今のところはまだ応募がありません。また、やり直しております。ぜひそういうことに長けた方がですね、来ていただく、あるいは、このことで町内外、町の方でも、俺らにだってできるよというような方がいらっしゃれば、その方の能力を見ながらですね、考えてもいいのではないかなと思っていますところであります。残念ながら今のところは応募がないということのご報告とさせていただきます。

野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず始めに、保育園の副食費無償化についてですけども、お尋ねをいたしますけども、今の答弁では、苓北町の3歳から5歳児の全対象者は164名、所得要件で徴収免除者が71名、残りの93名が副食費の対象になるが、そのうち多子世帯が30名おられるので、最終的に今回の副食費の徴収対象者は63名となる。そして、国の無償化で副食費が実費徴収されると負担金が増える、いわゆる逆転現象になる対象者は、苓北町ではないというご答弁であったと理解しました。

そこでお伺いをいたしますけども、これまで保育料無償になる前の施設型給付費の町の持ち出し金は幾らで、保育料無償化後の町の持ち出し金は幾らになるのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） ご質問にお答えいたします。

これがですね、本年4月現在の金額と、それを無償化したという仮定した場合の計算でございます。まず、月額420万円程度をその当時持ち出しをしておりました。10月以降というか、正確にはですね、来年4月になるんですけど、それが346万円というふうに移行をする計算でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 只今の試算ではですね、これまで、月ですけども約420万円の町の持ち出しがあった。それから今後、令和2年になるんでしょうけども、来年の4月からは約346万円になるということですね。ということは、1カ月当たりですけども、約74万円は町の持ち出しが浮くという計算上になりますけども、副食費の徴収対象者が63名なので、1カ月で計算しますと $63 \times 4,500$ 円、28万3,500円になるということですけどもね。今回その副食費無償化によって、施設型給付費の持ち出し分が約74万円浮いた分から、副食費徴収対象者の28万3,500円を引いてもですね、月に約45万円程度は、これまでの町の持ち出し分から少なくなるということになります。

先ほど町長の答弁をいただきましたけれども、所要要件を満たしている方以外は、現在のところは負担していただくということで答弁をいただきましたが、ぜひですね、この63名の副食費徴収対象者の免除に向けてですね、国全体がやったらかんがえるということでご答弁いただきましたけども、先駆けたこの導入に向けての考えはないのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 国全体がやったら手掛けるということじゃなくて、こういうことは、また私も言葉足らずだったんですが、我々が施策をやる前に国が指導して全国的にやるべきだったと。既に今、なかなか子どもさんが増えるような状況では、年齢構成とかいったらなくなっているわけですね。ですから、そのところは、しかしやったほうが効果は出ると思います。そのうえでですね、せっかく消費税も2%上げられたわけですから、ぜひ無償化というと、本当の無償化に国もしていただきたいという思いであります。我々もそのことを踏まえながら国に要望もしてまいりたいと考えております。そして、併せて、今後ですね、子どもさん、1子、2子、1人しかうちはいない。しかし、収入が追い付かないので2人目が産めないというような状況があればですね、そういう手当てをしていきたいと。中には1人でよかという人もおらすとですよ、聞けば。そういう人には、よかとじゃなかかなと思うんですが、意欲があって、収入が追い付かないからどうにかしてくれという人、こういう人たちにはやっぱりいろいろ検討していかなくちゃいかんかなと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今回の制度はですね、町も対象者にしてもですね、非常にメリットがあるこれは制度だと思っております。町もこれまでですね、指針では、「子育ては荅北町で」と掲げてあります。そういった意味から、先ほども言いましたように、全国では保護者負担の軽減がどんどん進んできておりますので、荅北町も現状を見ますと年々人口が減少する中であります。そしてまた、少子化、人口減少が進まないようにですね、今後、今、町長もご答弁いただきましたけども、子育て世代のですね、経済支援を県下でも早い段階で行ってですね、ほかの町、市町村から移住者がですね、少しでも増えるような努力を行うべきではないかと考えております。どうぞ先駆けて、ぜひこの副食費徴収対象者の皆さんの免除に向けた検討を再度お願いしておきたいと思っております。

次に、坂瀬川西川内漁港広場のトイレを完備してはどうかという質問の件ですがけれども、西川内漁港についてはですね、先ほど答弁いただきましたけども、国道から東側進入路右手に環境整備施設用地が確保されているため、トイレの建設は可能である。そして、可能であるけれども、一般財源としては多額の費用が必要になるために、今後漁港施設整備の補助的なものか、観光施設整備補助、そういった補助金を活用しての建設が可能か、現在協議を行っているというふうに答弁であったと理解しました。

そこでお尋ねしますけども、現在その多額、大体トイレを造るとどれくらいの費用が必要かという、概算でもいいですけども、計算上幾らになるのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 今、トイレの件につきましてのご質問でございますけれども、男性用を1つ、それと女性用を1つ、それに合併処理浄化槽を設置をいたしまして、大体500万円は必要かなと試算をしております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） そしてまた、先ほど、今、500万円必要だということですけども、補助金のいろいろ検討をやっているということですけども、そういった補助金のどのような補助金制度があるのか、検討されているのか、その辺を尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 漁港施設整備の補助について、私のほうから回答させていただきます。

トイレ設置にかかる補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金の漁港環境整備事業という2分の1の補助事業がございます。しかしながら、この事業は総事業費が5,000万円以上という総合的な環境整備を目的としました事業なので、活用は難しいと考えております。

そのほかの事業につきましても精査させていただきましたところ、水産基盤整備交付

金事業の水産業共同利用施設整備分という、単県の3分の1のですね、補助事業がございます。これでの採択が可能であるかどうかだと考えておりますけれども、この事業の要望にあたりましては、漁港施設としての位置づけ、漁業者のための施設であるということが重要となってきます。仮にトイレの建設の方向で進むといたしましても、漁業者の減少が進む中におきまして、その必要性をどう整理し、要望するのかが採択の鍵だと考えております。

付け加えまして、この事業の来年度の要望はもう既に終わっておりますので、早くても令和3年度以降というふうな形になります。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） なかなか補助金制度も今、お話を聞きますと難しいような気がするわけですが、500万円が今後苓北町の観光事業にとって高いのか安いのかというのは、非常に難しい判断だとは思いますが、できればいち早くその一般財源でも建設をしていただきたいという気持ちでおります。

また、先ほどの答弁ですが、観光客にはですね、一応はそのおっぱい岩周辺に寄っていただいて、その後は物産館の公衆トイレを利用していただいて、そこに立ち寄ることで、カフェひかりでの買い物や食事につながるということで答弁をいただきました。そして、その効果として観光客のですね、町内での滞在時間を伸ばして、町にお金を落としてもらうためのことということは、大体考え方的には私もそれはわかりますけれども、逆にですね、何度か苓北町に足を運んでいただいている方は、当然物産館の位置、そしてまた、2キロ先に物産館があって、トイレや食事もできるというのは知っている方もいらっしゃると思いますけれども、逆に初めて五和町方面から来られた方というのは、苓北町のおっぱい岩を見に来たけれども、生理現象でトイレに行きたくなったけれども、ここはない、トイレがないとなったときには、これ五和町のイルカセンターに逆に引き返されて、向こうで買い物、食事済まされるということも考えられるわけですね。ですから、せっかく270万円もの鳥居型モニュメントも作って、先ほども言いましたけれども観光客も増えつつあるわけですから、先ほどの答弁の考え方で、苓北町に少しでもお金を落とさせていただくという考え方からいけばですね、町長も先ほど前向きな答弁で、造るべきだというのは考えをお聞きしましたけれども、当然ここに私もトイレを造って、そして苓北町にお金が落ちるように、そして、定期的なですね、イベント、先ほど言ったマルシェや物産品販売が、定期的に行われるようなその整備が必要だと考えております。

そういった意味からもですね、町長はさっき小さい鳥居もまた今後できればいいなあということで答弁いただきましたけれども、私は今後ですね、町の町内の例えば間伐材、ああいったものを利用してですね、おっぱい岩そばに下げられるような絵馬です

ね、ああいうのも作って、そしてお土産用のストラップなどを作ってですね、富岡船客待合所や今言われた物産館、そしてまた町内ですね、各商店などをお願いして販売できるようになれば、それこそお金が落ちるシステムができるんじゃないかなと思うんですけども、そういったお考え、計画的には、いきなり言ったんでどうかと思うんですけども、そういった考えはどうなんでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） いろんなことを試してみるということはいいいことだと思います。我々のできるものからですね、どんどん試してみただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 私も一応商工会の役員をしておりますので、そういったシステムづくりにはですね、できるだけ協力をして、今後それがうまく、トイレを建設後にそういったすべて観光的なことが軌道に乗っていけばいいなと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、9月議会でもお尋ねしましたけども、3年間で事業費2,800万円かけて行っている「観光まちづくり会社（地域商社）」の立ち上げですけども、私も10月29日のこの中間報告会に参加をさせていただきました。そういった中でですね、参加された方の意見の中には、3年間の事業であったがその成果があまり見受けられない。地元の農産物、海産物などの資源を使って商品開発を行ってきたけれども、それを町のお土産や特産品として売り出す販売ルートや商品拡大までは、難しい現状があるという厳しい意見が出ておりました。

先ほど町長もそれはおっしゃっておりましたけども、委託業者の話ではですね、現在の観光協会から新しい観光協会を組織して、そこを中心として地域商社を立ち上げるという話がされておりました。今までの動きを見ますとですね、まず、その新荅北町観光協会の綿密な話し合い、そしてまた準備段階が全く見えてきません。現在の新観光協会の動き、つくるその動きという進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 交付金事業の中でですね、地域商社の設立をということで、平成29年度からですね、事業に取り組んでおまして、その地域商社の受皿をですね、観光協会です、担っていただければということで進んできているわけですけども、11月の末にですね、ちょっと観光協会の役員会を開催をいたしまして、その件につきましてお話をしたわけですけども、役員さん方からはですね、観光協会の法人化も含めてですね、そういった地域商社的な部分を担うのは、ちょっと難しいというふうなお話があります。

ただですね、平成29年度からのですね、取り組んで、今年度が最終年度ということで、何らかのですね、形として残す必要があると考えておりますので、引き続きですね、観光協会の機能強化につきまして、今後ともですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 10月のですね、中間報告会の話ではですね、最終年度となる3月中旬に地域商社を立ち上げるとの説明がありました。先ほど町長からも、私と同じ考えで答弁をいただきましたけども、3年間という事業でありながら、最終目的であるその地域商社の立ち上げがなぜ最終、最後の3月なのか。本来であればですね、最低でも事業の1年半か2年目ぐらいには地域商社を立ち上げてですね、最後の1年、そしてまた1年半ぐらいで軌道に乗るためのアドバイスを行って、そして、安心して委託業務を引き渡せる段階になって業務終了、事業終了となるべきだと考えるんですけども、あまりにも商社の立ち上げのそのタイムスケジュールが遅すぎるのではないかと考えておりますけども、その委託業者は3月の契約終了後も責任を持ってですね、軌道に乗るまで関与してくれるのか、その点、担当課としてお尋ねになっているのかをお尋ねしています。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 交付金事業のですね、委託期間につきましては、今年度までということになっております。ただですね、組織としての活動自体はまだ残っておりますので、今後ともですね、お話を伺ったりとか、そういう部分ではご支援をいただければならないと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） その辺もですね、3月まで本当に立ち上げが可能なのかと疑問に思っているんですけども、今言ったように、立ち上げてですね、はい、これで終わりますよって3月で手を引かれたときに、何も道筋ができてない、わからないまま会社だけ立ち上げましたでは、2,800万円かけた事業にしては、あまりにも無責任じゃないかという気がするわけですけども、その辺をですね、しっかりとその委託業者さんに確約じゃありませんけども、軌道に乗るまではちゃんとみていただくという、その辺の話し合いはですね、十分すべきじゃないかと思うんですけども、その辺、課長どうですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 課長は非常にやさしい方だから、あまり直接的な話はなさいませんですけど、やはり、この地域商社ということをなんか丸く受け止めてやってるんじゃないか。やっぱり会社をつくると、会社をつくれれば責任者がいる、そして資本を出す人も

いるんですよ。そういうことを皆さん認識しないまま進んできたんじゃないかなと思っております。

その中でどういう販売をするのか、どういう事業をやるのかというのは、もう既に決まっておかなければならなかったと思うんで、これは相当馬力を入れてですね、3月末までに、こうしたいんじゃないかと、こうしましたということ、それでも遅いんですよ、遅いけどやってほしいと思っておりますので、担当課にはもっと頑張るように申し添えたいと考えております。

どうも認識が、受け止め方がね、会社ですよ、だから会社なら責任者、そして、せっかく産直、産地の農産物を作って、いくつかはもうできているわけですから、そういうものをどう売っていくかという具体的な計画はあって然るべきであると思っておりますので、ぜひ頑張ってほしいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） その地域商社立ち上げの中にですね、地域おこし協力隊についても、これはその業者さんからも各そういった会議の中で話されているわけですけども、その会社立ち上げも遅れていますけども、この地域おこし協力隊についてもですね、先ほども言いましたけども、一般質問等でこれまで導入に向けてお願いをしてきましたけども、やっと10月21日から苓北町のホームページで募集を行っていただきました。そこまでよかったんですけども、答弁ありましたように、現在のところ応募者はゼロであります。また再募集をかけられているという話ではありますけども、今はその町ホームページ上だけの募集で行われているのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊員ですね、募集につきましては、町ホームページのほか、県ですね、移住・定住ポータルサイト、それと地域おこし協力隊のサポートセンター、それとですね、NPOふるさと回帰支援センター、それとですね、この再募集にあたりまして、追加でJOIN（ジョイン）という日本移住・交流ナビというサイトがあるんですけども、そこと全国移住ナビというサイトに掲載をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） この地域おこし協力隊についてはですね、天草市あたりも1人、2人じゃなくて、結構な人数を募集されて実働、働いておられるわけですけども、そういったですね、前例がある市町村に十分ですね、そういった情報交換しながらですね、どういったやり方で応募があったのかというのをですね、もっと研究されて、言ったら失礼ですけど、本腰入れられてですね、本当に期間がもうないんですから、そこをやっぱり認識されたうえで、もっとこれはですね、募集に向け、そしてまた立ち上げに

向けてですね、行っていただきたいと思います。

最後になりますけども、今後はですね、幅広く今言ったように募集をかけていただいて、無事にですね、その中で観光物産まちづくりの立ち上げが行われて、そして当初の目的に添った中で、苓北町の観光と物産が活性化することを願って、私の一般質問は終わります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次、通告3番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 皆さん、おはようございます。通告3番、1番議員、山口利生でございます。

今年、年号が平成から令和に変わり、天皇即位の儀式やパレード等の慶事で、日本国中お祝いムードに包まれた反面、8月に佐賀県など北部九州で大雨災害が発生し、9月に入ると台風19号が、また10月下旬には台風21号が関東・東北地方に上陸し、これまで記録したことがない大雨や大風により、各地で想定外のことが起こり、尊い命が奪われ、甚大な被害がもたらされました。被災地は、これから寒さが厳しくなる中で懸命の復旧作業が進められていますが、一日も早く元の生活に戻られるよう心より願うものでございます。

苓北町は、5月の渇水により志岐ダムの貯水量が激減し、農業用水の給水を止める深刻な事態となりましたが、大雨や台風等による災害発生等もなく、平穏な年だったことは幸いでした。前置きが長くなりましたが、一般質問に移ります。

まず、財政の現状認識と財政健全化への取り組みについてお伺いいたします。

令和元年10月2日付けの熊日新聞に、「熊本県がとりまとめた県内市町村の平成30年度決算概要（速報値）」でございますが、掲載されました。熊本県の分析では、自治体の財政規模に将来の負債が占める割合を示す「将来負担比率」は、平均50.6%で前年度から3.0%低下し、財政状況はやや改善したとのことでございます。苓北町の将来負担比率は121.5%で、前年度に比べ6.8%低下しましたが、依然として県内市町村で一番高く、県平均の2倍以上となっています。

また、収入に対して人件費や社会保障費など経常的に必要な費用の割合を示す経常収支比率は、前年度に比べ3.9%増の94.7%に上昇しており、このままでは苓北町の財政は、早晚行き詰まるのではないかと不安視する町民も多かったのではないかと思います。私も町の財政状況は大変厳しい状況下にあると考えております。それで、一般会計の決算状況がどうなっているのか、過去5年間の推移を調べてみました。

5年前の平成25年度は、国が償還財源を全額交付税措置する臨時財政対策債を除く地方債残高は、45億2,200万円、基金残高は14億7,300万円だったのが、平成30年度は、臨時財政対策債を除く地方債残高が44億3,100万円、基金残高が

8億2,900万円となり、地方債残高は9,100万円の減に比べ、基金残高は6億4,400万円の大幅な減となっております。また、歳入の根幹である町税収入は、荅北火力発電所の固定資産税の減少により、平成25年度は17億5,000万円だったのが、平成30年度は15億200万円となり、約2億4,800万円の大幅減となっています。そのため、毎年度歳入不足を補うために、積立金を約1億円以上取り崩している状況にあります。

また、先の3月議会で執行部から提出されました平成31年度から平成35年度までの財政計画においても毎年度歳入不足が見込まれ、財政調整基金等を1億3,000万円余取り崩し、令和5年度末の基金残高見込みは、1億8,000万円まで落ち込むと見込まれています。

町長は、町の財政状況を危惧する議会での一般質問に対して、「将来負担比率は高いが、必要な事業を前倒して実施してきたものであり、町の財政負担は最小限に抑え、最大の事業成果を成した結果である。現在の将来負担比率は、財政健全化基準の半分程度であり、町の財政は大丈夫である」と答弁されています。しかしながら、老朽化している公共施設の維持管理費の増加に加え、来年度から納税組合を廃止し、町で税金等を直接収受するための銀行等への手数料等の増や、役場職員並びに嘱託職員等の給与改善に伴う人件費の増等により、経常経費が増加し、反面、歳入面では人口減少による地方交付税の減や企業の経営悪化による税収減などの不安要因があります。

そういったことを鑑みれば、町の財政は今後さらに厳しくなるのではないかと考えております。仮に歳入不足を補っている財政基金等が枯渇した場合、毎年7億円を超える地方債償還金や6億円を超える下水道特会等への、償還金が主でございますけれども繰出金の削減が、これは絶対できないということがありますので、また、職員等給与費や町単独の政策的経費の大幅な削減や、町税や下水道等の使用料の引き上げ等を断行しなければならなくなり、一気に町民生活に多大な影響を及ぼすことになると思いますが、現在の財政状況と今後の財政健全化に向けた対策をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

次に、港湾と漁港の適正管理についてお聞きいたします。

荅北町には、県管理の港湾・漁港が2港、町管理の港湾・漁港が7港ありますが、都呂々区を除き、全ての港に漁船や小型船舶、いわゆるプレジャーボートが混在して係留されています。その中には、漁船登録や小型船舶の登録を受けていない船や、老朽化して使用不能な船が係留されていたり、港の陸地に放置されている船も多数存在します。町長は、各港を利用している船舶等の実態把握は行っているのか、お聞きいたします。

次に、漁港の維持管理についてお聞きいたします。

荅北町漁港管理条例第1条の2に、町長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるとともに、漁港を利用するものは、条例及び国の関係法例等に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、環境の維持に努めなければならないとされております。しかしながら、複数の港に小型船舶を何隻も係留し、船の管理もしないまま放置している悪質な利用者がおられることが事実です。町長は、各漁港に係留している漁船や小型船舶の所有者をきちんと把握しておられるのか。また、条例第8条の3で、漁船以外の船舶を漁港の区域内に停・係泊し、または、公衆漁港施設に陸置きしようとする者は、町長が指定する施設を使用しなければならないとされていますが、実態は防波堤や物上げ場等に勝手気ままに小型船舶を係留したり、陸置きしている利用者も多数いますが、小型船舶の所有者に対してどのような利用管理を行っているのかお聞きいたします。

最後に、放置艇の取り扱いについてお聞きいたします。

県管理漁港の富岡港汐入地区は、漁船や小型船舶が台風等で緊急避難する重要な場所ですが、沈没している船や船尾を碇で固定しないままふらふらと係留している船があり、緊急避難してくる船舶にとって大変危険な状況にあります。昨年9月19日の熊日新聞に、牛深漁港の台場地区に10年以上放置されていた74.7トンの漁船を、熊本県が漁港施設への損傷や他の船との事故の危険性が高いとの理由で、漁場整備法に基づく強制代執行によって、県内で初めて強制撤去したと報道されておりました。富岡港においても港湾法に基づき、船舶の持ち主に対する撤去指示や行政代執行等の強権発動ができないのか、併せてお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。なお、町長の答弁に対しまして、一問一答方式により自席にて再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　ここで質問の途中ですが、昼食のため13時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩　午前11時52分

再開　午後　1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

町長。

○町長（田嶋章二君）　先ほどの山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、財政の状況についてでございますが、平成30年度決算での経常収支比率、将来負担比率、地方債現在高、基金残高等の数値から、厳しい状況にあると認識しているのはご指摘のとおりでございます。そのうち、将来負担比率につきましては、平成19

年度が158%、平成27年度が140.1%、平成30年度が121.5%と減少傾向にあるとともに、起債の償還につきましても来年度令和2年度に償還のピークを迎え、その後、起債残高は減少してまいります。厳しい状況にありながら改善しつつあるということでございます。

今後の財政健全化につきましては、平成29年度から10年間で起債残高を20億円削減するという目標を掲げております。つまり、毎年2億円ほど返す金のほうが多くなるということを考えてやっております。平成29年、平成30年は、その目標をクリアしているところでございます。

また、事業の執行にあたりましては、優先順位をつけるとともに、有利な補助金の活用や普通交付税の高率で算入される起債の借り入れなどを行うことで、健全化を図ってまいります。加えまして、予算査定方式につきましても、一般財源の枠配分方式についての検討を現在行っているところであります。今後も持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますし、当然使うことばかりではなくて、財政収入の増も考えていかなければならないと考えております。キューアサの点で、ちょっと私たちが挫折感を感じているわけでございますが、風力発電事業で幾分か財政がですね、潤うようなことが数年後から出てくると思いますので、そういうことも含めた中で、出を量って入るを増やしていくという考え方の中、実行をしてみたいと考えております。

次に、漁港・港湾の適正管理についてであります。まず、1点目の漁港・港湾施設における放置船の実態把握についてであります。熊本県におかれましては、漁港・港湾・河川・海岸等の管理者において、放置船実態調査を4年ごとに行っており、直近では平成30年度に実施しております。なお、この調査により確認されました放置船等の隻数は、町管理の4漁港において、放置船34隻、廃船19隻の合計53隻、県管理富岡漁港の町有地部分におきましては、放置船2隻、廃船6隻の合計8隻、町管理の2港湾におきましては、放置船2隻、県管理富岡港湾においては、放置船17隻、沈船3隻、廃船6隻の合計28隻、漁港・港湾を合わせまして、放置船55隻、沈船3隻、廃船31隻、合計89隻となっております。非常に目立つような状況になっております。

次に、2点目の漁港、港湾施設利用者の届出許可による管理についてであります。町管理漁港施設につきましては、苓北町漁港管理条例及び苓北町漁港管理規則に基づき、利用の届出、許可の手続きを行うこととしておりますが、漁港管理規則では、利用の届出については、甲種漁港施設利用届によるものとする。ただし、漁船及び5トン未満の普通船舶の利用に係る届出については、この限りではないと定めてあります。

したがって、条例、規則に基づく利用の届出は不要となりますが、町といたしましては、各漁港ごとの船舶の利用状況を把握しておく必要がありますので、毎年、年度

始めに天草漁協苓北支所を通じて、町管理漁港ごとの利用船舶一覧の提出を受けて管理をしております。

また、町管理港湾施設につきましては、苓北町港湾管理条例及び苓北町港湾管理条例施設施行規則に基づき、利用の届出、許可の手続きを行うこととしておりますが、漁船及び5トン未満の普通船舶につきましては、使用料は免除となっており、漁港管理の場合と同じく、天草漁協苓北支所を通じて、利用船舶一覧の提出を受けて利用状況の把握を行っております。

次に、3点目の富岡港汐入地区の沈船等についてであります。今年11月26日に開催された第4回熊本県放置船対策会議におきまして、熊本県の説明では、沈廃船のデータを作成し、各漁協に沈廃船の所有者特定調査を依頼し、所有者に自主撤去の働き掛けをするとのことでありました。また、海岸等で所有者不明の沈廃船の撤去を行政代執行で実施予定であり、その際には船価鑑定を行い、廃棄物に該当するかどうかを判断をいたしまして、行政代執行等を行うとのことでありました。

苓北町といたしましても、今後熊本県と協議をしながら、沈廃船等の問題に対応してまいりたいと思っておりますが、この数年です。沈廃船の対応に対する考え方が具体化してきて、大分厳しい答えがでてきております。これに我々も従いましてやっていかなければならないわけですが、なかなか所有者がわかっててもできないという状況は、やはりいろんな個々との対応がございますので、今後ともその点も含めて、まずは所有者を特定する。特定した中でしっかりと整理をお願いする。そういう状況をつくっていかねばならないと。あるいは、県管理のものについては、県とよく相談をしながら、しっかりした整理をやっていきたいと考えているところでございます。

以上で山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、再質問をさせていただきたいと思っております。先ほど町長のほうからは、大変厳しい財政状況ということは、自分も認識しているというようなご答弁をいただきました。ただ、確かに数値的には将来負担比率、当然下水道特会も含めて毎年2億円ずつ償還していきますので、この数値は下がるはずと。これは当たり前の話と思います。

ただ私が心配しているのはですね、その比率というよりも基金ですね、積立金、積立金が今、8億9,000万円ほどしかない、これは全体です。これ特定目的基金も含めて8億9,000万円まで平成30年度で落ちています。特に質問でも言いましたが、3月議会で5年間の財政計画を出してもらったときにですね、やはり同じように毎年1億3,000万円程度の歳入不足が、厳しい状況を鑑みたうえでも出てくるということで、残りが1億8,000万円程度の残高見込みだと。1億8,000万円という

と、平成6年度でいくとあと5,000万円しかない。それを過ぎればマイナスになってきて、それこそ私、申し上げたように、歳出の大幅カットというものを実施しないと、自立していけないと言うようなことになるというようなことからですね、今回一般質問で取り上げさせていただいたところです。

確かに、苓北町と同じように下水道がですね、町内津々浦々整備してですね、非常に将来負担比率の導入をされたときに問題になった長洲町、ちょうど私も県庁の市町村総室のほうにそのとき在籍してましてですね、当初の将来負担比率の算定からいくと、財政健全化基準を大幅に上回るというような問題があつてですね、どうかしてそれを回避するべきだということで総務省のほうと調整をしたときにですね、ちょっと考え方を考えましようということで、将来負担比率の算定が変更になったということで、財政健全化基準内に収まるような形で算式がなったというふうに記憶いたしております。

ただ、長洲町はそのときもですね、非常に財政状況がやっぱり財政健全化基準を引っ掛かると、財政権団体ということで、財政計画を総務省に出してですね、厳しい歳出管理、歳入管理をせにゃいかんというようなことでですね、その基準には引っ掛からなかったけれども、財政健全化計画、非常に厳しいものでしたけれども、それを作ってですね、給与のカット、また、あそこで目玉で造った金魚館というのがありますが、今ようやくまた再開しましたが、そこも閉館と。各種補助金は大幅カットというようなことを続けられてですね、今では平成30年決算で見ますと、ちょうどうちの将来負担比率は半分以下まで落ちています。ただ、積立金はまだまだ大変な状況で6億5,000万円程度しかありませんが、それでも苓北町の8億9,000万円、これは県下2番目の低さですけども、そこまで回復をしてきているという状況にあります。もうすぐこれがひっくり返るんじゃないかなという危惧を抱いております。

先ほど、起債額を10年間で20億円減らすというような計画もありましたけれども、私が調べたときには、その交付税が100%措置する、これは交付税が国のほうが現金が足りないから、国が借金すると難しいということで、地方のほうに借金をかぶせて、そのあとにその交付税はきちんと出しますからという約束事で、緊急財政対策債というものが導入されて、ただ、今でも現金が足りないということで、借金に借金を重ねさせてですね、地方のほうが相当な大きな負債を抱えてしまっていると。町のほうも30億円超というような大きな借入金をしておりますけれども、それは国の約束事ですから、その分はきちんと交付税措置でくるというふうには思いますが、それ以外の起債額そのものを調べたら、非常に5年前に比べれば9,100万円というような起債残高になっているという状況でございます。これだけまだまだ一般会計のほうの交付税措置が若干あるとはいえ、一般財源で返済をすべき金額が、相当7億円程度毎年まだまだあるというような状況でございます。これはどうしても起債の償還は100%絶対返せと。

これは、これを崩してしまうと地方自治体の財政そのものが破綻していきますので、給与をどんなにカットをする、町民の受益者負担を大幅にアップするというのをしたうえで、必ず返さなきゃいけないという約束事でございますので、そういう面を考えれば、非常に厳しい状況にあるのではなかろうかというふうに思います。

そういう中であってですね、個別個別でいろいろと財政健全化に向けての対策をお聞きいたしましたけれども、総体的に全体がですね、全職員、また町民が、この目標に向かってこれだけやっていかなければならないというような、ひとつの計画というものを立てていかないと、毎年毎年の予算査定で切り抜けられていけるような町の財政状況なのか、もう一回お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういうことも考えまして今、お答えしたような案件案件をですね、しっかり守っていこうということでもあります。

それと併せまして、下水道事業とかやらなければならない事業をやってきたわけですが、もう一つ、過疎ですね、過疎債を受けているところに熊本県は特交をものすごくたくさん配分している。3月の議会が終わりまして分析をしましたら、そのことが浮上してきましたので、県の市町村課長、総務部長等も話をしてまいりました。財政指数が0.13のところでは過疎を受けているところ、これが16億円も基金がある。そして、我々も過疎すれすれ、過疎指定すれすれ、0.51の財政指数ですが、結局過疎を受けているところに、これは国から手厚い手当がきいているわけですが、そのうえに県に聞きましたら、弱い地域だから配っているというようなことをおっしゃいましたので、それは我々も弱い地域になっているんだということの理解をですね、今、深めてもらっています。

そういうことも含めてですね、我々も入ることもしっかり考えながら、そして、出ることはしっかり管理もしながら、町民にもお願いしながらやってまいりたいと。ただ、絶対に必要な町民にとっての財政というのはあるわけでありますので、そこをしっかりと守りながらやっていく、これが難しい舵取りになっていくかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回質問をいたしましたのは、冒頭で、今の状況についてどうすべきかというような質問をしたわけですが、1点、津波対策で、津波の避難タワー、また、仮設住宅用造成地を大体最近の中でも7億円弱の緊急防災対策事業債を活用して造っていかれました。これは充当率100%で、交付税算入が70%ということで、過疎債と同じように非常に優遇された、過疎債は今、ソフト事業も対象になっておりますから、先ほど町長がおっしゃられたように、ちょっと赤字になったときはですね、過疎債を活用というようなこともできるのではなかろうかと。ただ、あまりやりすぎると結局

自分がひっくり返るといふふうになろうかと思えます。

そこで、財政のほうの担当課長にお聞きしますが、緊急防災・減災事業債、今年度、元金償還、利子も含めて70%を基準財政需要額に算入されるということですが、平成30年度決算においてのですね、緊防債の償還額と交付税の算定額がどのようになっているのかを一点お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 今、お尋ねがありました平成30年度決算の緊急防災・減災事業債の中で、償還額と交付税措置が幾らかというご質問ですけれども、償還額から申し上げます。元金・利子合わせまして、9,307万5,000円ですね。端数処理をいたしまして9,307万5,000円です。そのうち平成30年度の交付税にみられているのが5,453万円です。これを割り替えますと60%になりますので、国が言っている70%には合わないわけですけれども、これは単年度じゃなくてですね、借入れから償還最終年度までであわせて、7割の付近の理論償還利率を掛けてということになっていますので、そのトータルを申し上げます。

最終償還額がですね、13億3,699万7,000円です。これに対しまして理論償還による交付税最終トータルが、9億3,895万1,000円、これを割り返しますと70.28%ということで、国が出している約7割ですね、70%になるということです。これは70.00ならないというのは、交付税の算入ですね、山口議員ご承知のとおり、実額算入と理論算入という2つの借り入れ方式がありまして、この緊急防災・減災事業債につきましては、近年特に交付税の計算が煩雑になるということで、理論算入方式に切り替わってきていますので、その分で70.28%ということになっていますので、約7割については最終償還の中で含まれているということの数字になっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございました。

交付税の算入が今、60%、単年単年で見ると大体6割をちょっと超えるかなという感じだと思いますが、残り4割については、これこそ交付税以外に算入されない基準財政収入額以外の町税で賄うべきものですよ、あと残りの4割は。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○1番（山口利生君） ですから、今の質問の中でも言いましたけれども、町税収入が右肩下がりで下がってるという状況の中でですね、交付税に算入してもしなくてもいい25%の金額そのものも、大幅に落ちていくというようなことになるのではなかろうかと。そういうふうになった場合は、借入金自体は減らすわけにはいきませんので、どんどんどんどんほかの経費を削らないと借金返済に充てられないというような状況になっ

てまいります。そういったことを職員全部がきちんと知っているのかどうか、というところのひとつ危惧するところがあります。

それとあと、町長が先ほどちょっとキューアサさんの問題を、ちょっと挫折感を感じているというようなお話がありましたが、キューアサさん、非常に苓北町でもトップレベルでの法人税、また下水道使用料を払っていただいている会社じゃなかろうかというふうに思います。もし、その会社が本当に予定通り撤退というようなことになったらですね、それこそキューアサの下水道使用料は1,000万円程度あるような話を聞きましたが、その1,000万円をどういうふうな穴埋めをするのかというような問題も発生してきます。当然その1,000万円は借入金で対応できませんから、それは一般財源で対応する必要がでてきます。そういったときに、そういった場合があったときに、財政調整基金等を蓄えて対応にあたるというのが本来の目的ですけれども、それが10年経つと1億円ですよ。1,000万円の10年は1億円。ならその金をどういうふうに出していきのかというものも非常に大きな事柄と思います。単に1,000万円歳出削減といっても、今もギリギリの予算、査定をやっても、1,000万円という金がなかなか出てこないというような状況にあらうかと思います。そういった面です、きちんと財政計画が今、つくってあるならば、基金の目標を何億というふうな目標を掲げてですね、それは苓北町が合併しない限りは自立していく必要がありますから、その目標に向かって全体をどうするのかということを、きちんと議会、住民のほうにも示しながらですね、早め早めに少しずつ傷みを分かち合うというようなことが、必要ではなかろうかというふうに考えているところがございますので、その点を十分加味しながら、これからの財政運営をやっていただきたいというふうに思います。

これに答弁はいいです。先ほどこれについては、町長さんのほうが予算編成権を持っておられますから、当然わかっておられると思いますから。

次に、漁港・港湾の管理についてご質問いたします。

先ほど答弁の中では、放置艇の隻数が答弁の中では教えていただきましたが、私は、その放置艇以上に質問でも申し上げましたが、どのくらいの船が苓北町の港を利用しているのか。そのうち放置艇はどのくらいあるのかというような形をお聞きしたいと思っていましたところ。苓北町漁協のほうで、毎年4月の段階で町のほうに報告してあるということですので、当然、使用隻数はそれでわかっていると思いますから、ちょっとその点を教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 漁港のほうを申し上げます。それぞれの港ごとに申し上げます。

西川内が13、坂瀬川が9、志岐が5、都呂々が20、富岡西港が37、合計84隻

でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） すみません、今の隻数は放置艇の隻数ですか。それとも実際に使っている隻数ですか。

〔「そうです、はい」と呼ぶ者あり〕

○1番（山口利生君） 全部で84隻とおっしゃいましたですね。

〔「漁港がですね、はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 上津深江港で11隻でございます。都呂々はございません。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、あと漁港と港湾で95隻しか使用していないということですか。いやいや、県管理を除いてですよ。今、県管理は今のところは県は県として、当然県の指示を受けて町が管理しているということですので、その点については当然熊本県の指導のもと、適正な管理をやっておられるというふうに認識しています。

ただ、私が見るに西川内が13隻で、志岐にも20隻ぐらいいるのかなと思います。これは漁船だけの数でしょうか、それとも小型船舶も含めての数でしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほど町長のほうから答弁にありましてとおり、届出の義務がございませんので、管理できている分については漁船の数でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 先だって、苓北の支所のほうとの議会と懇談会を開催いたしました。その中でですね、漁船の隻数、それと組合員数についての資料をいただきました。組合員数を見ればですね、ここ20年の間に、平成20年から10年間です、組合員数が62名の減、そのうち正組合員が53名、準組合員は9名の減というふうに、右肩下がりで漁業者は下がっております。これから先、非常に危機感を持っておられますが、なかなか魚の魚価も低いと、捕れないということで、後継ぎは非常に厳しいというような認識をされておられましたので、それと高齢化が進んでいるということで、漁船自体もますます減ってくるのではなからうかと思えます。

それと、富岡地区が除きだから、大体90隻あまり平成30年度で、船内機、船外機合わせれば102隻は漁船の登録がされている船がいるというような数値をいただきましたが、これは小型船舶除きですよ。天草漁協苓北支所が把握している平成30年度の隻数は、全体で173隻、そのうち富岡が、大体92隻おりますから、84隻程度は漁船が存在しているはずですが、相当小型船舶ももっともって私が見た限りにおいては、

同じぐらいの小型船舶がいるのではなかろうかというふうに思っております。その数字そのものについては、これから先、きちんと把握をするべきかというふうに思っております。

放置艇対策、先ほどの質問でも申し上げましたけれどもですね、規則で5トン未満、漁船は使用届を出さなくてもいいというような規則でしていると。条例ではお金をとるようにしておいてですね、規則でそれを必要ないというふうに作っているということ自体、いかがなものかというふうに思います。

漁港自体は水産業の振興のために税金を投入しているはずですが。プレジャーボートは遊漁船、遊び用の船ですから、本来の目的以外の使用ということで使われております。陸地のグラウンドあたりも使うときは当然の使用料を全部とっているわけですね。学校にしても社会体育でするときはお金を徴収していると。何でその漁港はお金をとらないというような仕組みをつくっているのか。漁船は別ですよ。それと、防波堤に着けたりですね、物揚場に揚げたり空き地に放置したりというような、そういうケースは利用届けというふうに言うのか。利用というのは一時的に使うのが利用であって、1年以上も占有してるという場合は、その利用というふうなことで片づけていいものか。今は届けを出さないということですね、使用者もわからないと。

だから、質問で申し上げた、1人でですね、何隻も持ってあちこちにつないでみんな迷惑しています。漁協も聞くと。それは財産だと。その人の財産だから妙なことを言えないというふうなお言葉が返ってきました。それはもっともだと思います。やかましもんがおっとですね、逆に食いつかれたりして大事になりますから、そら一般の利用者あたりも思うとつても口に出せない。出せるのは漁港管理者しかいないんですよ。だから、そういうこともきちんとやっていかないと、ますます問題が大きくなっていくと思います。その点。使用料を取らないということは、条例を軽く見すぎじゃないかというふうなことも思いますので、その点をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず漁港の使用料ですけれども、これは規則に定めているわけではございませんで、条例の中で5トン未満の普通船舶の係留等については、徴収しないということを定めております。条例事項でございます。

プレジャーボート類の管理につきましては、漁船と違いまして基地港というのがなかなか定まっておらず、それぞれ個人の自由によって港を行き来する場合がございますので、なかなか管理ができない状況にあります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今の船舶の占有係留というのが、どういうふうに扱うべきかです。条例で使用料、岸壁及び物揚場、その中で漁船及び総トン数5トン未満の普通

船舶を除く、の係留というふうにあります。この単位が総トン数1トン当たり1日までごとにつき4円70銭ということで、この岸壁及び物揚場の本来の目的、これは漁獲した魚を一時的に持ってきて揚げるというような目的で造られているのか。本来の実際使っている係留というふうな目的が、この中にあるのかどうか。普通はここに持ってきて、仕事が終わったら指定された係留場所に持っていきなさいというのが基本だと思いますが、その点が曖昧になっているから、今のように誰でも町内・町外かまわず、熊本のほうからも船を持ってきている方もいらっしゃいます。だから、非常にめちゃくちゃになっていますよ。だから、やっぱり漁港管理者として、やはりきちんとした管理を押し進めていくべきだというふうに思いますので、ぜひこの点は考えたうえで、これから放置艇も含めてどうするのかということ、しっかり町のほうとして考えていただきたいというふうに思います。

[「答弁は」と呼ぶ者あり]

○1番（山口利生君） そのこのところの係留に対する考え方だけを1点、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 係留に限らずですけども、漁港は本来漁業活動のための整備された施設でございます。しかしながら、漁業活動に支障がない範囲でプレジャーボートの利用が認められております。苓北町の漁港管理条例には、8条の3項にですね、漁船以外の船舶についての制限を設けてございます。漁船以外の船舶を漁港の区域内に停・係泊し、または陸置きしようとする場合は、町長が指定する施設を使用しなければならないとその中で規定しております。

このことにつきましては、条例に基づいた町長が指定する施設の設定は、町のほうでは設けておりませんが、今後、漁業活動に支障がないことを前提といたしまして、必要に応じまして、漁協や漁業者の方と相談しながら検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） こんにちは。通告4番、7番議員、浜口雅英。質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

まず、1、安全・安心のまちづくり。

（1）原発に係る放射能廃棄物の最終処分場

町民の生命、財産を守るため、災害対策基本法の規定により、令和元年6月修正の苓北町地域防災計画が策定されており、計画第4条第19節では、原子力災害対策について、原子力発電所の事故や、原子力災害対策特例措置法第15条に基づき応急手当てを

実施するということが記載されております。あつてはならないことですが、原子力発電所等の事故を想定されたものでしょう。九州には、ご存じのように鹿児島県の川内原子力発電所と佐賀県の玄海原子力発電所があり、これを想定した対応であろうと考えます。しかし、この町の防災計画は令和元年6月現在での対応です。

このような中で、先の令和元年11月1日付けの新聞では、「天草市で核ゴミの処分場説明会、安全への疑問相次ぐ」という見出しで、また、11月23日の新聞では、「放射性廃棄物の地層処分説明会、NUMOと国」との見出しで報道がなされておりました。これは、経済産業省資源エネルギー庁と原子力発電環境整備機構（NUMO）が、2017年からこのことに関する説明会を全国で開催し、県内では4回目ということでした。

この、原子力発電所から排出される高レベル放射能廃棄物の最終処分場に関する説明会が10月30日、天草市の天草市民センターで開催されたとのことですが、どのようなものであったのでしょうか。高レベル放射能廃棄物の最終処分場は、原子力発電所の事故とは直接関係はないのかもしれませんが、これまでの外国や国内での原子力発電所の事故と、その処理に手も足も出ないような状況を目の当たりにしたとき、広範囲に、そして永遠に私たちの生命と財産を脅かすのではないかという恐れが強くなります。

原子力発電所から排出される高レベルの放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場に関する説明会が天草地域で開催された意図、今後の動向など、そして、このことに苓北町がどのようなかわりをしてきたのか、関係する全ての事項をお尋ねします。

（2）行政執行体制の有り様

本年も12月に入り、新年度の令和2年度の予算策定に多忙な時間をお過ごしのことと存じます。言うまでもなく町政の施策立案と執行には全てに予算の裏付けが必要です。このため、10年間の基本構想、5年間の基本計画を策定され、さらに、これの遂行にあたっては、この10年、5年の長期計画と加えて3カ年の実施計画が策定され、この施策の執行に係る財源の確保に苦慮されながらも、適切な行財政の遂行に努めておられることでしょう。

ところで、町の予算策定の手法は、過去の施策の成果と現状、そして課題、町民の要望など幅広く、そして、貴重な税金の使い道を検証しながら予算に反映されていると考えます。当然、現在の元年度予算もこのような取り組みの中で議会に提案され、慎重審議の中、元年度予算が決議されました。議会における3月の予算採決を経て、施策の遂行、執行に取り組み、もう12月に入りました。1年12カ月のうち4月から11月まで8カ月が経過したわけですが、この間、一般会計45億7,000万円。10の特別会計が29億1,000万円。総額74億8,000万円の当初予算に、その後の補正を含めた予算が執行されております。

これらは全て、今年度執行分と来年度及び再来年度分の3カ年間の実施計画が、その根拠になっているはずです。

この実施計画は、当然、基本構想、基本計画に基づくもので、これらの3つの計画書が芥北町の町民、住民を守るための振興計画と理解しております。

この計画に基づく施策の執行にあたっては、予算策定に至った経過を示す3カ年の実施計画を公表すべきです。

これまでの記憶では、遅くとも6月定例会までには実施計画書が配布されていたようですが、平成28年度から30年度に関する実施計画書は28年9月に配布されていません。しかし、ここ数年これの配布が遅れていますし、実態として配布もされていないのではないかと考えます。今年もまだ配布されておりません。早急に、直ちにこの実施計画書を配布され、行政と議会が、そして町民が、町の行政の状況、財政の状況を把握しながら、これからの町づくりに協働していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 危険箇所の撲滅

これまで、芥北町地域防災計画書、資料編の道路危険箇所を中心に町の防災への取り組みを尋ねてきました。今議会においては、同じく芥北町地域防災計画書、資料編の土石流危険箇所表に基づき町の考えをお尋ねします。

この表によれば、河川名、溪流概況、保全対象、砂防施設について、坂瀬川地区から都呂々まで、富岡地区を除いて土石流の危険箇所が掲載されており、対象箇所数は26カ所、保全対象は、人口の総計が700人、人家戸数が209戸となっています。

町は、津波対策として、AC-IIをメインにした避難地の造成や、鉄骨による避難タワーの建設などに取り組んでこられました。このように町民の生命を守るための津波対策を行うのであれば、当然、土石流の危険箇所を掘っておられ、防災計画書に掲載してあるわけですので、これらに対しても危険度の大きい箇所から優先順位を付け、このような事案にこそ積極的な公共事業を実施し、危険箇所の解消に努め、住民の安全を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、志岐川と三会川に挟まれた志岐の明神山、紺屋町の住宅地、農地は、大雨のたびに浸水する区域です。現在施工中の志岐漁港海岸整備工事の中で、水門の設置が考えられますが、現在これを管理されている住民に負担のかからない、公共の責任で管理出来る自動化された水門等の施設を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、危険箇所は地形によるものだけではないと考えます。防災計画書に記載されている以外に、日常の住民生活の中で、昼夜を問わずに生活することはよくあることです。このような中で、夜は暗いということは当たり前のことですが、それでも行動しなければなりません。特に本町は、病院などの福祉施設がたくさんあり、これらの施設では夜間での勤務も常態化しているのではないのでしょうか。加えて児童生徒の下校もあり

ます。通勤や下校などなどで、夜は暗くて怖いという所を通らなければならないことがあるのではないのでしょうか。このような区域を熟知しておられるのは、そこで生活しておられる住民の皆さんです。

今、苓北町は人口の減少が進み、無人の家屋も増えています。このような状況の中で、環境の中で、これらの地域から防犯街灯設置の要望があった場合には、住民の安全を守る立場から、このことに積極的かつ速やかに対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。何かあってからでは遅いではありませんか。

(4) 道路の管理

道路は、国道、県道、町道、林道、農道、里道などがあり、いずれも私たちの住民生活を円滑に営むうえで、無くてはならないものであることは万人が認めるところです。当然、町内全域にくまなく敷設されていますが、これまでも議会の中でこれらの管理の状況は不十分であることから、町に維持管理の充実を強く訴え、問題提起してきました。この問題、課題には、複数の議員からも同様の提起がなされています。このことに対して、町も維持管理の重要性を十分認識され、これに対処するかなのような回答を議会の中で伺っていますが、現状をみる限り、何の対応もされていないという認識しかありません。

町の町政年報によれば、天草管内の国道324号は、約74キロメートルのうち改良済みは99.2%。389号は約37キロメートルのうち92.3%に。町内の県道は全6線、32キロメートルのうち改良済みは13キロメートルであり、改良率は40%にとどまっております。特に県道坂瀬川鬼池港線は利用度が低いのかもかもしれませんが、全長1.3キロメートルで、公共団体が管理しているにも関わらず、改良済み延長は0メートルという信じられない数値が統計資料として示されております。

苓北町には、九州電力の石炭専焼火力発電所が設置されおり、その発電量は70万キロワット、2基で140万キロワットに達しています。この数値は熊本県全体の約70%から80%の電力を供給しているとのことです。

この2基の発電施設も1号機は平成7年、1995年に、2号機は平成15年、2003年に運転を開始されており、2号機が16年、1号機は24年が経過しています。当然、発電機器、施設にも老朽化による故障も想定されていることでしょう。このため発電施設の機器の定修を実施しておられるようですが、定修済みであっても緊急的な故障も考えるべきでしょう。このような事態に対しては、関係資材等の運搬は、海上交通による対処もその一つでしょうが、やはり天候に左右されることが少ない陸上交通路を確保しておくことが求められ、このための整備こそが適切な対応ではないのでしょうか。

熊本県には、発電所を所有する九州電力から巨額の税金が納入されております。このことから万が一に備えた、九州本土から、発電所の立地自治体である苓北町への国

道、県道の整備は、適切な県民生活の確保のためにも重要な事案と考えます。加えて、町も九州電力の株を購入して、九州電力の営業の向上へ積極的にかかわっておられます。

このようなことから、324号線の御領区間の改良、荒天時における坂瀬川、上津深江海岸の越波対策や、県道の二江区間のバイパスの整備などについて、今以上に国や県に積極的に働き掛けるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、町道については、路線本数404本、総延長は263キロメートルとなっておりますが、冒頭に質問しましたとおり、維持管理の様子が見えません。特に山間部の道路は、これが公共の管理する公の道なのか、民間所有の山の中なのかわかりにくい箇所、区間が相当数あります。また、ほかにも山側法面や路側法面の崩壊、そして、アスファルトを支える路盤が、上層路盤、下層路盤が崩落している箇所、側溝への土砂や落ち葉等の堆積、この堆積土砂に対するイノシシのほじくりなど、その箇所は数えればきりがありません。町中では、側溝の老朽化が原因ではないかと考えられる「側溝の蓋鳴り」が際立っております。何らかの対応をすべきではありませんか。

また、道路管理のためパトロールをされているとの説明でしたが、今回、集落あり、山道あり、ミカン園地ありの西川内区域の町道15本、延長14.6キロメートルはどのような状況でしたか、お尋ねします。

ちなみに、先ほど申しあげました町道15本は16本に、延長14.6キロメートルは14.9キロメートルに訂正してお尋ねをいたします。

(5) 高齢者の現状と対策

先の第6回定例会で、高齢化率が40%を超えた中での、高齢者への単身での生活状況と見守り等についてお尋ねしました。先日の新聞報道で、「福井3遺体、無理心中の見方、71歳容疑者、3人介護で孤立か」という見出しで、高齢化社会が進む中で非常につらい報道がなされておりました。内容は既にご承知の事と思しますので詳細は避けませんが、併せて「多重介護、重い負担」という事項も掲載されておりました。これは、1人で2人以上の親族をお世話することを多重介護というそうでございます。

東京の介護関連会社の10月の介護経験者600人に行ったアンケート調査では、22%が多重介護の経験があるとの答えがあったようです。さらに、日本ケアマネジメント学会の理事の一人は、「食事をはじめ介護のニーズが異なる3人を同時にお世話するのは途方もない負担だ」と指摘されているようです。本町の高齢者の現状の中に、このような多重介護の世帯があるのかお尋ねします。

さらに、これの確認には家庭の事情等で難しい面があろうかと考えますが、このような悩みをお持ちの家庭はないのでしょうか。あるとすればどのような見守り体制と対策を立てておられるのか、併せてお尋ねします。

人口減少対策。

(1) 産業の振興

これまで産業の振興として、1次産業の取り組み、企業誘致の取り組み等について町の考え方を尋ねてきました。このうち、外部からの新たな企業の誘致、特にマグロ養殖の誘致は非常に厳しい状況にあるようです。このような中で、既に誘致し、苓北町の重要な産業として活動しておられる誘致企業の状況はいかがでしょうか。若い人をはじめ町民の働く場所の提供を、さらに購買力をはじめ地域活動など町の振興に大いに貢献いただいております、これらの誘致企業の更なるご活躍が、若年層の流出による町の人口減少の大きな歯止め策なることは間違いありません。実態を把握され、町として、行政として協力出来ることがあれば、人口減少対策の、そして町の振興策の一環として積極的な施策を活用し、町政発展への理解を求め、心から協力をお願いしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 子育て環境の検証

令和元年10月から国の政策に基づき、3歳から5歳までの保育所を利用する子ども達の利用者負担額、保育料が無償化されています。まだ施行されたばかりです。この制度では、食材料費などの副食費はこれまでどおり保護者の負担になっているようですが、いずれにしても、これまでに比べれば保護者の負担は大幅に軽減され、子育て環境の整備に大きく寄与することが想像できます。このような中で、これまでの議会の中で、全ての児童生徒の学校給食費を無償化し、苓北町の子育て環境の整備により入り込み人口の増加を図り、手の付けようがないと思われる人口の減少に歯止めをかけたかどうかという提案をしてみました。このときは、補助を必要とする児童生徒には相応の対応をしており、全児童生徒への無償化は考えていないという町の考え方を示されましたが、今なお人口減少に歯止めがかからない状況の中で、今回の保育料無償化と併せて、保育園児から15歳の中学3年生まで、いわゆる義務教育まで保護者負担の軽減を図り、子育て環境を整備し、改善できない人口増を目論むために、今回の保育料無償化制度の副食費の据え置き分も無償化し、加えて、全ての児童生徒の学校給食費の無償化も再度検討されることを提起しますが、いかがでしょうか。なお、ご承知のことと存じますが、今回の保育料無償化制度の副食費の据え置き分の無償化、全ての児童生徒の学校給食費の無償化を実施されている自治体も、先ほど野崎議員から自治体名の提示もありましたように、国内、県内に複数あるようですので申し添えておきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず第一に、原発にかかる放射性廃棄物の最終処分場のことについての質疑でありま

した。最初にお断りしておきますが、私は報道で知る前、このことの説明会があるとは全く知っておりませんでした。そういう中で行われたわけではありますが、原子力発電所から排出される高レベルの放射能廃棄物の最終処分場に関する説明会が、天草地域で開催された意図と今後の動向については、国におかれましては、2015年に「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する新たな基本方針」が決定され、2017年に「科学的特定マップ」が公表されております。その中で、現世代の責任で地層処分を前提に取り組みを進めることや、国民の地域の理解と協力を得ていくため全国で説明会が開催されており、放射性廃棄物の地層処分について広く国民に理解を深めてもらうため、今後も全国各地で説明会が開催される予定となっているようであります。ですから、これは天草地域を特定して候補者にしたからということでの説明会ではないということでありませ

ず。ご承知のとおり、原子力施策を国はお勧めになられております。おられますけれども、それを燃やしたあと、そのごみをどこに収めていくのかという、このことがはっきりしておりません。よく言われるのが、家を建ててトイレがないような状況であるというようなことでもあります。このことについては、もし原子力施策を進めていかれるのであれば、やはりごみの捨て場をしっかりと確保するということが大事である。そのことからこういう計画を立てられたのではないかと拝察をしているところであります。

このことから、苓北町がどのような関わりをしてきたのかにつきましては、放射性廃棄物の地層処分の特性区分と要件基準が示されている「科学的特性マップ」により説明がなされておりますが、このマップの中で、苓北町は鉱物資源があるということで、将来の掘削可能性の観点から、好ましくない特性があると推定される地域と位置づけられております。要するに、ごみ捨て場にはここは合っていないことであるようですが、しかし、なかなかこの辺については、隣町にこのごみ捨て場を造られて、我々に影響があるかないかというのは我々のレベルではよくわかりません。だから、そのところは慎重にやっていただくべきであと同時に、やっぱりごみ捨て場のない原子力発電を続けていくというのは、なかなか難しくなってくるのではないかなと、私は考えております。ですから、早くこのことを解決をしていただき、そして、原子力自体が本当に我々の幸せを招くものであるのかどうか、このことについても今、考えるときであるのではないかと思っているところであります。

次に、執行体制の有り様についての質問であります。ご指摘のように実施計画の配布が遅れているということは、これは断じてならないことだと思っております。お詫びするしかありませんので、今後しっかり改善をしていきたいと考えております。

次に、安心・安全のまちづくりについてであります。危険箇所の撲滅についてご質問がございました。

1つ目の、防災計画書資料編の土石流危険箇所表に記載されている箇所につきましては、危険度の優先順位をつけ、積極的に事業を実施し、解消を図るべきとのことでございました。防災計画資料編では、県の資料に基づき土石流危険箇所として、10河川で25箇所について所在地、溪流概要、保全対象、砂防指定の有無、砂防設備の有無を掲載しております。また、現在の町の防災マップでは、土石流危険溪流（土石流発生の恐れがあり、5戸以上の人家に被害が生じる恐れがある溪流のことを指します。）と土石流危険区域（想定される最大規模の土石流が起きた場合に、土砂の判断が予想される区域と規定されております。）を表示しております。土石流危険箇所の解消を図るためには、砂防設備や治山設備等の整備が必要であります。町単独での事業実施は厳しいことから、これまで単県治山事業や砂防事業により整備を進めてきております。今後も議員ご指摘のように、危険度の優先順位をつけたうえで、熊本県へ、単県治山事業や砂防事業等での整備について、強く要望を行い、整備の促進を図ってまいります。

2つ目の志岐漁港臨港道路整備に係る明神山区、紺屋町区の排水対策につきましては、臨港道路本体工事と同様に漁村再生交付金事業の採択を待ち、今年度中には設計を完了する計画としております。

なお、ご質問の自動水門の設置につきましても、詳細設計の中でその必要性を判断をしていただきますが、設計にあたりましては、地域住民代表者を交え協議をさせていただきます。

3つ目の防犯街灯の設置要望への対応につきましては、現地調査時に区長さんに立ち合っていただき、現場状況と防犯、街路灯設置基準をもとに判定し、速やかに対処をしていく所存でございます。

次に、安心・安全の町づくり。道路の管理についてであります。

国県道の整備につきましては、今以上に国や県に積極的に働き掛けるべきとのご質問でありました。当然のことだと思います。その中で、本年10月28日に天草地域国県道道路整備促進期成会による要望活動を実施いたしました。要望先の県庁土木部門関係課、県議会に対する要望をいたしました。回答といたしましては、坂瀬川、上津深江海岸の越波対策につきましては、本年度測量設計委託業務を発注しており、対策工法の比較検討等を実施しているところであるということでもあります。今後は、危険箇所対策に順次着手するとのことであります。

また、県道本渡五和線の二江地区の整備につきましても、具体的な事業化へ向け、取り組み内容を検討するとのことでありまして、本年度中には実施工事に入る予定だと聞いております。

なお、その他の要望路線につきましても、順次対策を実施していくとの回答を得ております。このことにつきまして、地道な要望活動の成果と考えており、それと併せて、

国会の先生、そして県議会の皆さん方の大変なご尽力の賜物でもあると感謝をしているところでもあります。今後も国県道の整備促進に向け、関係機関へ積極的に要望してまいります。

次に、西川内地区の町道15路線についての現状であります。山間部の路線で路面への落葉等が堆積している箇所、支障木が繁茂している箇所が見受けられているようがあります。一部の路線につきましては、堆積物の除去等を実施しておりますが、未実施の路線につきましては、今後、重機借上料等により撤去等を実施してまいりますし、当然今、利用価値のある道路でありますならば、まだまだ足りないところがあるやに聞いておりますので、このこともやはり優先順位をつけながら、しっかりと改良をしてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の現状と対策であります。多重介護についてのご質問について答えさせていただきます。

1つの世帯に2名以上の親族の方のお世話をされている世帯についてであります。子どもさんが両親の介護をされている世帯はございます。その方々は通所介護や訪問介護等の介護サービスを受けておられる方々であります。介護保険の認定を受けておられる方は、担当の介護支援専門員が、その家族を含めたところで見守り支援を提供しているところでもあります。また、介護保険のサービスにつなげていない、もしくは、全く介護保険サービスも受けておられない世帯には、包括支援センターの看護師が自宅訪問しながら、健康管理や日常生活の不安なことなどに対し、助言等を行うなどの相談業務を行っております。

見守り体制は、地域の方々のご協力が不可欠でございます。そのために医療機関との連携や民生委員との情報共有を行っております。また、相談しやすい環境づくりのために、家族介護教室の開催や認知症家族交流会の実施をしているところではありますが、やっぱり二、三、やはり介護支援員のアドバイスとすれ違う方々もいらっしゃるようがございますので、その方たちが介護のサービスを受けられるような状況を、しっかり支えていかなければならないと考えているところでもあります。このように、自宅にいても病院にいても切れ間なく安心して同じような支援が受けられるように、地域包括システムの構築に向けた地域のネットワークづくりに取り組み、見守り体制を整備してまいります。

次に、人口減少対策であります。既に誘致した苓北町の重要な産業として活動されておられる誘致企業の状況についてであります。これは人口減少対策に歯止めをかけるということでご指摘があったわけでございますが、昭和46年から現在まで、九州電力苓北発電所内の企業を除き、計6社を誘致し、従業員数は、パートタイム勤務者を含めて現在、223名の雇用をさせていただいております。誘致した企業には、雇用されておら

れるご家庭の生活を支えていただくとともに、町の振興にも大きく寄与していただいているところでございます。

しかしながら、先般、そのうちの1社から、諸々の事業経営の関係により、令和3年3月末日をもって生産を停止することとなった旨の報告がございました。このことは、町にとっても地域経済や雇用の面からも大きな影響を及ぼすこととなりますので、引き続き当該事業所と今後の雇用面等についてのご相談を申し上げていきたいと考えているところでございます。

次に、子育て環境の問題であります。副食費の無償化についてのご質問でありました。野崎議員の答弁と重複すると思いますが、ご了承をいただきたいと思います。

令和元年10月1日現在で、保育料無償化の対象となる3歳から5歳の入所者数は、164名でございます。そのうち所得要件で免除となる入所者数は71名でございます。残りの93名が副食費徴収対象となるわけですが、そのうちの30名が多子世帯ということで、熊本県と苓北町がそれぞれ2分の1負担をして補助することにより、保護者負担はございません。最終的には63名の入所者保護者に副食費の負担が生じてまいります。今回の新たな副食費負担につきましては、保育料無償化により副食費が無償化前の保育料より高くなるという世帯はございません。

以上のことから、保育料無償化により負担増となった家庭はなく、今回の制度改正のメリットが大きいと考えております。しかし、ご指摘のあったように、こういう無償化を進めることによって、苓北町が住みよいと考えておられる方もいらっしゃると思いますが、先ほど申しましたように、今まではどうしても苓北町の特性をですね、この20年間ぐらいは十分町内外に伝えきってない。サービスを受けておられる方も当たり前のことだと思っておられる方がいらっしゃるようでございます。そういった面で、我々の宣伝不足、その力量がなかなかなかったのかなあと、これは職員全体でもう一回反省をした挙げ句に、3月から4月にかけては、その能力を持っておられる方を応援隊でお呼びしようという計画でありましたが、内部事情があったようでありまして、この前の10月からということになったようでございます。こういう良いことやったときには、町内外にしっかりお伝えをして、その反応の中でしっかりと来ていただく。これは企業誘致もその家族の方たちを考えるとですね、やはりこういう制度があるほうに行かれるのではないかと思います。

只今、このことについては私も同感ではありますが、やはり財政事情を考えますときに闇雲にですね、だからといってというわけにはいかないのです、それを検証しながら、プラスマイナスをよくしっかり考えてやってまいりたいと思っております。

次に、やはり人口減少対策として、子育て環境の検証であります。次には、学校給食の無償化についてであります。昨年度の文部科学省の調査結果によりますと、全国

1,740自治体のうち、給食費について一部補助と何らかの補助をしている自治体が、全国に424自治体、そのうち全額を補助している自治体が、約4.4%の76自治体があるようであります。県内では、一部補助と何らかの補助をしている自治体が18自治体、そのうち全額を補助している自治体が2自治体あるようである。

苓北町の給食費の補助につきましては、他自治体と同様に、経済的理由によって就学困難とみられる児童・生徒の保護者に対して、学用品費をはじめ給食費等を補助する就学援助制度を実施しており、本年度も小学生24人、中学生13人の合計37人に対して、給食費の全額補助を行っております。現時点では、全児童・生徒の給食費の全額補助につきましては実施する予定はありませんが、既に補助を行っている自治体の状況等について、情報収集するとともに、子育て支援策を総合的に判断し、他自治体の動向も踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきましたが、先ほどの原子力のことは、非常にやっぱり微妙な問題であります。片やですね、苓北町は石炭火力専焼の発電所のであります。これを今のままでしておきますと、今一番話題になっている地球温暖化の中での気候変動の大きな原因になってくると。ただし、今、技術的にはですね、石炭火力から排出されるCO₂を吸収する技術、そして、それを再利用できる技術がもう既にできているんです。原子力にかける金をそっちにまわしたならば、もっとですね、安心で安全な発電施設ができるはずであります。

そのことを含めた中で、私どもは今後、3号機を含めて熊本県と良く相談をしてまいりたい。あまりにも原子力に偏りすぎている。石炭火力、あるいはコンバインド、石炭と天然ガス、そのうえに出てきたものを地中化するようにしたら0%であります。大気汚染物質。こういうことに金をかけたほうが、私は国の得策ではないかなと、これは私の考えでありますので、参考に聞いていただければと思いますが、非常に原子力施策というのは微妙であります。まだまだ福島の一部は帰ってこられないんですよ、もう10年近く経つのに。こういうことが我々の地区でもですね、玄海と鹿児島川内は、大体80キロから90キロぐらいしか離れていない。この前、福島原発が爆発したときには、静岡県のお茶の葉まで汚染されていたんですよ、300キロ以上離れているところで。

そういう状況も考えるときに、発電をやるなら、これはやはり石炭を中心に使って、何で石炭というと、石炭はまだ350年間は今の状況で使っていってもまだまだ使えるんですよ。ほかのはもっと寿命が少ないです。そういうことで、そういう技術に金を使ったほうが、非常に国としても得策ではないかと。これは私だけの考えでありますので、それが理に適っているかどうかはわかりませんが、いろんな状況を私も聞いた中で、その発言であります。原子力というのは微妙なことでありますので、それに取って代わる

発電をですね、ぜひ芥北町でやってほしいと、そういう思いであります。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

〔「議長、側溝の蓋鳴りの答弁のなかばってん。側溝の蓋の、7ページの上から5行目」と呼ぶ者あり〕

○町長（田嶋章二君） 側溝の蓋鳴りについては確かにですね、老朽化の中で、やはり磨滅して音が鳴ると思います。実際、私の家も夜中にちょうど起きるぐらいの音がしておりますので、そこはよく精査して、できるところから、なるだけひどいところから先にやってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、子育て環境の検証についてですけども、これは質問の中でもお尋ねしておりますように、野崎議員に対する回答と若干違います。野崎議員は、保護者の皆さんの経費が軽減になるということでしたけれども、私は、それに加えて、そのことによって入り込み人口を増やす、そして、人口の減少に歯止めをかけ、さらには、芥北町の人口を増やしたらどうかと、その施策に使ったらどうかということで提案をしたものです。

先ほどの町長の回答の中には、なかなか子どもさんが増えないのではという話もされましたけれども、その問題は、この給食費関係の軽減策とはまた若干違った形での取り組みをするべきだろうというふうに思いますので、そういう面からの捉え方として、要するに入り込み人口を増やすと、そういう立場で無償化を考えたら、子ども、保育園からですね、先ほど言いました義務教育の間は無償化にしたらどうかということですので、あと一回お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も就任以来ですね、少子社会、高齢社会は国を滅ぼすと言ってまいりました。そのことがようやっと今、現実感をおびてきているわけでありまして、そういった意味で、やはり子育てにお金がかかる、これの認識を大にしまして、第3子施策、そして第2子もですね、安いほうを回転させて保育料に向けておりました。その後、年次ごとに医療費の無料化に取り組んでおります。そのことについても今はどこも当たり前になってきましたが、今から十数年前までは、やはり先進的なことだと言われておりました。

私のねらいはですね、そういうことを含めて、国の将来が危ういことを考えれば、国がですね、我々がやっていることをもう10年も経てばやってくれるものだと思って要望もしてまいりましたが、ようやっと気付かれたという思いであります。そういった意味でですね、ぜひ今後でもですね、子育て支援は続けたいのですが、もう少し利用されている方からの声も含めて、わき上がってこないかなという思いもいたしております。中

には、先ほども言いましたが、当たり前、どこでもやっているようなことだということ
を十数年前聞いて、私は愕然とした思いがいたしました。これは多分、職員の宣伝不足
からそうなっていると私は思っております。

そういう意味でですね、これからも人口を増やす、あるいは交流人口を増やすという
ことは、非常に現実的ではないかもしれませんが、諦めてはならないと考えております
ので、この件については、やはり長期的というよりも中期的な検討をしながらですね、
やはりやっていきたい。今、給食費を払っておられる60数名の方々、この方々の状況
もお一人お一人違うと思うんですよ。そういうことも含めた中で、よく調査をして検討
してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今の件ですが、これまで田嶋町政は、下水道のいち早くこうい
う過疎地域にも関わらずいち早くそれに取り組みましたと。また、堆肥センターも資源循
環型社会の構築という、非常に当時とすれば先進的な取り組みであったろうというふう
に思うわけですね。

そういう意味で今、提案申し上げたのは、これは全国津々浦々とは言いませんが、全
国でも複数箇所がもう既に設置されておることですので、ぜひこの取り組みをして、人
口減少に歯止めをかけてもらいたいと思います。

それから、産業の振興についてですが、今、具体的にそういう話を聞きました。私は
まだ噂の段階で質問することがですね、この議会の中で質問することが適当でないとい
う感じもしましたが、多くの方が勤めておられるという状況もありまして、その勤
めの関係者の方から、そういう話が会社の中であっていると。だから、ちょっと町長さ
んに聞いてみてくれんかという話がありましたのでお尋ねをしました。

町長の話にもありましたように、今後の従業員の再雇用などの対策を具体的に考えて
いただいて、これまで貢献いただいた皆さん方が、言い方は不適切かもしれませんが、
路頭に迷わないような対策を考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このことについて今日、申し上げたのはですね、もう既に旭化
成本社から説明に来ておられます。そういうことの中で、もう公表をしたほうがいいの
ではないかという思いがいたしました。旭化成の説明によれば、もう10年続けてずっ
と赤字であったと。これ以上こういう状況が続けるわけにはいかない。そして、やはり
今の時代にやっぱり合わないような事業形態になりつつあるということでありました。

それで、しかし、急にということではありませんで、再来年と、再来年に生産をやめ
て、その後もですね、いろんなその整理が続くと。だから、その整理に何人必要なのか
どうかははっきりおっしゃいませんでしたが、あとの仕事についても責任を持った相談体

制をとっていくということでありまして、もっと言わせていただければ、その整理が終わったあとは、あそこは全て解体して更地にするということでありました。

もっと言わせてもらえば、今、苓北町内にですね、150名体制のところを移築したいという希望者がおられます。これ6、7年後の話なんです、どこになさるのかはわかりませんが、その方たちが来ていただくと、やはり従業員はそのまま移ってくるかもしれませんが、やっぱりこの次に雇用する場合は、やはり近くの方たちが来られるのではないかと考えておりますし、先ほどの下水道とか水道の使用についてもですね、当然それが付いてまわってくるということでありまして、絶対に苓北町に来たいけれども、土地がないと言っておられました、今、候補としては二つ三つあるような感じですね。キューアサの跡を考えれば、その中でどう判断なさるのかですね、ぜひその介護施設にもですね、苓北町に来ていただくように、私たちが頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これも噂の域を脱しませんが、このほかにも巷ではですね、閉められるとか辞められるとか、寂しい話がいくつかあるようですが、町は情報を掴んでおられますか。事実だとすれば、これらの原因はいったい何なのか。今の話では、会社の工場の生産工程の問題もあるやのように聞きましたが、それ以外にもやはり先ほど言いましたが、交通の便がやっぱり不十分といいますか、そういうものがやっぱり根本的にはあるのではないかと思います。マグロがなかなかこちらに向かないのも、なんか稚魚からの生産とかそういうものがあつたということですけども、やはりその前に交通アクセスが悪いということだろうというふうに思いますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） キューアサの場合はそのことはおっしゃっておりませんでした。マグロの場合だとまだ奄美大島とか五島あたりで生産しておられるところが多いわけでありまして、そこはそう変わりはないところじゃないかなと思っておりますが、やはり、交通の利便性というのは、やっぱり大きな誘致のですね、重点項目に入ってくると考えております。その証拠が、熊本市周辺のあの先端技術産業ですね、そういった意味においてやはり交通というのは大事だと。そういうことで、熊本天草幹線道路に我々も皆さんも一生懸命になって今、力を注いでいるわけでありまして、この遠隔地としてどうそれを乗り切っていくかというのは、やっぱり課題です。そう思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 産業振興についてですが、これも確かな情報ではありませんけれども、法律に違反して操業されている企業が苓北町にあるという情報は掴んでおられま

すか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それは掴んでおりません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 高齢者の現状と対策として、先ほど見守り体制は地域の見守りという非常にきれいな、曖昧な言葉で表現されましたけれども、もう少しやっぱり介護とかなんとかはですね、その家族の方に比べれば、私、特養に1年半、デイサービスのほうですけれども勤務した経験があつてですね、介護の大変さ、これも失礼な言い方かもしれませんが、悲惨さというのはですね、ちょっと想像を絶します。にもかかわらずこの地域の見守りという、非常になんか温かい言葉にしてありますが、もう少し具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も介護施設等々、経営に参画したこともございます。やはり、施設に入って施設の従業員がおやりになることも大変な仕事ですが、やはり家庭で、例え自分の親であっても兄弟であっても、毎日毎日それを見とるというのは、大変なこれは重労働であると思いますし、私だったらどんな遠いところでもいいから施設に入れてあげたいと思います。それだけ大変厳しい状況であるわけでありますので、そういった意味でですね、そこで介護なさっている方は大変な思いで頑張っておられる。私と違って非常に肉親愛が強い方であるし、大変なご苦勞もなさっておられると思います。そういう意味でですね、地域が見守るというのは確かにきれいな言葉ですが、関わられる程度で関わっていただければ良いのじゃないかなと、そういう中での地域が見守るといふ言葉だと私は解しております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 道路の管理についてですが、道路パトロールは、パトロールとしてはしていないけれども、現状を見つけて対処するというふうな話でしたけれども、どのような手順なのか。それから、この道路パトロールの中で、上津深江椎葉線から坂瀬川の嫁入川線へ接続する3つの路線の状況は掴んでおられますか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 道路パトロールはですね、月に1回程度行っておりますし、それで見つけたところを自主的にですね、草刈り等を行っているところもございますし、区長様からの通報等でですね、草刈りを計画している路線もございます。

それと、先ほどの萩の平線ですね、嫁入川から行ったところの萩の平線につきましては、昨年度もですね、タイヤショベルで整備し、雑草も支障木も繁茂してる草も刈ったところがございますけれども、本年度も予定をしております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 当初質問しましたようにですね、複数の議員がこのことに問題提起していると。それについて町は重要性を認識して何らか対処するような回答をされていますが、何の対応もされていないという質問をしましたが、そのことに対して憤りを感じませんか。

このですね、今の坂瀬川の椎葉線なんかはですね、坂瀬川への現在とても通れるような道ではありません。先ほど町長に写真を提示しましたようにですね、あれがパトロールをしているんですか、あれで。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 昨年ですね、そこは整備したものですから、今年度も整備計画には入れておまして、只今作業中でございます。

それと定期的なパトロールですね、も必要ですけども、やはり日ごろからですね、計画を立ててですね、なにせ町道は多ございますけれども、山間部を中心にですね、整備をこれからも続けてまいります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ちょっと笑わせんでください。町道は多いから対応まわりきりません。そういう執行体制で町長どうすつとですか。荅北町の中で、このことは言いましたよね。人体に例えれば血管に相当するんだ。そのことについて町は否定しとらさるんでしょう。今日の質問じゃありませんよ、前の議会の中で。にもかかわらず、今の現場の課長の話は、多すぎて困っていると、回りださんと。そんならば、いやそういうこっでしょう町長、町長はほんなら今日写真でお見せしましたところは行かれたことありますか。前の前々前課長ぐらいには、1回今の状況を、あなたたちではだめだと、トップダウンが強すぎるこの行政組織の中で、町長にも一緒に行って現場を見てもらえて。そうすればすぐ明日にでも荅北町全ての道路の維持管理が良くなると、そういう話はですね、この議会の中でしていますよ。そういう体制について、パトロールの体制について、現行でいくのか、それとも後日見直すのか、お答えください。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このパトロールはずっとしているということを私は信じておりましたが、この写真を見ますと、その見たときの感想でも僕に教えてもらえばよかったかなと。それと併せまして、これ現実的を考えますと、現在使われなくなった道路もあるのかないのかの検討もする必要があると思っております。そういう意味で、職員の報告を私は鵜呑みにしておりましたが、やはり、もう一回督励をしていただきまして、職員が、これは早うしたほうがいいと思ったら私を連れにくると思っておりますので、そういう状況をつくっていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、町長からですね、使われなくなった道路とか、そういうものはですね、我々は判断でけんわけですね。それは管理者である町が判断すべきな問題なんですよ。だから、使われなくなった道路かどうかは皆さん方にお諮りしますという話じゃないと思います。

ただですね、位置づけからすると、上津深江の集落から坂瀬川へ抜ける道、そういうことはないと思いますが、上津深江の海岸の国道、それから町道ですね、旧県道ですね、がもし通れなくなった場合は、迂回路なんです。だから、その道路の位置づけを、今使っている使っていないよりも、その地図を見てこの位置づけを十分認識されて、それでも狭いということであれば拡幅をしていく、そういう部分が必要ではないかと思います。当然住民からの、地域住民の皆さんのですね、要望にも答えていく必要もあろうかというふうに思いますが、道路の管理者として、この道路の位置づけをよく見られて、そして現況を確認されて、そして、不適切な部分については我々から問題提起がある、地域住民の方から問題提起がある、そういうものは抜きにして積極的に対応すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まさにそのとおりで、その必要性があるかないかということも含めて、現在使われているかどうか、このことをやはり地元の方と併せて検討すべきだと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 危険箇所の撲滅の件についてですが、防犯街灯の設置がですね、行われております。これは設置基準がですね、平成29年の4月に作られていて、非常に簡単な条文ですね。これは概ね100メートルから150メートルの間隔でなっていますけども、現在既に設置されているのが、電柱が概ね、私は天草高等学校電気科卒業ですが、電柱は概ね50メートルですよ、正確には違います。それが電柱に1本ずつ10本ぐらい続いている、そういう箇所もあるんですね。それで確かにその箇所については、暗いので、そのときの町への問題提起は、松の木が邪魔しているので松の枝を伐採して、その周辺の明るさを取り戻すべきだという提案はしましたが、電柱1本に1つずつ付けたらどうかというところまでは言うたらんだったと思いますが、そういう形になっています。

それで、この今日の質問の趣旨は、山間部でですね、区長さんが、どうかならんどかい、どうかなりませんかということ行政通信で出されたら、現場で昼間行かれたのか夜行かれたのかわかりませんが、現場を見られて、これは駄目ですという話をされたということを知りましたので今日質問しましたので、再度、これまで出された行政通信を

ですね、再度検討して、そして地域住民の人が暗いぞ、怖いぞということがあればですね、ぜひ住民に答えてほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 先ほど電柱は50メートル間隔である。それらに付いているところがあるというご指摘でございますけれども、確かにこれまでは要望があった部分については設置をしてきた経緯があったと思います。そういった中で、要望があったところ全てに街灯を付けるというのはどうかということも検討する必要があるということで、平成29年4月から設置基準というものを設けさせていただいております。その中で、基本的に町道については100メートルから150メートル以内を基準とする。ただし、現場状況により検討するというのも付け加えておりますので、それに従いまして、今のところは区長さん方から要望があった折には、職員のほうが暗くなつてからの現地調査も行ったうえで、判断をして私のほうに報告をさせていただいております。

今後はですね、その現地調査の折にも区長さんに立ち会いをしていただいて、その中でお話をした中で、設置の要否については回答したいということで考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

山本議員が早退届を提出され早退されましたのでお知らせをいたします。

通告5番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） こんにちは。通告5番、6番議員の石田みどりでございます。

風邪をひいておりまして、物持ちがいいもんでなかなか風邪が抜けないので、お聞き苦しいところがあるかと思っておりますけれどもお許してください。

今日は、町長に対して2つの件で質問をさせていただきます。

まず始めに、高過ぎる国保税一世帯一万円の引き下げと、国保税の均等割の廃止を、ということで質問をいたします。

国保税が高過ぎて生活を圧迫しているという声が多数出ています。国保税については、いろいろな内容で平成27年3月議会、6月議会、平成28年3月議会、平成29

年12月議会に質問をさせていただきました。今期も3月議会で、今回と同じ内容で質問をさせていただきました。

3月議会での町長答弁では、国保の基金が7,812万6,796円あるが、県からの借入金の償還残額が1,600万円であるので、引き下げはできないとのことでありました。

平成31年1月末で約7,800万円の基金があるということなので、県への償還金1,600万円を差し引いても基金は6,200万円は残ることになります。平成31年1月時点で国保世帯は1,211世帯と聞きました。1,211世帯に1万円を引き下げても5,000万円は基金として残ることになりますので、1世帯1万円の引き下げができるのではないのでしょうか。

低所得層に対しては軽減措置があることも承知をしておりますが、それに漏れる人たちが大変だという声が聞こえてきています。ぜひ基金から1世帯1万円の引き下げをしていただきたいと思っています。

10月からの消費税の増税とも相まって、町民の生活は大変厳しくなってきました。3月議会で町長は、急激な状況変化に備えるため、年間総医療費の15%程度を基金として積み立てておくことが重要だとの答弁もされました。年間総医療費の15%は幾らになるかお尋ねをいたします。

また、子どもの数が多いほど、国保税が高くなる均等割は、人头税であるとの批判もでています。子育て支援の面からみても逆行するというので、均等割を廃止する自治体も全国的にも少しずつではありますが増えてきています。熊本県下でも廃止をしている自治体もございます。子育て支援でも1人でも多くの子どもを増やそうと思えば、いろいろな面からの支援が要るのではないかと思いますので、国保税の均等割を廃止するというお考えはないのか、お尋ねをいたします。

2点目でございます。町の基幹産業である農業を抜本的に考える必要があると思うのですが、地域おこし協力隊の募集の状況と併せて質問をします。

農業については、高齢化や後継者の問題など本当に深刻な状態だと思います。先日、JAの役員の人たちとの懇談の中でも、同じ訴えや悩みがたくさん出されました。国の施策としての農業つぶしで、農業者の減少と高齢化が進んでいます。農業をしていても儲けはなくなり、生活が大変なので、子どもたちに跡を継いでほしいとは言えない、それが現状です。日本の食糧自給率も37%にまで落ち込んでいます。今まで議会での質問も複数の議員が提案もしてきた地域おこし協力隊についても、町はやっと、やっと募集をされたようでございますが、現時点での状況をお尋ねいたします。

これは先ほどから答弁の中でもありますけれども、募集はされたけれどもなかったということでもございましたけれども、その点についてもまたお願いいたします。

3月議会で私が質問をした「おためし地域おこし協力隊」ですが、ミスマッチを防ぐため、平成31年度から新たに政府が導入をした2泊3日のお試しなのですが、今回の募集はどのような形での募集をされたのか、お尋ねをいたします。

地域おこし協力隊は2009年から始まり、初年度では全国で89人、受け入れ自治体は31だったのが、2018年度までの10年間で1,061自治体、協力隊員は5,359人まで増えています。これだけ増えてきているというのは、成果が出ているということではないでしょうか。苓北町はなぜこんなに遅れたのかお聞きをいたします。

熊本県内でも菊池市の協力隊員12人をはじめとして、複数の協力隊員がいる自治体がほとんどです。近隣の天草市9人、上天草市4人とそれぞれ活躍をしています。そして、地域の大きな力にもなっているようです。でも残念なことに地域とのコミュニケーションがうまくとれずに、任期途中で帰ってしまう隊員もいるということで、政府も今年度から、先に申しました2泊3日のおためし協力隊の導入を考えたのだと思います。受け入れる側は、他の地域の情報収集も必要かと思うのですが、ほかの地域の情報収集などはされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

協力隊員の声としても、JAとの接点がないというのが48%もありました。JAとの連携は移住促進についても町がお願いをしていただくことになると思うのですが、その点でも町のお考えをお聞きいたします。

以上2点で、町長の答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、健康保険料の1世帯1万円の値下げを求めるご提案であります。

国民健康保険特別会計の財政調整基金につきましては、苓北町国民健康保険財政基金条例で、本基金の設置目的等を定めております。基金の処分、いわゆる使途については、本条例の第6条で規定しております。6項目がありますので読み上げます。

1つ、保険給付に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるとき。

2つ、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足するとき。場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

3つ目が、災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

4番目が、保健施設に要する費用に充てるとき。

5番目が、預金保険事故発生等による地方債の繰上償還及びその他の債務の弁済に充てるとき。

6つ目が、その他特別の事情により町長が必要と認める財源に充てるとき。

なお、最後に申し上げましたその他特別な事情により町長が認める財源に充てるときとは、政策的経費への使途を想定しておらず、あくまでも突発的な財政上やむを得ない

事情を想定をしております。

石田議員のご提案理由としての消費税及び地方消費税の引き上げにより、町民生活は大変厳しくなってきたとのご指摘は十分理解しております。町民全体に影響があるわけでございます。ただ、説明のとおり、議員のご提案は、基金設置の目的にそぐわない判断、状況にあたるということでもあります。

次に、2点目の子育て支援施策の観点から、子どもにかかる均等割分を廃止すべきとの提案であります。まずご理解いただきたいと思いますが、国保税は、国民健康保険事業の運営を目的として課税をしております。子育て支援の観点は、本税に考慮されておられません。しっかりにご提案の施策を実施した場合、本年度当初課税額で計算しますと、約360万円の財源不足となります。この額を新たに被保険者で負担することになりますので、子どものおられないご家庭や高齢者のご家庭、所得や資産がある被保険者の方に、本年度課税額に追加してご負担いただくこととなります。様々なご意見があるかと思いますが、税負担の公平性を考慮しますと、現状の課税方法がよいのではないかと考えております。

また、子育て支援に施策につきましては、加入している保険者のみならず、制度の区別なく町民全体の子育て世帯を対象として実施すべき施策と考えております。

また、基金がどのくらい、15%、この15%というのも定かではありません。25%とおっしゃるところもあります。そういった意味で15%となると、約1億2,000万円ぐらいの、約ですよ、今、私がしているのは、そういう金額になるところで、今、7,800万円ほどしかございませんので、もうちょっと貯まったら県から借りた金も返せるのに、もうちょっと値下げもできるのに、と申しますのも、やっぱり値下げをするときの理由がやっぱりしっかりしておりませんと値下げに対応できません。やはり、そういうことを踏まえまして、大変残念です。下げるのは私もうれしいことなんです、なかなか現状では難しい状況であると考えております。

次に、地域おこし協力隊の募集についてでございます。一つには、地域おこし協力隊の募集状況について。

地域おこし協力隊の募集につきましては、10月21日から11月20日までの期間、観光振興に携わり人材の募集を行いました。観光振興と申しましても、先ほどから何度も申し上げておりますように、情報発信が得意な方をターゲットに考えております。その結果を踏まえ、周知方法を広げたくうえで、現在、再募集を11月25日から12月13日までの期間で行っております。今回は、来年1月から3月までを雇用期間としながら、その後は能力の実証により隊員の任用を行う旨での条件を示しておりますので、おためし地域おこし協力隊での募集は行っておりません。いわゆる、おためしですね、だから来ないのかなあという気もいたしております。

他の受け入れ自治体からの情報収集につきましては、県内の自治体の活動状況等についての情報収集に努めているところであります。また、農業分野との協力、連携につきましては、平成29年度から取り組んでいる国の地方創生推進交付金事業を活用した、苓北里山里海資源を活用した観光区流ブランド創造事業の中で、イチジクやレタス等を活用した商品開発、体験メニューも含めた観光商品の開発に取り組んでおります。今後とも農業分野では、協力、連携をしながら、物産と体験メニューを含めた中での観光振興を進めていくために、地域おこし協力隊には大いに活躍していただきたいと考えておりますが、農業の後継者がいらっしゃらなくて、荒廃地も増えていくということになりますと、やはり一つには、売れる農産物をどう作るかということもあると思います。そういう意味でですね、農協のほうも諸々苦慮なさっておられると思いますが、やはりそういう何かがあれば、またそれをもとにですね、生産を手伝っていただく方を呼び掛けていけると。これは農協とも、もうちょっと我々も深く相談しながらですね、考えていきたいと、いるところであります。

移住促進の取り組みにつきましては、空き家バンク制度、住宅購入や改修に係る助成制度、東京圏在住者等で、熊本県が対象とする中小企業等へ就業する移住者の移住時支援事業などの取り組みを行っているところでございますが、今のところなかなか成果が出てきていないというのが実情でございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長答弁の中で、基金の設置目的を条例で定めているという答弁でございましたけれども、条例の変更もやる気さえあればできるのではないかなというふうに思います。町民の大変さを思えばやれるのではないかと思います。そこら辺ではいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） おっしゃるとおりだと思います。ただし、高すぎる国保税というご発言がありましたが、苓北町は、以前はもっと安かったんですが、この前、本当救急の財政状況がでてまいりましたので、少し値上げをさせていただいて大変心苦しいところではあります。県の中ではそう高いほうではございません。その点はですね、ご理解いただきながら、今後財政が好転したら、またその今のご発言の一部をですね、受け入れるようなことがあればと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほど、基金の15%ということで、基金は総医療費の15%ということで答弁いただきましたけれども、まだ厚生省と言っていた時代なんです。厚生省の保険局の通知では、基金については、保険給費の5%程度が望ましいとい

う見解を示したことがあったという記事を目にしたことがありました。でも近年は異常気象での災害とか本当に多発していますので、基金に対する見解も変わってきているのだとは思いますが、そういう15%、先ほど町長がおっしゃいました15%とか、また25%というところもあるとおっしゃいましたけれども、厚生省からそういう通知などは来ているのでしょうか、お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このことについては、大分前でした、何年か覚えておりませんが、値下げをしました。値下げをしたときに相当県とか国からですね、指導がございました。そういった中で、5%とってそのころ言っておられたのは間違いありません。それは、でも正式に通知がくるとかという問題ではなくて、見解として5%程度と。熊本県が15%程度はあったほうがいいと。25%というのは、専門家集団の意見だったと思います。

というのは、やはり急に流行り病が流行ったりですね、苓北町みたいに多額の医療費を複数の方がお使いになったりしたときに、小さい国保組合はなかなかそれに対応できなくなる。だから、そのときのためにある程度の基金はとっておいてくださいと。ただし、昨年からですね、国保の制度が変わりまして、熊本県が全部熊本県を一括して面倒を見るようになりました。しばらくの間はですね、医療給付費もですね、足りなかったら熊本県が払ってやると。熊本県はしばらくの間、多分10年ぐらいで言ったとか担当が言っておりましたが、国は3年から5年はしっかり支えていくということでありませう。ただし、これが全体で起こったときにですね、急な流行り病が、どうできるのかですね、この辺が大変だから、やはり25%はあまりにも大きいとしましても、15%ぐらいの基金は持っておいたほうが、いざ何かあったときに、今度はまた足りないときは値上げをしなきゃいけないですから、その辺のところをやっぱり勘案すべきではないかなと。

また、非課税の方たちには、そんなご無理がいかないような制度もごございますので、そういった面で、確かに、やはり消費税も上がれば国保税もそのままであるとなればですね、きついのは確かです。確かですけど、これはやっぱり国の制度、みんなで支えあっていかなければならないわけでごございますので、今しばらく基金が貯まるまで、なるだけ、だから今、インフルエンザが流行っている。流行らないようにしてほしいなとかですね、常に思っております。そのためには、私も予防注射をうちました。予防注射は町も他町に比べて少し多額に補助をしておりますので、その辺の宣伝もですね、ぜひ町民の方たちにも理解をしていただいて、みんなで予防に努めてもいただきたいと考えているところでごございます。そういうわけで、残念ながらでございますが、只今の財政状況でありますと、なかなか難しい状況がございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 国の計算でも国保世帯の所得は、この10年間で2割減っているのに、保険税の負担は2割増えているということでございます。国保世帯の保険税の負担率は10.5%、協会健保は7.5%、組合健保は5.8%と、国保の負担率が格段に高くなっています。これは国がそれこそ6割出していたのを5割に引き下げたという部分が大きな要因だとは思いますが。自治体国保の加入者の平均年齢は52.9歳で、加入者の4割は65歳からの74歳の高齢者です。加入世帯を職業別に見ると、年金生活者など無職が44%、非正規労働者が34%、自営業者が14.5%、無職の年金者が44%と約半分くらいを占めています。毎年、毎年、高齢化かが進んでいく中で、年金はマクロスライドで年々減っていく一方です。高齢者の貧困も今、本当に問題になっています。全国知事会や全国市長会なども、国に1兆円の公費負担を要求しています。町としても公費負担の増額はもちろん国に要求はしていただいているものと思いますが、その点はいかがでしょうか。町としても本当に国保財政は大変だということも今、たびたび町長さんからもお聞きしていますけども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは苓北町独自でということじゃなくて、熊本県町村会、そしてまた全国町村会で強く要望している案件でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そうですね、知事会とか市町村長会、全国市長会、全国知事会も要望はしていますので、町村会としても要望はしていただいているという今、町長の答弁でございましたけども、やっぱり町としても大変だということを、やっぱり国に意見としてあげていただきたいなというふうには思っていますが、その点ではどうでしょうか、町独自でも。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは熊本県町村会で意見をまとめまして、熊本県町村会の総意として出しております。そのほうがですね、パワーが強い、そういうことでみんな意見を一致させて出しているわけでございますので、それでやったほうが効果があると判断をしております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） はい、わかりました。国保の均等割を廃止した場合、先ほどの答弁では360万円の財源不足になるとの答弁でございました。360万円だったら町の総医療費からすると知れた額ではないかと思うんですが、先ほどから町長もおっしゃっています少子化対策、子育て支援をもっと強く進めていこうという気があればできる額ではないかというふうに思います。

荅北町は、先ほど町長もおっしゃいましたように、ほかに先んじて子育て支援には本当に力を尽くしていただいているというのはわかっております。だから、360万円ぐらいだったらどうにかならないものかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 総医療費が7億4,000万円程度なんですね、その15%が基金に充てるべき目標数値といいますか、そういう状況ですけど、今、7,800万円ですからもうちょっと足りない。だんだん回復はしてきているんですね。500万円の返済も始まりましたけれど回復はしてきている。でもやっぱり2、3年ちょっと様子を見てみませんかこれができない。360万円を町で負担するということにつきましては、そうするとほかのじゃあ子どもさんたちはどうするのかと。要するに国保に入っておられない、そういうことがまた出てきますし、もう少し財政のゆとりがですね、出てきたときに見直しをすべきではないか。遅くとも来年度の決算ができるあたりで、ということは再来年ぐらいですね、そうするともう少し財政事情がでてきますし、本当に県とか国が、何年もまだ面倒みるよという状況がですね、実際にでてるのかどうかの確認もできますので、そういうことで、非常に辛い答弁ではございますが、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほども言いましたように、本当に町はほかの自治体よりも先んじて、子育て支援には力を入れていただいているというふうに思います。その点では、町は本当に頑張っているなというふうに思います。だから、これをですね、やっぱり情報発信、先ほどからも出ていますように、やっぱり外へ、子育てがしやすい町なんだよという情報発信も大いにしていただきたい。そうじゃなかったらわかりません。だからそういうことも含めてですね、やっていただきたいというふうに思いますし、消費者対策は本当にいろんな面からやっていかなければならないことではないかなというふうに思っていますので、町長が今も言われましたように、再来年くらいにはどうにかならんじゃないかというふうにおっしゃいましたので、そのように期待をしてこの国保については質問を終わります。

それから、あと町の基幹産業の農業のことでもございますけども、家族農業、小規模農業の役割を重視して支援しようという、国連で提唱している「家族農業の10年」が、本年度からスタートいたしました。でも、日本は採択に参加せず棄権をいたしました。日本の農業の98%が家族農業です。国民の食料供給の大半を担い、中山間地を含めて、住民の暮らしや国土環境を守ってきました。家族農業の定義は、経営主、血縁者、養子、配偶者が経営資源の半分を握っていることとありますので、荅北町もこれからみ

でも家族農業ばかりではないでしょうか。高齢化している後継者不足といえども、まだまだ今だったらどうにかなるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ協力隊員の力を借りて農業を見つめなおしてほしいと思っています。

2019年の3月1日付けの農業新聞によると、何らかの形で農業に携わっている協力隊員が78%にもなっているということです。協力隊員として来ているのは20代と30代が7割、全体の4割が女性です。任期は3年ですが、終了後も6割が同じ地域で定住をして頑張っているということも隊員の中では言われていますし、隊員の話では、「農村は自分を人間扱いしてくれる」、「農村には子どもを教育する力もある」、また「農村での生活はDNAがゆさぶられる」という声も出ています。そういうことも考えて、ぜひ協力隊員を入れてほしい、募集はされていると思いますけども、もっと強く入れてほしい。

そして、受け入れ側も若者が持つ多様な価値観や情報発信力を生かして育んでいく必要があると思います。隊員のやりたい挑戦や悩みに耳を傾けて、寄り添うことで隊員の活動の幅は広がるので、町としても隊員の相談にも乗っていただいて、隊員の力が発揮できるよう援助もしていただきたい。1人ではやっぱり足りないと思います。総務省は5年後の2024年までに8,000人にする目標を立てています。隊員を増やすことも考えていただいて、1人ではなくて、やっぱり2人3人と受け入れていただいて、ぜひこの苓北町に定住をしていただく、そして苓北町を盛り上げていただく、情報発信もしていただくということを、やっぱり町としても重点を置いていただきたいということを伝えまして、この件についても質問を終わらせていただきます。

[「答弁はよろしいですか」と呼ぶ者あり]

○6番(石田みどり君) できたらどう思ったらっしゃるか言っていただければありがたいです。

○議長(錦戸俊春君) 町長。

○町長(田嶋章二君) おっしゃるとおりだと思います。まずは、1人の方をお呼びしまして、その成果を見ながらですね、もっと分野が広がるのではないかと期待を私もしております。

[「いいですかごめんなさい、いいですか」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 石田みどり君。

○6番(石田みどり君) 農業新聞によりますとですね、鹿児島県のトカラ列島の十島村というところがあるんですけども、ここはこの7年間で141世帯、2,239人が移住をしてきています。保育園ができて分校が本校になり、出荷組合も立ち上がったということで農業新聞にも出ておりますし、11年にですね、村は生き残りをかけた定住支援策を打ち出したと。過疎債を財源に、先ほどから出ています過疎債を財源に、農林

水産業に従事した56歳以下には、5年間、1日最大1万円を支給し始めました。そして出産や子育て、農林漁業にも手厚い補助金を用意しました。移住者への支援を村おこしの柱の一つにするという、抜本的な支援を講じたということも農業新聞に出ておりますし、そのことがまた朝日新聞にも出ております。本当に端っこの村、トカラ列島の十島村というところなんですけども、日本一長い村ですね、人口が600人を割って、消滅が危惧された離島、ここに若者たちが賑わいをみせて子どもも増えているということでございますので、やっぱり町としても、この移住に対しては特別な措置を考えていただく必要があるのじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時29分

令和元年 12月 11日 (水)

(第 2 日目)

令和元年第8回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和元年第8回苓北町議会定例会は、令和元年12月11日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	宮崎 裕 昭	企画政策課長	錦 戸 雅 志
教 育 課 長	福 田 誠 一	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西 川 文 孝
水道環境課長	錦 戸 和 友	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	荒 木 真喜子	会 計 課 長	坂 元 俊 司

8. 議事日程

日程第1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。
通告6番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） おはようございます。

一般質問の2日目でございます。通告6番、4番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可がありましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

師走12月、例年と比較するとやや暖かい傾向ではないかと思っています。元号が5月から令和と改元されたため、来年度、令和2年度の当初予算に初めて令和のことが登場いたします。元号の由来がどうであれ、私は、苓北町にとっては親しみやすい元号ではないかと解します。元号にこじつけ、苓北町民が一つの輪となり、財政運営に努め、次の世代までに負の遺産を残すことのないよう、新たな考えで予算の策定に取り組むことが、今、私たちに課せられた責務ではないかと思っています。

そこで私は、今回、来年度、令和2年度予算編成に向け、一つの方策として、身近な以下の3点にわたり質問を行いたいと思います。

1つ目に、町及び県管理河川の管理等について。2つ目に、国民健康保険の財政健全化について。3つ目に、会計年度任用職員に対する対応について。以上の3項目にわたり質問を行います。

まず、町及び県管理河川の管理等について質問を行います。

本年度は、近年にない干ばつに見舞われ、農家にとっては、水稻の出穂期と飼料用稲の作付け時期であったため大変な苦労があったようです。このような状況において、特に小さな河川の水のみが頼りとなっている富岡半島地区においては、他の地域に比べ、より一層その大変さがあったようでございます。当該地区に位置する「春の迫川」を始めとして各々の河川工事施工にあっては、地元の要望を参考とし、数多く小さな井堰、落差工の設置、あるいは河床に、中詰めに石材を用い湧水を促し水の確保に努め、努力した経緯もございました。しかし、最近土砂の堆積が進み、その効果が少し薄れてきているのではないかと考えています。

そこで来年度予算において、土砂等堆積物の除去・取り除きを行い、少しでも水不足に対する不安解消に努める必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

その結果として、近年増加の傾向にある休耕田、耕作放棄地の抑制にもつながるのではないかと考えます。

また、坂瀬川の松原川河口付近においては、日ごろから多くの砂利等が堆積し、土砂溜まり状態となっており、河口閉塞まではないと解しますが、大雨と満潮が重なったときの状況を想像するとその被害が心配されます。当該場所については、除去作業が容易となるよう河川への進入路も整備されております。住民の方の意見も参考に作業工程等に鑑みた予算の確保を求めます。大変な財政状況とは存じますが、今こそ住民に直結し、安寧した暮らしを営むため、町民の方々が一番必要とされている予算の確保に努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、県管理河川「志岐川」の改修について質問をいたします。

本河川については、城下橋を中心に上・下流の一部が改修され、隣接する住民は、町執行部の県当局に対する要望活動等に対し、大変感謝をされております。

しかし、改修計画時において、「トルレス広場」に隣接する区間の上流約160メートルが、改修の阻害要因というか、妨げる要素があったため、改修から除かれ施工がされなかった区間となっております。しかし、その原因は最近解消された状態となっております。よって再度、河川改修として広域本部へ提案され、計画が計上されることを望みます。

また、「陣内橋」下流左岸200メートル地点において、地目の上では山林ではありますが、既に河川の一部の状況となっている部分があります。その場所は、将来工事に備え先行取得地として、以前は私有地でありましたが、現在は用地買収が進み町有地となっています。

しかし、もともと山林であるため、土砂が堆積し河川幅が狭くなっている状態でもあります。広域本部と協議をされ、河川幅の拡大を図り、スムーズな流れの確保に努められることを望みますが、いかがでしょうか。

次に、2項目目の国民健康保険の財政健全化について質問をいたします。

国保制度につきましては、国民皆保険制度の下、社会保障制度改革により、財政運営の責任主体が平成30年度より熊本県へ移行したことについては、皆さん周知のとおりであります。本制度が、恒久的かつ健全に運営されるため、町当局も普段から努力されていることは、皆が認めるところでございます。

しかし、平成28年医療費高騰によりやむを得ず熊本県から、広域化等支援基金の貸し付けを受けるとともに、町民の方々には、厳しい生活の中にご理解をいただき、翌、平成29年度国民健康保険税を引き上げるという大変苦しい(にがい)財政運営を経験した経過もございます。その後、先ほど述べたとおり、町当局の積極的な医療費削減に対する対策と努力により、平成30年度決算においては、財政調整基金約7,800万円、

支援基金貸付残高1,600万円、差し引き実質基金6,200万円となり、なおまた、令和元年度支援金償還金400万円が計上されており、結果、令和元年度末において、支援基金貸付残高は1,200万円となっていると思います。

よって、これらのことを考慮し、平成30年度町監査委員から決算審査意見書の中で指摘があるように、早期の繰上償還について考えるべきではないかと思います。一括して繰上償還した場合でも、財政調整基金5,000万円残るわけでございます。私は、町監査委員の意見を尊重すべきであると解しますが、いかがですか、考えをお伺いいたします。

最後、3項目目の会計年度任用職員に対する対応について質問を行います。

会計年度任用職員については、先の9月定例会において、報酬等が審議され、可決、成立したわけでありましたが、会計年度任用職員の職種及び予定職員数はどの程度にのぼるかお伺いをいたします。また、パートタイムの会計年度任用職員を示されておりますが、フルタイムでの会計年度任用職員の考えはなかったのでしょうか。

なお、募集及び採用の方法については、どのような考えを持って臨み、いつの時点にされるか、お伺いをいたします。それから、任用等については、従前同様に書面による交付となると思いますが、年度採用の任期であります。再度同一の職務内容となる場合は、社会保険料等空白期間を設けることは適切ではないと定めてあるようでございます。苓北町ではどのような状況でしょうか。

なお、現在採用されている嘱託職員等の方々に対し、会計年度任用職員制度についての説明をされるか、併せてお伺いをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、町河川の管理についてであります。富岡半島地区の河川について、現地を確認いたしましたところ、議員ご指摘のとおり、河床に土砂等が堆積している箇所が見受けられました。河川管理費として、重機借上料等を毎年度計上しており、来年度予算で当該箇所につきましても対応をいたします。

また、松原川河口付近の堆積土砂の除去につきましては、今年度予算に重機等借上料を計上し、6月と11月の2回、除去作業を実施したところであります。なお、来年度におきましても、今年度と同額程度の重機借上料を予算計上することといたしております。

次に、県管理河川、志岐川の改修等についてであります。天草広域本部土木部にお尋ねをいたしましたところ、現時点では、志岐川において、改修の具体的計画はないと

のことであります。なお、過去の改修計画の資料についても、調べていただきましたが、確認できませんでした。

河川管理者の対応といたしましては、昨年度の国土強靱化による国補正予算で、支障木の伐採、堆積土砂等の除去作業を実施しており、今年度も補正予算を要望されているとのことであります。苓北町といたしましては、議員ご指摘の箇所の支障木伐採、堆積土砂等の除去について、引き続き要望をしております。

県では、下流部へ影響の出ない範囲で掘削による河川の拡幅を実施していくと考えておられるようでございます。併せまして、河川改修につきましても、早期の計画策定、事業化へ向けての要望を続けてまいります。

次に、松原川等の河口付近の土砂の件でございますが、これも国土強靱化の中でメニューに入っているようでございますので、我々も今、プランを立てているところでございます。県とよく合議をしまして、なるべく早くそのプランに乗った中でやっていただくようなことで考えているところでございます。

次に、国民健康保険の財政健全化についてのご質問であります。

まず、熊本県国民健康保険広域化等支援基金の自立支援貸付金につきましては、議員ご指摘のとおり、2,016万円を平成28年度に借り入れまして、平成30年度から令和4年度までの5年間で、毎年403万2,000円を償還する計画でありますので、令和元年度末の残高は1,209万6,000円となります。

また、国保財政調整基金の残高につきましては、平成30年度決算額に歳計剰余金等の積立金を合算いたしまして、令和元年度末の残高8,377万円を見込んでおります。これらのことから、貸付金の一括償還をしても国保財政調整基金は約7,100万円残る見込みとなるため、財政健全化のため一括償還すべきとのご提案をいただいたわけでございます。

改めて国民健康保険特別会計の財政健全化の取り組みにつきまして説明させていただきますと、本年度は先の9月定例議会でご審議いただきました国民健康保険特別会計補正予算（第1号）のとおり説明いたしましたとおりであります。今年度分の法定外繰入金をやめるとともに、前年度分の返還を行いまして、会計の独立の原則に沿った運営に努めております。あとは、議員ご指摘のとおり、貸付金の返還が終了すれば、より国保財政の健全化が図られるようになることは言うまでもございません。

しかしながら、先日、令和2年度の納付金試算において、平成30年度納付金の精算額が示されたところでありますが、結果は、1,800万円の不足となっております。本金額は令和2年度の納付金に算入されることとなります。

このように国保制度改革の2年目ということで、貸付金を一括償還しても財政運営上に支障がないと判断するには、情報があと少し不足をしているのではないかと考えてい

るところでございます。

したがいまして、令和元年度の決算状況、令和2年度の課税状況を分析いたしまして、国保運営協議会の意見をお聞きしながら、引き続き検討させていただきたいと考えているところでございます。つまり、非常に考え方につきましては、財政運営にすばらしいことだと思っておりますが、まだまだ県の責任になりまして1年経ったばかりでございます。そんな中で、県も医療給付費の支払いに困ったときは、自分たちもしっかりあと支えをするということを言っておられます。

国においては、3年から5年はしっかり見守っていただくということであります。県はもっと長く面倒を見るようなことを言っておられますが、これも昨日、石田議員の質問にお答えをいたしましたように、もう少し様子を見てみないとこのことについてはっきりですね、じゃあ少し7,800万円基金があるからこの中から返してしまおうと。返しはできますが、今度はまた最近ですね、新しい薬等々も国保保険に大分算入されるようでありまして、そういう状況をこの1年、2年見た中で、やはり今のご指摘をしっかりと受け止めていきたいと考えているところでございます。そういうことで、もうしばらくこの新しい制度の推移を見させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、会計年度任用職員に対する対応について、5点の質問に答えさせていただきます。

1つ目の職種及び予定職員数であります。職種は現在、任用しております臨時職員、非常勤職員と同様で、事務補助員や労務作業員のほか、福祉保健課関係のレセプト点検員や栄養指導訪問員などであり、学校関係では、学校主事や特別支援員などを予定しております。また、公民館長や英語指導員助手が、現在の特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行し、地域おこし協力隊や小学校英語活動指導助手が、現在の特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行し、地域おこし協力隊や小学校英語活動指導助手など新たな職種も予定しております。任用予定は、季節的な草刈り等の短期任用を除きますと、60名程度を予定しております。基本的に、現在の非常勤職員としての任用形態から会計年度任用職員へと移行となります。

2つ目のフルタイムの会計年度任用職員についての考えにつきましては、苓北町といたしましては、フルタイム会計年度任用職員の任用は考えておりません。フルタイムの会計年度任用職員は、常勤職員の勤務時間、勤務日数と同じであり、苓北町職員の定数に関する条例に規定する定数に含まれることとなりますので、必要であればフルタイム会計年度任用職員ではなく、正規職員として採用試験による任用を図っていく考えであります。

3つ目の募集及び採用の方法、時期につきましては、現在、令和2年度の予算編成に

取りかかっており、各課に最終的な予定人員や勤務時間等の報告をするよう指示を出しております。報告後に最終確定を行い、募集を1月初旬から中旬、1月下旬から2月初旬に選考試験を行う予定としております。

4つ目の社会保険料等についてであります。社会保険や厚生年金、雇用保険等は、これまでどおり加入要件を満たせば加入をしていただきますので、雇用保険加入者は、退職時に失業給付を受けられます。また、空白期間の件につきましては、任用される職員に不利益となることがないように、適切に運用してまいります。

5つ目の現在採用されている職員の方々への説明についてであります。今年度の臨時職員、非常勤職員を募集する際、任用期間は全て1年としていること。また、現在の非常勤職員の方で、3年任期等で残任期間がある方へは、令和2年度から会計年度任用職員制度となるため、今年度で任期終了となることを昨年、担当課から該当者へ説明をいたしております。

また職員組合では、臨時職員、非常勤職員の方々へ、会計年度任用職員制度について説明会を行い、職員組合の中に新たに「非常勤部」を設立し、希望者は職員組合へ加入されております。

以上で、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問を行いたいと思います。

順番は異なりますが、まず、会計年度任用職員の対応について再質問を行いたいと思います。

本件につきましては、新聞の全国紙及び郷土紙がですね、12月2日、紙面のトップ及び生活面で大きく取り上げ、報道されております。地方自治体で働く非正規公務員に対する新制度として、ボーナスが支給され、待遇改善が進む一方、現収は減額となり、年収ではアップするが、任用期間が原則1年となり、雇用の不安も大きいと大きく報道されました。

また、期末手当の水準も対応がまちまちであるとして、その中で、熊本県では、12月2日時点では検討中だという報道がなされたところでございます。

そこで、現在の報酬額と改訂後の比較及び苓北町の期末手当支給率をお伺いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、現在の報酬額と改訂後の比較及び苓北町の期末手当支給率についてということでございますが、現在の報酬額と改定後の比較につきましては、現在雇用しており、令和2年度以降も雇用する予定がある会計年度任用職員について、職種ごとの人数、毎月の勤務日数、1日の勤務時間

を各々同じとした場合での報酬額の試算では、まず、平成30年度報酬額の実績で申しますと、短期の労務作業員等を含みますと80人で、7,640万6,000円でございます。令和2年度報酬額見込み額といたしますと、同様に短期の労務作業員を含みますと82名となり、報酬額で9,428万6,000円、期末手当見込み額、これは約60名になりますけれども、634万1,000円、合計で1億62万7,000円の額となり、報酬額で1,788万円、期末手当額で634万1,000円、合計2,422万1,000円の増額となります。

なお、今のは平成30年度と比較をいたしましたけれども、令和元年度は平成30年度に比べまして月額報酬を上がっておりますので、単純に令和元年度の一般事務の月額報酬等をもとに比較をしてみますと、令和元年度の月額報酬は6,000円です。それが来年度は7,305円ということで、1,305円上がる予定になりますので、1,305円に月15日勤務をした場合で、対象者60人×12月ということで、1,409万4,000円報酬額だけで増えることとなります。それに期末手当が634万1,000円ですので、2,043万5,000円が60名ですね、についての増える額ということでご理解をお願いいたします。

次に、期末手当支給率でございますけれども、本年9月に可決をいただきました荅北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第11条に引きまして、6月期0.725、12月期0.725で、年間1.45月分と規定をしております。ただし、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が創設されますので、6月期の支給につきましては、その前の勤務が2カ月しかございませんので、期間率というのが0.3となりますので、 0.725×0.3 で0.2175月分となりますので、令和2年度間では0.9425月分となります。

なお、先ほど言いました期間率につきましては、正規職員も同様に計算をするところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 実は、今日、郷土紙でこういうふうな社説の中で射的として、非正規職員にボーナスという記事が出ておりました。昨日公務員にボーナスが支給されたから、改めてこういう社説といたしますか、出たのかなあと思っているところでございます。令和2年から同一職場で働く正規、非正規職員問わず、職員全員にボーナスが支給されます。当然人件費は増加するわけでございますので、その対応は大変だと思いますけれども、これをきっかけに今後も職員に処遇改善について努力されることを望みたいと思います。

次にですね、町河川及び県管理河川について再質問を行いたいと思います。

町河川については、質問通告後早々にですね、現地等を確認され検討された、その対

応に感謝をいたします。同時に次年度、令和2年度の当初予算にこの確認作業の査定結果に期待したいと思っているところでもございます。

なお、県管理河川、志岐川については、過去の具体的な改修計画について確認できなかったということもございますけれども、私が質問した当該箇所については、護岸の工事が計画された折にですね、終点部において志岐ダムの送水管が、川を横断する形で当時布設されておりました。そしてまた、都市再生事業によりまして、現在は整備されておりますトルレス広場には、民間の火薬倉庫が存在していたために、あえてここを省こうということで計画がされたものと私は思っているところでもございます。

最近ですね、この阻害要因の2つ、志岐ダムの送水管も撤去されましたし、そして、ご案内のとおり都市再生事業ですばらしい公園ができております。地元も大変感謝をしているところでもございます。

なお、当該箇所については、最近砂岩の山手のほうからですね、川を渡り、隣接の耕作地を荒らすイノシシの被害が非常に多くなっております。その対策に地元は大変苦慮しているところでもございます。

以上のようなことを鑑みですね、先に答弁をいただき、早期に適切な護岸の整備を図られるよう、要望活動を進めてほしいと思うところでもございます。

以上のことを踏まえ、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今のご指摘のとおり、我々も今までより以上に県の広域本部、土木部としっかり打ち合わせをしまして、なるだけ実現が速くできるように頑張りたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 地元もですね、もし用地等々が必要な場合には、全面的に協力は惜しまないという態度で臨むということを確認をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、国保の財政健全化について再質問を行わせていただきたいと思います。

まず、私の質問の金額と答弁をいただいた金額の相違につきましては、償還金でまるめを行っているということと、平成30年度の決算剰余金の積み立てを、あえて財調には入れていなかったということをご理解いただきたいと思います。そこで、金額の相違がでございます。

なお、答弁いただいた法定外繰入につきましては、会計年度ですね、独立の原則も大切ではあると思います。しかしながら、本町の特殊性、要するに広い施設が大変多ございます。多いと自ずといきやすいという言葉は語弊になると思いますけれども、早期の治療に時間を費やすことが他町に比べてですね、非常に短いということで、案外と

早期治療、早期完治ではありませんけど、そういったことが本町の一つの特性とっております。

私は、過去の一般質問においても何度もですね、この国保の一般会計からの繰り入れにつきましては、政策経費としてみていただけないかということは何回も訴えてまいりました。もしそういったことで必要な場合には、再度、政策経費として一般会計からの特会の繰り入れも検討していただきたいという、質問をさせていただこうと思っているところでもございます。また、先の答弁で、平成30年度の精算納付金が1,800万円必要ですよということを言われましたけれども、それでもですね、単純に計算して5,300万円程度の財調が残ります。

先日の石田議員に対する質問の中で、町長は15%、1億2,000万円程度がやはり財調として必要だという答弁をなされておりましたけれども、ここは1回借りているものがそれには達しておりませんが、借りているものは1回精算をして、そして、もし何かあったときにはまた県から借り入れることも私はやぶさかではないと思っております。ですから、1回ここは精算をされるのが適切なことではないかなと思っておりますところでもございます。

先ほどまた令和元年度の決算及び令和2年度の課税状況も確かに必要ではあると思っておりますけれども、その結果次第では、繰返しとなりますけれども、監査委員からの強い指摘事項もございます。一括償還をしていただけないかと思っておりますところでもございます。

町長、再度答弁をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 高戸議員のおっしゃる気持ちは十分理解できますが、やはり新しい制度が始まって、熊本県が責任持つとか国が責任を持つとかおっしゃってますが、やはり、これはやっぱり2、3年やってみないと、本当にそこで確証が持てない、そういう状況の中で、まだまだ適切な基金が蓄積していないというような状況であります。

併せて、基金返すのには十分金はあるんですが、基金の状態をどう保つかというのは非常に難しい問題でもあります。それと併せまして、1回返してしたものをまた借りるとなると、今度は保険料を上げなきゃいけないんです。上げないと貸してくれません。だからそのところをですね、やっぱり確実に健全財政を運営できるところを、やはりもう1、2年見させていただきたい。これを返さなくても利子が増えるわけではありません。基金は減りません。そういう意味で、ぜひ2、3年ここを見て、来年度の決算ができる再来年度ぐらいをですね、見ながら、今の状況が少しでも良くなっていればですね、全てお返しをして、また新たなスタートを切れるのではないかなと考えておりますので、その点のほう、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 普通基金を借りると利息が発生しますが、この基金はなぜか無利子ですよ。町長の言われることもわかるんですけども、私の言うこともわかっていただきたいと思います。何回も申しますが、監査委員からもですね、指摘事項としてあがっております。ですから、監査委員の方の意見も尊重しながら、今後の財政運営に、国保財政運営には適切ということを使いたくありませんけれども、適切な財政運営に努めていただくことを願い、私の今回の一般質問を全て終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

通告7番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 通告7番、2番議員の野田謙二でございます。お世話になります。

今回は田嶋町長に質問させていただきます。

現在、都呂々木場にある町道善亀線での大規模な地盤沈下の調査もやっと終わったことと認識しています。この調査結果をもとに、町道善亀線は修復工事に入るものと思っています。

さて、この町道善亀線での地すべり及び地盤沈下ですが、木場地区では、大雨が降ると大規模な土石流でも発生しはしないかと、心配の声があがっています。この善亀線での地盤沈下の箇所で大規模土石流が発生すると、下流部の中村地区は全滅すると言われ、昨年だったか一昨年だったか記憶は曖昧でございますが、避難準備の発令されて、その際に中村地区にある木場公民館が、避難を通常は指示されているのですが、このときは旧木場小学校跡地に残る木場の杜体育館への避難を指示されたことを記憶しています。私の記憶違いならまだいいのですが、木場の杜の体育館もすぐ裏手には山の急斜面が迫っており、大雨の際の避難地としては適さない箇所にある施設でございます。それに比べまして木場公民館のほうが、川からの距離、高さ、また山の斜面からの距離などでも、大雨の際の避難地としては、木場の中では最適地と感じるところがあります。あくまで山間部での公民館ですので、最適地といっても絶対被害がないとか、そういう箇所ではございません。

その木場公民館が避難地から外されるということは、役場のほうでも最悪の場合を想定して、木場の杜の体育館の急斜面の崖崩れ以上に、このときは大規模土石流発生の可能性が高いと感じたのだと判断しておりますが、幸いにも大惨事にはならず、現在も無事に通常の生活が送れております。

私は現在、志岐の中通に住んでおります。ところが、木場は私の生まれ故郷でもあり、その地に現在も私の父と兄が居住をしております。また、私も週に何度かは木場を

訪れる生活を送っております。さて、町道善亀線の地盤沈下の調査結果どのようなものだったのでしょうか。役場のわかっている範囲で、また、町民に説明のできる範囲で結構ですので、ご説明をお願いします。

また、避難の際に、これは都呂々の木場という地域だから顕著に現れることだと思いますが、木場という地域は、近所といっても家々の軒先が連なっているという民家がほとんどありません。住んでいらっしゃる方々は、それぞれ自前の土地に自宅をかまえ、農業を中心としての生活をされている方々が多い地域です。

結果として、家が孤立しており、そのため避難準備・避難勧告等の情報が出されても、ご近所の動きなど察して動くということができにくい地域であります。避難準備・避難勧告等は、あくまで住民の判断での避難が開始されるものです。木場という地域では、自身が避難して、無事に避難できた後に、落ち着けてから初めて、「誰それは来とらんばってん、どげんしとっとじゃろかい」という話題があがります。こういうときに話題にのぼる人は、決まって高齢の一人暮らしだったりするわけです。また、一人暮らしではなくても高齢のご夫婦で、通常の農作業等も規模を小さくし、出荷等はやめ、家庭で消費するだけの農作業になり、ご近所や仕事先との交流も少なくなっている家庭ともあります。避難準備・避難勧告・避難指示などでの役場の管理・監督、または責任などはそれぞれ違いがあると思います。具体的に役場はどこまで責任を持って対応してくれるのかをお聞かせください。

また、その答えにより、木場に限らずですが、それぞれの地域で個別に具体的な対応を考えることになると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、町道の善亀線の修復工事ですが、今現在の町道の多くは、中央線もない狭い道路の道、狭い道幅の道路が多くなっています。これは実際に避難しなければならない事態の際に、多くの町民が自家用車の利用を必要とすることになると思います。仮に大規模災害が起こった場合、苓北町の場合は公共交通機関が少なく、徒歩での移動だけでは避難後の生活の不自由さを感じます。それを考えますとギリギリまで自家用車を手放すとは考えない人が多いのではないかと思います。

今年、関東、東北で起こった台風などによる大雨での浸水被害を考えると、自家用車での避難は決して勧められないでしょうが、苓北町という地域性を考えると、車での移動を前提として道幅の確保が必要と考えています。そのようなことを考えると、狭い町道の工事の際には、できる限り道路を広くとれるよう設計をお願いいたします。

さて、今の苓北町は、天草市の本渡以外の9町と比較すると、道がきれいだとか、道幅が広いとか、評価をいただいているようでございます。しかし、これはあくまで双方の比較でしかありません。実際の交通量や利用度、利用車種の違いの対応にできているかどうか、行政庁としての評価が果たされるべき点ではないかと思っております。実

際に道幅が十分に広い本渡の国道でも、朝夕の瀬戸大橋を中心とした渋滞には未だに悩まされており、それを避けようと旧国道や他の市道を利用すると、狭くてかえって移動時間が長くなる始末。

上天草市においては、松島や大矢野の国道以外は抜け道さえありません。こちらが渋滞になってもひたすらじっと待つしか手が施せない状態です。国道の工事には国の予算、県道工事には県の予算が加算されます。ところが町道は、災害でもなければ全額町の予算で維持管理をなさなければなりません。結果として全国の市長村道は、予算が足りずに狭いままで、交通量の増加に追い付かない道路が多く残っているのだと思われます。

荅北町の町道も限られた予算の中で、毎年維持管理が行われておりますのは存じ上げております。基本的な5年計画があり、毎年の自然災害等で施工された工事等の変化により、修正されていく内容だと思っております。その町道の工事計画ですが、次回の計画時はどのような考え方で工事計画をなされているのかをお聞かせください。町道は利用頻度が少ないとの前提で、利用する車両数等を考えずに計画がなされているのなら、その計画には修正の必要があると思っております。町道といってもところによっては交通量も時期によって大幅に増減します。

例えば、私は今年の春に天竺ツツジ祭りに参加させていただきました。スタッフの一人として、来場するお客様の駐車場での案内係としてです。それで一時に200台前後の車両が、天竺登山道まで昇り降りするのを確認できました。今回お客様の駐車場への入車する車両の数は確認しておりますが、スタッフの使用する車両の数を加えることとなりますので、今回は200台前後としております。

また、ツツジ祭りは毎年のことですので、過去には昨年より多い来客数の年もありましたし少ない年もございました。そのうえで1日200台前後の車両としております。この車両数で、これは私がたまたま移動中のことでしたが、渋滞で10分から15分ほど路上で停車しておかなければならないときがございました。町道蔭平線でのことです。蔭平線は、天竺登山道まで続く中央線のない狭い町道です。普通の町道蔭平線ならば利用者の多くが地元民です。どこに離合箇所があるのかを知っておりますので、対向車両が来ても事前に離合できる地点に停止したり、離合箇所の地点では対向車両に気付かずとも、どちらかがバックをすれば離合箇所に近いかがすぐにわかります。

ところが、この祭り当日では、普段は蔭平線を利用しない人が運転する車両がほとんどです。時間帯にもよりますが、上りからも下りからも車両が多く、1人が離合箇所の判断を誤ると後続車が来るものだからバックもできず、私も渋滞に巻き込まれたという事態になりました。当然の事態です。この日は祭りで、普段は蔭平線を利用しない人の運転で来る車両ばかりです。当然町外からの人、さらには県外からの人も来ていまし

た。普段から苓北町の特定の町道を利用していない人たちにとっては、申し訳ありませんが、この渋滞はある意味当たり前の結果だと言わざるを得ません。そのような状況です。行政庁としての苓北町の役場はそれでよろしいのでしょうか。しかも年に一度の祭りのときだから、仕方がないじゃないかとでも言い訳をされるのでしょうか。

私は、また祭りのときに町外や県外からのお客様が来られるときだからこそ、町道の中でも改修工事に優先順位をつけるべきではないかと思っております。別にこれはツツジ祭りに限ってと言っているわけではございません。ほかにも利用車両数等が多い地域の町道は優先されるべきだろうし、利用頻度が多ければそれだけ道路の劣化も早くなります。アスファルトに亀裂が入っていたり、隆起や陥没が起こっていたりします。これらは蔭平線にも起こっております。蔭平線は、単純に狭いというだけの問題ではありません。

苓北町役場には、毎年のように各地域の区長さんから、劣化した町道の修復工事の願いが出ていることも存じ上げております。そんな中でも町外や県外から来られるお客様の利用が多い町道では、優先的に修復工事を行うべきではないかという提案でございます。

これからの苓北町は、観光客層、町税を払っていなくても町外から流入する人口への気配りもより必要だと考えております。町外からの流入人口の増加は、苓北町の消費マーケットの増加となり、町経済の活性につながり、町民の収入も安定し町税も増えるという考え方です。小規模な祭りひとつの話をしているわけではありません。流入人口の増加は、これからの苓北町の経済を考えるうえでの重要なアイテムであると考えています。もちろん蔭平線だけではありません。

同じように町道の方針線も来年から天竺のツツジ祭りの際にご利用をご案内することになります。方針線は、今年9月までは地盤沈下のために1年3カ月の通行止めになっておりました。この町道沿いには5軒の民家がございますが、この方針線のご近所といっても上下に分断され、同一地域とは思えないほど不便さを受けておりました。この方針線ですが、通行止めから1年の期間がありながら、結果として道路の道幅が狭い区間の改修はできておりません。もともと天竺ツツジ祭りのための天草西海岸からの最短コースとしてご案内してきた通りです。通行止めの期間は町道赤仁田線のご利用をご案内しておりました。こちらの町道も一部区間に道幅の狭い区間があります。土地の購入が必要等で細かな事情があると思っておりますので、そのことを別に責めているわけではありません。ただ、これらの事情を見聞きする限り、町道の維持管理等の計画に、町道の利用頻度や利用者の内訳といった細かなことが抜けているのではないかと感じております。

今回、木場の町道を取り上げたのは、あくまで具体的な事例として私が上げやすかったからです。ほかにも例えば、富岡の大手門前の国道から東西に抜ける町道とかは、今

後大幅に交通量が増える可能性がございます。現在の利用車両数と将来に予測される通行車両数量等、また車種を考えると、早めの町道の道幅の確保が必要かもしれません。

また、これ個人的な意見でございますが、天草に限らず苓北町にとっても観光客の流入人口の増加は、行政も先頭を切ってやらなければいけない課題だと思っております。例えば、麟泉神社のある志岐城跡などは、天草キリシタンが決起し、富岡城の合戦時にはキリシタン側の陣地となった箇所です。またそこから見下ろす景観も優れております。島原の原城が世界遺産に指定されておりますが、志岐城跡も歴史のマニアにとっては、すごく受ける資産ではないかと思っております。

つまり、お伝えしたいのは、その志岐城跡へ上る町道なども、もう少し拡張の必要があるべきではないかということです。ほかにも様々な町道がまだまだ補修を必要としております。今回は町外からの利用者数等を理解したうえで、町道の補修5カ年計画の再構築をお願いする次第でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、町道善亀線の地すべり災害の調査結果についてであります。今までの経過といたしまして、平成29年8月15日の豪雨、日降水量143ミリメートルにより地すべりの兆候が見られたため、熊本県河川課と協議しながら地質調査を開始いたしました。当時判明している範囲に3カ所のボーリングを行い、水位計やパイプ歪み計、傾斜計を設置し観測を実施したところでございます。

専門家にもご相談、ご助言を受けながら、すべり面の解析などを行ってまいりましたが、平成30年7月6日の豪雨、日降水量144ミリにより、当初の範囲を含む新たな範囲で地すべりの兆候が見られたため、熊本県、国土交通省、専門家と再協議したところ、ボーリングを1カ所追加して更に調査を継続したところでございます。この時点で、一部重複した2つの範囲の地すべりが発生していることを確認をいたしております。その後、更に1カ所ボーリングを追加し、本年10月までの観測により、すべり面の特定、すべり方向、すべりの原因等の特定を行いました。

調査結果といたしましては、目視で確認できる最大の段差は約20センチで、地すべり範囲の幅は約70メートル、長さは約110メートルでありました。すべり面はボーリングを行った現状地盤から14メートルから18メートルで崩壊層があり、その高さ以上に地下水位が上昇したことにより、地すべりの兆候が見られたと思われま。すべり方向は、2つの範囲では少し違いますが、それぞれ下流域に向かってすべりつつあります。但し、すべりの兆候が見られた2回は、あくまでその前に雨が降った状況であったため、必ず150ミリ以上の降雨によりすべりの兆候が見られるわけではございません。

本年の豪雨時には、200ミリ以上の降水があったにもかかわらず、豪雨前に雨が降らなかったことから、ごくわずかのすべりの兆候しか見られませんでした。

現在、国土交通省と協議継続中であり、協議が済み次第、実施測量設計に入り、災害査定を受ける準備を行う予定でございます。

次に、避難準備・避難勧告・避難指示等における役場の管理、監督または責任等についての対応について答えさせていただきます。

災害対策基本法では、「情報の収集及び伝達等」として、第51条で指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、法令または防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならないとなっております。

また、「市町村長の警報の伝達及び警告」として、第56条では、市町村長は、法令の規定により、災害に関する予報もしくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報もしくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、または前条（これは都道府県知事の通知等ではありますが、）の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報もしくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をすることができるようになっております。

また、「市町村の避難の指示等」として、第60条で、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができるとなっております。

このようなことから、苓北町では、地域防災計画におきまして、第4章、災害応急対策、第6節の避難計画の中で、避難勧告及び指示等の基準等、必要な事項を定めております。近年、梅雨期におきましては、ゲリラ豪雨や線上降水帯による長時間にわたっての同一地域での大雨、台風の大型化等により、全国的に災害が多発しており、各自治体が避難準備、避難勧告、避難指示等を発令しております。苓北町では、災害が発生する恐れがある場合には、熊本地方气象台や熊本県が発表する河川の水位情報、土砂災害警戒情報、大雨情報等を収集し、発令基準に基づき発令をしております。また避難は、緊急時は別であります。様々な要因を総合的に判断し、暗くなる前の準備、避難準備、早めの避難とする予防的避難を図っております。

しかしながら、全国的な自治体の悩みとして、行政が避難勧告等を発令しても住民に

避難していただけないとのごことがございます。これは、これまでの経験から大丈夫だろうと判断されてのことだと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、近年の大雨や台風等は年々増大化しております。芥北町といたしましても避難訓練や広報誌、個別配布のパンフレット等による周知を継続して行い、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」など、住民の方が日ごろから「自助」・「共助」等の防災意識を持っていただくよう努めながら、「まずは避難する」これは空振りを恐れないで避難するという行動に移ってもらえるよう、啓発をしまいたいと考えております。

次に、町道の維持管理に関する計画についてであります。町道の改良、舗装、橋梁の補修工事等を実施するにあたり、舗装改修・橋梁補修につきましては、路面性状調査や橋梁法定点検の結果をもとに劣化判定を行い、長寿命化補修計画を策定し、補修等を実施しております。

また、拡幅改良につきましては、町民の生活道路として、地元要望や路線の危険度、重要度等を考慮し、実施しております。町外、県外からの流入車両数量等を考慮して計画を策定してはどうかのご指摘であります。確かに町外からの観光客誘致等の面からも考慮すべき要因と考えられます。

平成16年度には、富岡城二の丸駐車場へ通じる町道汐入城山線について、拡幅工事を実施した事例もございます。

今後、道路事業計画策定にあたり、考慮すべき要因として検討すべきものと考えております。

以上、野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ご回答ありがとうございます。

しかし、残念ながらですね、実際に例えば避難準備等の指示を芥北町が出したとして、現実には避難する人が少ないというのが、本当悲しいかな芥北町の今の現実だと思います。ただ、その中で、例えば避難された方、ましてや避難を想定した段階で、実際に今の個人情報管理が厳しくなっている時代においてですね、要は直接の例えば携帯電話とか連絡先を知らないけど、「あの人はどうじゃろかい」と、ご近所さんを心配される方もいらっしゃるわけです。特に木場の場合は、幅広い範囲に民家が点在していますので、通りがかりに見かけたとか、そういう状況になかなかないですね。それでそういう声は実際にぼくの耳にも入ってきました。

実際に、例えばそういう場合にですね、例えば携帯電話を知ってるとか、家の電話番号を知ってるという人同士だったら、うまく簡単に連絡も取れるのかもしれませんが、そうじゃない、だけど近所であの人のこと気になるなあって思ったときに、その心配な人たちはずっと不安なままなんですよね、避難している時間の間。例えば、そんなと

きに役場の職員がその避難箇所にもいつもいてくれるとかでなってくれたら、どうじゃろかいて相談もできるんだけど、そういうところはできないんだろうかとか、そういうことを個人個人でいうのは勝手に想像をしているわけです。実際、具体的に、例えば避難準備の際には役場の職員が出るだとか出ないだとか、そういうことを今回は聞きたかったわけなんです。この辺はどのようになっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、当然町のほうで避難準備を出した場合にはですね、避難所を開設するということになりますので、避難所に町の職員を派遣いたします。その中で受付等の業務を行いますので、避難して来られた方が記録をしているところでございます。

只今、野田議員のほうでおっしゃいました、当然隣近所でも携帯の電話番号を知らなければ、連絡がつけようがないということもありましたけれども、町としましては、そういうことに対応するためにも、ぜひ区のほうで自主防災会の組織づくりをお願いしますということで、設立のお願いをしている状況でございますので、町全域全ての行政区で、自主防災会が設立されるよう今後も努力を続けていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今、聞きましたところ、自主防災会をそれぞれでつくっていただきたい。それぞれの地域によって、例えば、おうちのほとんどが密集してますという地域だったらそういう連絡網とかもつくりやすいと思うんですよね。その地域ごとに自主防災会というのは違いがあると思いますので、それぞれの地域でつくりました自主防災会、仮に全ての地域がつくったとして、それを例えば役場に報告して、うちはこうしますこうしますということに、個別の対応をしていただけるということでしょうかね、役場のほうとしましては。その自主防災会の、例えば、都呂々の木場の地域、3地区あります。でも木場というので全て1カ所に集まるように指示が多分でははずなんですよ。

例えば、中村地区というのは家の密集地域が多いんですけど、それでも幅広いです。郊外の山の上のほうとかに1軒離れている家とかもございませう。中村地区ではそういった人も普段から付き合いがあるんですよ。「あの人はどげんしとっとじゃろかい」て絶対なるんですよ。一人暮らしをしている家とかもあります。「そこは連絡がつかんばってん、どぎゃんしよっちゃろかい」とかという話になって、電話帳もない、なかった場合とかに、例えば自宅の電話番号を調べようがなくなるわけですよ。そういうときに必ず皆さんが電話番号を記憶している保証がないわけですよ、避難した際に慌てて出るでしょうから。そういうときの連絡はどうしたらいいっちゃろかいとかという

話になるんですよ、現実問題として。そういうときに、それぞれ準備してある役場の職員が、避難所に集まった場合とかに対応していただけるんだらうかとかいう話になるわけですけども、そういうときの対応とかはできるんでしょうか、ということをお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、木場地区のほうをあげられましたので、木場地区の現状についてお話をさせていただきますと、都呂々の木場地区につきましてはですね、おっしゃいましたように行政区が3つございます。その中で、木場区はそれぞれではなくて、全体で取り組むということで、3区集まった中で木場地区防災会ということで組織の立ち上げをしていただいております。

防災会の中ではですね、私の区もございますけれども、当然役員さんがいて、連絡網というものを区内の連絡網を作っておりますので、その中で防災会があるところは、連絡網でそれぞれ電話番号なりですね、そこら辺把握をされているものと私は解しております。

そういった状況で、まずは町長の答弁もおっしゃいましたが、自分の命はまず自分で守ると。その次は、地域等、安全は地域で守るといいますかですね、地域で声かけをして、お互いに助け合って助かろうと。当然一番遅いのは公助、行政なんですね。現場に行くのが遅いのは行政であるというのは、これまでも散々言われてきておりますので、まずは自分の意識、それと周りの方の意識で、助け合って助かろうという意識を持っていただくように、私たちも周知に頑張りたいと考えているところです。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） その結果なんですよ、だから、役場が結果として一番対応が遅くなるというのはわかってるんですけど、例えば、3地区が合同で集まりますね、都呂々の木場の場合は、集まった結果、その出た意見で、「だれその家に連絡するとはどげんすっちゃろかい」て、現実に声があがってるんですよ。その3地区の区長さんたちの話し合いの中で。だれそれさんがおられんとき、たまたまその日は病院に出て、一人暮らしの場合ですと家にいない。「連絡がつかんじゃっかい」ていうのを知らない場合ていうのがあるんですよ。自主的に病院に行ってらっしゃる場合とかには。

例えば、そういうときの確認をしたいんだけど、「どげんしたらよかつじゃろかい」て尋ねられたわけなんですよ。役場のほうとしては、そういう結果になった場合、対応はしていただけるんだらうかというのが具体的にあがってたわけなんですよ。その辺の対応を役場がどうするのかというのをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、わかりました。そうですね、先ほど言いまし

たように、避難所等を開設した場合には町の職員が当然行きます。しかしながらですね、避難所には1名ぐらいしか行きませんので、そういった部分で行った職員が対応はできません。ですからそういう情報をですね、まず役場職員に伝えていただきますと、その避難所要員からですね、役場のほうに連絡が来ますので、役場のほうから消防団あたりにですね、連絡を取って、消防団の方に見に行っていたかとかということを今、行っております。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 避難に関する情報はそれでわかりました。それぞれの地域の区長さんたちが、その自主防災会をつくる際に考慮されるものとあとは思います。

それに加えて町道の計画の5カ年計画のほうなんですけれども、こちらのほうで実際に具体的に例えば車両数等、これの変化ていうのはどのように調べるのかとか、そういうことの具体的なお答えがなかったんですけれども、そのことについてはどう考えていらっしゃるのかというのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 車両数ですね、調査というのには行っておりませんので、今後ですね、難しいんですけれども、そこはちょっとできかねるということでお答えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 実際に、例えばそれこそ私が参加いたしました天竺ツツジ祭りのときというのは、具体的にわかってるんですよ、その祭りの当日、実際2日間なんですけれども。その天竺の登山道の入り口まで上る町道蔭平線で、狭い場所も地元の人たちはわかってるんです。どこの道が狭くてどこで渋滞するかということ。渋滞するからといって、そこに人員をさけるほど人手がないんですよ、現実には。だから、そこを改良してほしい。その地域のその周りの土地を所有されている方も、それには協力していいよという声も実際に今、あがってるんですよ。ところが、役場からは何も言うてこん。

実際に、これはたまたま都呂々の木場のことなんですけれども、各地域でそれぞれ、「ここは交通量の多かっちゃばってん、どげんかならんかい」というところというのは、地元じゃいつ交通量が多いのかていうのはわかるんですよ。例えば、そういう声を聞いたときに、では調査しましょうて、その日にちに調べられるように準備をすればいいだけなんですよ。そこまでは逆にやってもらいたいんですよ。

例えば、1日200台、今回言いましたけれども、蔭平線の場合とかは、その他の日にちには、実際に例えば現実にその祭りじゃないときに、県外からとか町外から天竺を見に来る人もたまにあります。そういうかたもいらっしゃるんですけど、そういう日とい

うのは渋滞にはなりません、現実には。だからそういうのもわかってもらいたいですよね。どういうときに渋滞になるのか。それというのは聞けばわかるんですよ、その地元で詳しい人に。そこをやっていただけないだろうかというのが、今回提案の一つです。いかが考えますか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議員おっしゃるとおりですね、お聞きするというところで、いわゆるそれを調査に代えるということとさせていただきます。以上です。

[「すみません、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） とりあえず、今回は以上のことで質問を終わらせていただきます。あと細かいところもあったんですけども、すべてを記載して控えとくというのに追いつけなかったもので、この辺で質問を終了させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時49分
再開 午前11時05分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

通告8番、倉田明君。

○10番（倉田明君） 通告8番、倉田です。通告いたしました3件について質問させていただきます。

最初に、漁業振興の海藻、魚介類の増殖や養殖の近況についてでございますが、ご承知のとおり、近年、全国的に磯焼けが見られ、魚貝海藻類の水揚げが減少し、大きな問題が生じております。報道等によると磯焼けの原因は大きく分けて3つほどあり、1つに自然環境の変化、2つに人間活動の影響、3つが植物を食べる動物の影響と言われております。

先の3月議会で、磯焼け対策と育てる漁業についての質問の答弁で、これまで県、沿岸市町と全漁協で組織する協議会で、クルマエビやマダイの稚魚の放流、また、町単独事業で海藻・貝類などの増殖や養殖に取り組み、魚礁を主に数年にわたり調査を継続し、魚種や海藻の生息の変化、魚による食害等で、種子不足の環境などの要因があっ

た。また、海藻の発芽については、昨年試験的に食害防止のため、魚礁にネットを張り海藻の生育調査を行い、ネットがない箇所と比較して、確実に海藻の発芽が確認されている。海岸全域の回復は困難だが、魚礁を設置した海域など漁場を特定し、食害防止ネットや囲い棚の設置、また、あらかじめ海藻の種子を付着させた固体の投入など、実証事業と併せて、漁場の回復に向け実践的な事業の検討も行ってまいりたいとのことでありました。

今年度も当初予算で、種苗放流事業補助金、また、藻場再生等の事業補助金などが組まれておりますが、その後の経過と取り組み状況についてお尋ねをいたします。

2点目に、海藻の藻付（もずく）養殖についてでございますが、日本で消費される藻付の約95%以上が沖縄産といわれ、その90%が養殖によるもので、栄養価と効能等が評価されております。

平成7年、熊本県水産研究センターで、藻付の人工増殖に成功したことを発表した熊日新聞記事を以前見ましたが、現在、熊本県域での藻付の養殖実態はあるのか。また、藻付の苓北周辺海域での栽培が可能なのかお尋ねをいたします。

3点目に、国の海洋環境整備船の活動状況についてでございますが、私たちの日常生活において、海に流れ込むプラスチックごみは、報道等によると年間約800万トンで、既に海には1億5,000万トンものプラスチックごみがあると言われ、海の魚介類など、動植物等に深刻な影響が生じております。日本沿岸で回収された漂流ごみは、平成28年度は約3万トンから5万トンに及び、日本近海には世界平均の27倍のマイクロプラスチックが漂っていると言われております。

一方、プラスチックは軽くて丈夫で、耐水性もあり安価な素材ではありますが、この種のレジ袋が完全に自然分解されるまで、約1,000年以上はかかるという研究結果もあり、現在、全国各地の海岸等をボランティア等のご協力をいただき、ごみ拾い回収などが行われておりますが、拾うことも大事ではありますが、捨てないほうに重きを置くべきことは言うまでもありません。

ところで、国の海洋環境整備船「海輝」は、平成15年11月から、熊本港を基点に有明海及び八代海域の漂流物のごみ等の回収活動機能に加え、水質、底質等の環境調査も行うこともできるとされ、この海域外では対応できないと伺っておりましたが、平成24年4月に同じく海洋環境整備船「海煌」が八代港に配備されました。この取り組みは、平成14年11月の「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づくものであり、苓北近海の早崎海峡から天草灘方面は対象区域ではないと以前伺っておりましたが、一方では、天草周辺海域も稼働区域という表示もありますが、現状についてお尋ねをいたします。

また、稼働区域でなければ特別措置にある八代海等のいわゆる『等』という観点か

ら、エリア拡大はできないものか。併せて海洋環境整備船の活動状況についてお尋ねをいたします。

続いて、2点目の火災警報器の設置状況について。

1点目に、住宅用火災警報器設置状況についてでございますが、近年、住宅やアパート火災で死亡者が増える中、就寝時間帯に発生する割合が高く、また、死亡者の半数以上は逃げ遅れが原因と言われております。

ご承知のとおり、平成16年6月に消防法の一部が改正され、平成23年6月1日から全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

消防庁によると平成20年から平成22年の住宅火災100件当たりの死亡者は、火災警報器設置なしでは死亡者は7.6人、警報器設置のある場合は5.1人と約33%が減少し、また、日本火災報知機工業会によると、設置住宅では、死亡者の数は約3分の1まで減少したといわれ、警報器による早期発見が逃げ遅れの防止に大きな効果を示されております。

そのような中、天草広域連合では平成23年6月、一般住宅の設置実態を把握するため、消防職員200名が旧2市13町の天草地域2,144世帯の戸別訪問調査を実施され、天草全体で1個でも設置あるが17.9%、設置基準どおりが47.6%で、設置率の合計は65.5%とありました。

一方、苓北町では、1個でも設置あるが14.7%、設置基準どおりの設置は39%で、合計設置率は53.7%でありました。最後のほうの14位ということも示してありましたが、この2,144世帯の選出方法と最近の設置状況及び今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目の、小規模飲食店等の消火器設置についてお尋ねをいたします。

平成28年12月22日に、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、小規模飲食店に対し消防法令が改正され、2019年、今年の10月1日から消火器具の設置義務化がなされました。その対象店舗への通達等の管轄担当はどこなされるのか。また、消火器を設置するにあたって、点検及び報告等はどうなるのか。お尋ねをいたします。

3点目に、一般住宅の消火器設置状況についてでございますが、ご承知のとおり、現在、一般家庭には消火器の設置の義務はないとされておりますが、あることに越したことはないと思われます。特に、火災では高齢者の方が犠牲になっておられる率が非常に高いと言われております。本町における設置の呼び掛け活動等及び設置実態についてお尋ねをいたします。

最後の3件目に、志岐漁港臨港道路工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。

1点目に、工事の進捗状況についてでございますが、ご承知のとおり、この事業は平

成24年度に着工され、大部分ができあがってまいりました。先の平成30年9月議会一般質問答弁の中で、富岡港から国道324号線に直結する流通輸送道路として、また、地域住民の防災道路として、本年度（平成30年度）に工事の終了時点で89%が完成し、残工事は新三会橋の上部工、紺屋町海岸の護岸工、道路の舗装工事で、工事完成は早くて平成32年度（令和2年度）の見込みで、国の事業料の採択や町の財政計画もあるが、できるだけ早く完成したいとのことでありました。現在、工事されている紺屋町海岸工事は、令和2年3月13日までの予定で進められておりますが、改めて完成時期の見通しについてお尋ねをいたします。

2点目に、新三会橋の町道側仮設道路を補強し、通行可能な安全対策確保についてでございますが、先の質問で、工事のため新三会橋付近の町道に仮設道路の拡幅が行われており、交通安全の確保も図られております。今回の新しい橋の取り付け工事が完了されたあとも、その拡幅された部分を補強し、残していただくよう要望をいたしました。

答弁では、仮設道路は町道であるとともに、県が管理する港湾施設の防潮堤でもあり、残すとすれば、防潮堤としての性能を満たしたうえで、道路の拡幅や補強工事が条件と思われるので、今後残す方向で県と協議を進めてまいりたいとのことであります。その後の状況についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、漁業振興についての1点目の海藻、魚貝類の増殖や養殖の近況についてであります。ご質問の種苗放流及び藻場再生等の取り組み状況について、ご報告をさせていただきます。

種苗放流事業につきましては、毎年継続して取り組んでおり、今年度におきましても町単独の補助事業として、100万円を予算計上し、6月には「赤ウニ」の稚貝4万個を坂瀬川及び上津深江地先に、9月には「車エビ」の稚エビ4万尾を白木尾地先に放流し、また、熊本県栽培漁業地域展開協議会の負担金事業として、36万5,000円を予算計上し、7月に「マダイ」の稚魚3万7,500尾を富岡地先2カ所に放流したところであります。

藻場再生等事業につきましては、平成28年度から国の水産資源回復・基盤整備交付金を活用し、「苓北地区築いそ等現状調査」を継続して実施しており、本町の各地先に設置された築いそ増殖場を対象に、魚類の集まり状況、海藻の繁茂状況、付着生物等の餌の環境について把握するとともに、食害防止ネットを張って海藻の着生を促した施設における海藻の着生状況調査を行っております。

苓北町地先における磯焼けの主な原因につきましては、本年6月の議会定例会における田嶋議員からの一般質問において、苓北地区築いそ現況調査をもとに、『海藻を食す

る生物として、アイゴ・ブダイ・メジナなどの魚類、ガンガゼなどのウニ類、ウラウズガイなどの貝類が見られ、アイゴなどの海藻食性魚類は捕食圧が非常に高いことから、これら海藻食魚類の影響が磯焼けの主な原因の一つとして考えられております。また、海域における天然藻場の減少から海藻のタネの供給量が減少していることが考えられる。』旨を回答させていただいているところでございます。

その折に、今年度は『海藻食性魚類の捕食圧が高くなる前の初夏に胞子を出し夏に枯死する海藻の「コンブ目アントクメ」を主として母藻を投入し、着生状況を調査する計画である』旨を報告させていただきました。なお、7月には富岡地先を試験区に設定し、アントクメの母藻の投入を完了したところであります。

また、別予算としまして「海藻・貝类等養増殖調査事業費」を計上し、ヒジキ及びアサリの養増殖試験に取り組んでおります。ヒジキにつきましては、7月に坂瀬川地先3カ所にヒジキが植え付けられた基盤を設置。アサリにつきましては、8月に富岡漁港の浮き桟橋を利用して、アサリ増殖装置による垂下式での養殖試験を開始したところであり、現在、経過観察を行っているところでございます。

併せまして、9月の議会定例会での一般質問において山口議員よりご提案いただきました『レタスを餌にした紫ウニの養殖試験』についても、苓北町水産振興協議会に諮り、取り組んでみることにいたしまして、本議会の補正予算に必要経費を計上させていただいたところであります。

次に、2点目の「藻付(モズク)養殖について」であります。熊本県水産研究センターに確認いたしましたところ、現在、熊本県内での養殖の実態はなく、水研センターにおいても、『モズクの種取りまでは成功したが、種付けが上手くできないため、養殖試験は行っていない』とのことでありました。

併せまして、苓北町でのモズク養殖の可能性についても、水研センターにお尋ねしましたが、議員ご承知のとおり、モズクは漢字で「藻に付く」と書くとおおり、海藻や網などに付着し生育します。そのため『強風による潮の影響を受けやすいことから、遠浅の漁場など適した環境ではないと。根付け部分から切れ生育しない。養殖の可能性はゼロとは言えないが、かなり難しいと思う』とのこと意見をいただいたところであります。

次に、3点目の「海洋環境整備船の活動」についてであります。議員のご承知のとおり、熊本県には「調査観測兼清掃船」として『海輝(かいき)』及び『海煌(かいこう)』の2隻が配備されております。それぞれ、海上の漂流ごみの回収作業にあたっており、「海輝」は、熊本港を基地港として、2日を1スパンに、1日目は有明海湾奥を、2日目に有明海中央を巡回清掃し、「海煌」は、八代港を基地港として、同じく2日を1スパンに、1日目は八代海湾奥を、2日目に八代海中央を巡回清掃しております。

平成30年度の巡回清掃実績につきましては、「海輝」が136日、「海煌」が126日

となっておりますが、この巡回とは別に、有明海から橘湾を回るルート、八代海から牛深沖を回るルートの巡回清掃作業も行われており、その実績は、平成30年度で、「海輝・海煌」合わせて33日となっております。

なお、議員お尋ねの巡回清掃区域につきましては、管轄区域である有明海・八代海・橘湾の区域外にあたる天草下島西側の天草灘は、通常の巡回清掃は行われておりませんが、『漂流ごみ発生情報収集ネットワーク』による通報に基づき、随時、回収作業にあたることになっております。

併せまして、今年8月には、国交省熊本港湾・空港整備事務所を事務局に、国交省、河川事務所、熊本県、関係自治体、関係漁連が参画し、「熊本県沿岸の浅海域におけるごみ回収処理を安全かつ効率的・効果的に推進するため、情報交換等を積極的に行うとともに、その対策について協議・提言し、その円滑な執行を図ることにより、航行船舶の安全確保及び漁場環境の保全に資すること」を目的として、『有明海熊本沿岸域ごみ対策会議』が立ち上げられ、11月には、八代海沿岸域の関係自治体、漁連が加わり『有明海・八代海等熊本県沿岸域ごみ対策会議』と名称を変え、苓北町も参画した中で、「異常気象等により、漂流ごみが大量発生した場合の緊急的な対策に関すること。その他、漂流ごみの回収処理に関し必要な事項等」について、協議していくこととなっております。

次に、火災報知器の設置状況についてであります。1点目の住宅用火災報知器の設置状況につきましては、平成23年の実態調査における2,144世帯の選出方法と最近の設置状況と今後の取り組みについてであります。天草広域連合消防本部に伺いましたところ、消防庁の調査における世帯の選出方法は、管轄世帯数により調査世帯数が決まっており、9,999世帯以下は24世帯以上、1万世帯から1万9,999世帯は40世帯以上、2万世帯以上は96世帯以上となっているとのことでございます。

最近の設置状況につきましては、平成31年3月に調査が実施されており、天草全体の管轄世帯数5万1,887世帯から選出方法による調査世帯数が455世帯となり、調査結果として1個でも設置されている設置率が、85.1%、設置基準どおり設置されている設置率が55.6%となっております。苓北町の調査結果は、調査世帯24世帯で設置率91.7%、設置基準どおり設置されている設置率が75.0%でございます。なお、全国平均の最新数値といたしましては、平成30年6月現在で設置率81.6%、設置基準どおりの設置率66.5%となっております。設置状況は以上のとおりでございますが、住宅用火災報知器の設置は義務となっており、住宅火災から大切な命、財産を守るために必要なものでございますので、今後も設置についての周知を図ってまいります。

2点目の、小規模飲食店等の消火器の設置につきましては、議員ご発言のとおり、2

019年10月から火を使用する設備または器具を設けた飲食店は、店舗の規模に関係なく全てに消火器を設置しなければならなくなりました。お尋ねの対象店舗への指導につきましては消防署が行うことになっております。また、点検及び報告についても同様に消防署へ報告することになります。

3点目の、一般住宅の消火器設置についてであります。町における設置の呼び掛け活動等、及び設置実態については、以前は火災出動訓練終了後に、消防団で各家庭の竈点検と併せ、消火器の点検等を行っておりましたが、現在は、各家庭の風呂もボイラー、電気温水器となったことや、消火器についても量販店等で安価に購入できることになったことから、消防団での実施は行っておりませんので、現在の設置実態は把握しておりません。しかしながら、初期消火のためには備えが必要でありますので、住宅用火災報知器の設置と併せ、消火器の設置につきましては、広報誌等を通じて周知を図ってまいります。

次に、志岐漁港臨港道路工事の進捗状況についてのご質問であります。

まず、1点目の工事の進捗状況であります。今年度は、工事請負費5,700万円を予算計上し、漁村再生交付金の採択を受け、現在、「護岸工88メートル」及び「舗装工338メートル」の工事を、令和2年3月13日を工期として進めているところであります。

臨港道路全体事業の完了予定につきましては、国の交付金の採択等により変わる場合がございますが、令和2年度に紺屋町海岸排水対策を含む護岸工事を、令和3年度に新三会川橋の上部工を含む全体工事の完了を計画しております。

なお、志岐漁港臨港道路につきましては、産業道路・防災道路としての役割の観点からも、早期の完成を目指してまいります。

次に、2点目の「臨港道路と町道東目線の三叉路、道路拡幅部分の今後の対応について」であります。この拡幅部分につきましては、臨港道路完成後も残すことの予定になっております。しかしながら、拡幅部分は、現在、仮設の状態でありますので、その施工方法等につきましては、今後、関係機関を交え協議していくことといたしております。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 答弁いただきましたけども、現在、魚、貝等で、いろんな海藻を食いあさっているという現状下のようにあります。そういった中で、先ほど答弁で、7月にコンブ目アントクメというのを、富岡地先に母藻の投入をされたということでございますが、このコンブ目アントクメというのはどういう特性なのかお尋ねいたします。

併せて、また8月にはアサリの養殖といたしましょうか、実験を富岡港のほうで、棧橋で吊り下げてなされているということでございますが、おおよそのこの試験結果の判明時期といたしましょうか、いつごろなのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず1点目のコンブ目アントクメの特性についてですが、アントクメは南方性の海藻で、以前はその北限が天草海域であったものが、現在は長崎の平戸沖まで広がっており、上津深江地先には大きな群落があることも確認されております。形は平たくて、ワカメなどに似ておりますけれども、手触りは固く食用にはあまり向かないようです。葉の部分は夏に枯れ落ちますが、根の部分の固まりが残りますので、翌年また芽を出します。磯焼けの原因であります食害の影響を受けにくいということで、今回試験的にこのアントクメを投入させていただきました。

続きまして、アサリの養殖の状況ですけれども、アサリの養殖につきましては、福岡県の水産海洋技術センターが開発しました「かぐや」という装置を使って試験養殖を行っております。この「かぐや」を使うと、通常0.5ミリほどの稚貝から放流サイズの1センチ程度の大きさに成長するまで、通常でしたら1年程度かかるんですけれども、約その半分ぐらいで成長が可能だということで採用したところなんですけれども、現状なかなか成長のほう芳しくない状況でございます。現在は富岡の漁港の内にですね、垂下式で試験を行っておりますけれども、水温、にごり、潮の流れなど何が成長に影響しているか、水研センター等の専門的なご意見を伺いながらですね、引き続き経過観察に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） やはりなかなかですね、こういった実験結果というのは、非常に今の磯焼け環境の海域では、困難な要因も加わり、また初めてということですね、非常にご苦労されていると思いますが、先ほど課長のほうから、このコンブ目アントクメという海藻の特性としては、食用には向かないということだったですかね、その1点だけ。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ホームページの中でいろいろ出てくるんですけども、手触りが固く、食用には向かないというふうなことも書いてある記述もありますし、酢の物にしたり味噌汁に入れたりして食べられる事例というのもホームページ等を見るとですね、紹介されております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先ほど申しましたけれども、なかなかですね、非常にご苦労が多い栽培、養殖実験だと思いますので、引き続きですね、ご尽力いただければと思ってお

ります。

先ほど、町長の答弁の中で、9月議会で山口議員から提案された、レタスを餌にしたというようなウニの養殖実験、非常に私もいいなあと同感しております。つい1週間ほど前、朝の民放テレビで、九州大学と宮城大学共同で、紫ウニのエサとしてクローバーを与えて、色鮮やかで天然並みの大きさと、まして磯臭さも少ないということですね、商品化に向け今後、業者あるいは会社等ですね、商品化に向けてやっているということがありました。

そのようなことですね、やはり茶北でもですね、いろんなそういった例も含めですね、対応され、やはり漁業の安定といいましょうか、漁師さんの後継者等ですね、確保されればと願うところでございます。

特に答弁は要りませんが、先ほど2点目のモズク養殖等についてでございますが、ご説明ありましたように県下では実態がないということでございます。環境的に風、波等で非常にゼロではないが、栽培には厳しいんじゃないかということ、いたし方ないのかなあと思っております。これも別に答弁は要りません。

海洋環境整備船の活動でございますが、先ほど答弁で、八代海、有明海、橘湾等の区域を中心になされておられ、天草、今の西海岸等では、特に何かごみ等があったときには、対応できるということでしたが、通常の海域での主なごみの1、2番はどういうものがあるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 清掃船による回収される量、ごみの実績、平成30年度の実績をご紹介します。ごみの回収量が全体で1,425立米、重さにして260トンです。回収量で一番多いものが、茅や草など729立米、全体の51.1%、次に多いものが木材・木片など520立米、全体の36%、その次が竹で125立米で、全体の8.8%となっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 年間に260トンあまりということで、大きなごみ、木材等を中心にですね、いろいろされているようでございますが、船の構造上、小さいいわゆるマイクロプラスチック類は、多分回収できないと思うわけですが、機能的にいわゆる水質、底質等の調査もできるということですが、いわゆるこの茶北海域周辺の水質、底質等の環境調査というのは、ここに依頼は可能かどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほどの回収量に追加しまして、マイクロプラスチックまではさすがにちょっと回収は無理なんですけれども、参考までに発泡スチロール類

が24.7立米で全体の1.7%、ビニール・プラスチック類が9.4立米で全体の0.7%となっております。調査船を利用した海藻、貝類の養殖に適しているかどうかの調査が可能かというふうなご質問ですけれども、ご承知のように「海輝」、「海煌」は、ごみの回収作業だけの役割だけではなく、調査観測船も兼ねております。しかしながら、その調査内容は、多目的水質センサーを用いた水温・塩分濃度の測定や、サイレイキを用いた海底にいる生物の定量測定が主な業務となっております。

したがって、その調査に基づいて海藻・貝類がその海域に適しているかどうかというのは、判断はできないような状況でございます。養殖の適正につきましては、県の水産研究センターが専門でございますので、養殖の振興にあたりましては、水研センターのご意見もいただきながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） その点はよろしく願いをしておきます。

続きまして、2件目の火災警報器の設置等でございますが、ご承知かと思えますけれども、「今年3月31日発行の天草広域連合のきずなの広報紙の一部を読ませていただきますが、火災件数は建物火災が大幅に減少し、4年ぶりに100件を割り86件、前年は102件でございました。」ということで、その種類別で見ると、建物34件、林野6件、車両2件、船舶2件、その他42件で、建物火災が全体の40%を占め、建物火災のうち住宅から出火は24件で、全体の約70%を占めている。また、火災による死者が2名生じております。今後、住宅火災における死者を防ぐために、住宅用火災警報器の普及効果が期待されます。ということでなされてありました。

そのようなことで、先ほど設置状況の苓北における24世帯でしたか、抽出されて、天草島内全域でございますけれども、9,999未満の世帯ということで、そのような数値化がされたと理解はできますが、やはりですね、過去、苓北町においても回覧板等で調査票が来たような記憶があります。やはり、引き続きですね、取り組んでいただければと思っております。

また、小規模の店舗のいわゆる義務化、消火器の義務化、これは消防署のほうで対応されるということでございますので、そのようにですね、関係店舗の方にはご協力いただきですね、進めていただければと思っております。

また、家庭用の消火器につきましては、先ほどもお話ありましたように、昔は消防団の方が秋の点検の折にいろいろ調べたり、また、年をまたいで詰め替え等をしておりましたけれども、ご承知かと思えますけれども、あれはやはり寿命というのがあるそうでございます。目安としては、10年ぐらいということで、必要といたしましょうか、買い替えるか、あるいは詰め替えるかという方法をとられておりますが、私もなんですけれども、全部年数切れもあるような感がいたしますが、その点もですね、広報誌等で注意

を呼び掛けていただければと思っております。

それと臨港道路の件でございますが、一応新三会橋のほうから着工されているようでございます。紺屋町のいわゆる低地帯の排水路等もあるということで、そっちのほうに研究なされて、若干入れ替わったかなあと思いますがけれども、いわゆる産業道路、避難道路から避難地へ抜けるバイパスといいたいまいしょうか、そういうアクセスの道路は考えておられないのか。それが1点と、浜に下りるといいうか、通路といいたいまいしょうか、その辺はどういった考えでおられるのか、その2点だけお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1点目の臨港道路から避難地へのアクセスですが、町長の答弁にもありましたとおり、臨港道路は防災道路も兼ねているということでございますので、まだ詳細設計はできておりませんが、アクセスについて検討させていただきます。

2点目の浜に下りる階段については、すみません、手元に詳細図面がありませんので、箇所まではわかりませんが、何箇所か設けてございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） まだ工期もありますから、十分に検討されて、利便性等をですね、備えていただければと思っております。

いわゆる取り付け部の補強のいわゆる拡幅部分もですね、よろしくご検討、ご指導いただければと思っております。終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告9番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 通告9番、3番議員、廣田でございます。通告に従いまして、消防団の充実強化についてご質問いたします。

消防団は、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき参加し、消防、防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は、非常に大きいと考えます。

しかしながら、全国的に消防団員数は年々減少しており、近年では、少子化の影響で

若い世代を中心に適齢期の年代人口が減少しているところです。あつてはならぬことですが、地震等の大規模災害時を想定したときに、地域の消防団活動は極めて重要であり、やはり、その減少に歯止めをかけなければならないのではないのでしょうか。サラリーマン団員の割合や平均年齢の上昇など様々な課題があります。

そこで、この課題に取り組むため、平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。消防団の強化につながる法律として期待するところではありますが、法律成立後、どのように変化してきたのか、以下3点について、お尋ねいたします。

(1) はじめに、この法律では、消防団活動が従来からの消火活動や予防・啓発活動にとどまらず、大規模災害における救助活動や避難誘導などに広がりを見せるため、消防団の装備の充実、改善が必要であると定められています。

そこで、苓北町消防団の装備の充実はどのように進められたか。また、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねします。

(2) 2つ目は、女性消防団員の存在や活動が、災害時に、避難所などで高齢者や女性、子どもなどに対し、ソフトで細やかな配慮ができる女性消防団員の役割にも期待が寄せられていると考えます。その女性消防団員の増加に向け、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

(3) 最後に、消防団の活動及び報酬についてであります。消防団は地域を守る崇高な使命感を持って活動を行っていると考えますが、年間どれくらい出動しているのか。また、苓北町消防団団員の年報酬は、団員1人につき3万1,000円、これは階級によって違いますけれども、活動に対する費用弁償が1回につき1,000円、訓練出動の場合は1回につき2,100円となっておりますが、その職責と日ごろのご労苦に報いるためにも、その処遇改善に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

消防団の充実強化について、3点のご質問がございました。まず、1つ目の消防団の装備の充実につきましては、平成30年度の腰サポーターを各班2個、雨具を各班3着、誘導棒を各班2本配布し、今年度に充電式のLED投光機を各班1セット、防火着を各班2着ずつ配布いたしました。今後も各班からの要望や必要と思われる装備品につきましては、県の補助金等を活用し、整備をしてまいります。

次に、2点目の女性消防団員の増加に向けての取り組みにつきましては、平成30年度における熊本県内の女性団員は735名、苓北町では2名でございます。女性消防団員の増加に向けましては、6月に開催いたしました防災会議の中でも委員からご質問が

ございました。苓北町といたしましては、まず、役場の若手女性職員に入団をしてもらうよう考えておりましたので、その後、消防主任と総務課長のほうからその旨、お願いをいたしました。今後も新規採用となる女性職員には、女性消防団員となつていただくとともに、女性消防団員の確保に向け、広報等で募集等を行つてまいります。

3点目に消防団の処遇改善についてでございますが、消防団におかれましては、日ごろから町民の生命と財産を守るために活動いただいていることに大変感謝をし、また、町民全員が頼りにしているところでございます。

年間の出動回数につきましては、過去5年間で、平成26年度に大雨によるもの3回、火災4回で計7回、平成27年度に大雨時に1回、平成28年度に熊本地震時に1回、人員捜索1回、大雨時1回の計3回、平成29年度に火災2件、人員捜索2回の計4回、平成30年度に火災7回、人員捜索1回で計8回の出動をしております。

報酬等については、議員ご指摘のとおりではございますが、県内の状況等を精査をいたしまして、調査し検討させていただきたいと考えております。私が知り得る範囲では、報酬としては県内でも相当高いレベルにあるという情報をつかんでおりますが、今、申し上げたようなことで、消防団員の減少、そして高齢化等を考えれば、その定員に足りる、定員を超えるような団員を集めるためにどうしたらいいかというのは、我が町の安全・安心を守るために大きな要因になってくると思っておりますので、しっかり検討させていただきたいと思っております。

以上で、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 参考までに報酬について再度お尋ねをいたします。

団長が年報11万8,000円、副団長が年報9万5,000円、分団長7万円、副分団長5万6,000円、部長4万7,000円、班長3万9,000円、班付班長3万6,000円、団員3万1,000円となっております。これは、私も消防団に所属しておりますけれども、そのころと変わっていないと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今ご指摘のとおり、そのころと変わっておりません。

ちなみに、平成29年4月1日付けの県内の消防団の報酬一覧というものを持っておりますので、その中で団員に係る部分だけでちょっと比較をさせていただきますと、現在、苓北町では、一般団員で3万1,000円でございます。県下の中を見ますと、一番高いところで3万2,000円、その次が3万1,700円、その次が3万1,200円、4番目が3万1,000円ということで5団体あるという状況でございますので、先ほど町長が申されましたように、一般団員で比較しますとですね、県内を見るとそう変わらない、一番上位のところと変わらない報酬であるということになっている状況で

ございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 少数精鋭の苓北町消防団でございます。これから女性消防団員につきましても、役場職員を採用するときをお願いをするということでございますけれども、やはり避難所の件につきましてもですけれども、やはり消防団員のソフト、やはり案内をしてくれたり、様子を聞いてくれたりするようなことは、やはり男性の団員よりも女性の団員のほうが優れていると思いますので、女性消防団員の勧誘にはどうか力を尽くしていただきたい、このように思います。

報酬につきましては、昔から苓北町の報酬は高いほうではございましたけれども、やはり少数でございますので、それだけ負荷もかかっておりますので、そここのところはこれからもお含みおきをいただきたいと、このように訴えまして私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時13分

令和元年12月12日（木）

（第3日目）

令和元年第8回荅北町議会定例会会議録（第3日目）

令和元年第8回荅北町議会定例会は、令和元年12月12日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	宮崎 裕 昭	企画政策課長	錦 戸 雅 志
教 育 課 長	福 田 誠 一	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西 川 文 孝
水道環境課長	錦 戸 和 友	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	荒 木 真喜子	会 計 課 長	坂 元 俊 司
監 査 委 員	登 本 玄 一		

8. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 7 号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 2 | 議案第 7 4 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 7 5 号 | 荅北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 7 6 号 | 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 7 7 号 | 荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 7 8 号 | 荅北町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 7 9 号 | 荅北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 8 0 号 | 令和元年度荅北町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 9 | 議案第 8 1 号 | 令和元年度荅北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 2 号 | 令和元年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 3 号 | 令和元年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 4 号 | 令和元年度荅北町水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 5 号 | 令和元年度荅北町下水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 6 号 | 令和元年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 8 7 号 | 荅北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 8 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 1 7 | | 陳情等文書表について |
| 日程第 1 8 | | 閉会中の継続審査（調査）の件 |

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、監査委員の出席を求めていますので、監査委員の着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第7号 定期監査の結果報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、報告第7号、令和元年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

令和元年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、お手元に配布しております。

定期監査結果公表書について説明をお願いします。

登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。

さて、このたび地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を10月15日から10月28日までの間実施をいたしました。定期監査の実施方法につきましては、事務監査と現地調査の両面から実施をし、今年度も例年同様に役場庁舎内の整理整頓や機器類の整備がなされているかも監査の対象といたしました。

定期監査を実施しました結果については、何ら法令に違反するような事例は見受けられませんでした。関係諸帳票、帳票類などはよく整備されており、係数においても誤りはなく、適正に施行されていることを認めました。

皆さま方のお手元に令和元年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げております。その中の18ページに、地方自治法第199条第10項による監査意見と各課の検討や改善を要する事項については、軽易な指摘を含めて記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたしまして、私の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 報告書の4ページにですね、私の勉強不足なのかわかりません

が、職員の配置状況表が示されております。この中で、再雇用の方2名は、この計の77名の中に入っているのでしょうか。

それと19ページで、土木管理課の指摘といいますか努力目標として、道路維持についてさらに努められたいという項目がありますが、どういう調査といいますか、中でこの言葉が出てきたのか。例えば、具体的に町道何々線とかで、どういう状況であったということが、もしつかんであれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 職員の配置状況の77名というのは、どこにあたるのでしょうか。

○7番（浜口雅英君） 4ページですね、上から、町長部局の小計の中に77があつとですよ。この77の中は11から3までたしてあるでしょう。計のですね。そして備考欄に広域連合出向が1、総務課が。そして税務課が再雇用が、福祉課が再雇用か、3人再任用・・・。

○監査委員（登本玄一君） はい、了解しました。これは括弧でくくっておるとおり、中に含まれておると。

[「いや、いません。正職員数外です」と呼ぶ者あり]

○監査委員（登本玄一君） いないということでございます。

[「含まれてないです」と呼ぶ者あり]

○監査委員（登本玄一君） 職員外になるからいないというふうな解釈をお願いいたします。

それから、ちょっとお待ちください。道路の維持について、さらに努められたいというふうなことで申し上げておるわけでございますけれども、特別な道路を指して申し上げたのではなく、道路の維持管理については、毎回のごとく議会でも質問の定義がなされておりますし、人口減少や高齢化が進む中で、道路をはじめとするこのインフラの整備というようなのは、これから町の重要課題と申しますか、町の財政に大きくかかわってこようかと思えます。

しかしながら、道路の改修や改善は、なかなか進んでいないというふうな議員さん方のご質問もあつておるとおり、効率的な道路の維持管理が求められるわけです。そこで、私どもが気にしていたのは、役場庁舎の裏にタイヤショベルカーと申しましょうか、大きなショベルカーが、たまにはそのまま止まっているときがあるから、このタイヤショベルカーを有効に活用し、これについては職員の運転なされる人員配置等もありますけれども、リースで借りているものですから有効に活用してほしいと、そのようなことを含めたところの指摘でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） とすれば4ページの再任用職員というのは、架空の職員ということになってくるわけですかね。

それから19ページの道路は、議会の中でもですね、傍聴によく来ていただいて関心持っていておるといふことで、ありがたいことですが、できますればどこか路線名を役場のほうに指示されて、そして現場をみていただいた結果こういふことを出していただければ、より町民の皆さんにですね、税金の反映がしやすいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

この人員の定数の問題についてちょっと教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 定員の詳しい詳細については、私どもも把握しておりませんので、担当課にご答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○監査委員（登本玄一君） もしもよかったら担当課でご説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（山崎秀典君） 4ページの職員の配置状況でございますけれども、これにつきましては、条例に基づく定員数を書いております。荅北町の場合の再任用職員につきましては、短時間勤務の再任用職員ということでございます、これは職員定数に含まれませんので、こういう記載の仕方をされております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） そしたらこの2名の方は、この中に、欄外扱いといひますか、言葉はちょっと不適切かもしれませんが、この77、94、これとまた別枠を作るべきではないかと思ひます。備考欄でまとめるんじゃないですかね。この(2)で令和元年9月末日現在の職員の配置状況、(3)で令和元年9月末日現在の非常勤雇用の雇用状況という題目がありますけれども、ここの中に、非常勤ではないわけでしょう。非常勤になるわけですか。非常勤になるとすればこの(3)のほうに移すべきだろと思ひます。(2)であれば定数とちょっと勘違いします。それで、足し算してもですね、2合わんわけですよ、ですね。この荅北町の行政監査の数値が示された言葉じゃなくてですよ、文字に出されてる分と現状が合わぬ監査をされているというふうになりますので、ここは今後執行部と調整されて、数値は、数値、金額を合わせてもらおう。言葉はですね、いろいろ行き違ひはあってもかまわぬと思ひますけれども、やっぱり数値は行き違ひがあっちゃいかんというふうに思ひますので、今後努力してもらいたいと思ひます。終わります。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 誠に申し訳ございませんでした。今後は執行部のほうとよく精査しながら、ご報告を差し上げたいと思います。

また、道路維持管理については、議員さんが申されましたように、詳細に各路線を確認しながら、今後もさらなる努力をしていきたいと思います。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 19ページですね、教育委員会の中で、児童数が減少する中で小学校の統合について検討されたいとありますけれども、その根拠を説明を願いたいと思います。

それからもう一点、この中からちょっと外れたことでございますけれども、監査委員さんの仕事のどの程度まで仕事をなされるのかなど。監督をしなければいけないのかなというのをお尋ねをします。

というのが今、国で、国内であっちこっちですね、例えば職員の不祥事、あるいは組長の不祥事、いろんなことで話題が集中しているように思われますけれども、そこら辺、監査委員さんたちがどこまで権限があるのか。あるいは、もしそういったことがあった場合の対応の仕方はどうすればいいのか、町民としてですね。いうなれば、大きいところとか、団体がしっかりしているところあたりは、オンブズマンなんかがおってですね、裁判沙汰になったりしておりますけれども、こういった小さいところにはそういう方々がおいでになりませんので、こういった形で対応するのか。

例えば、私、ここに、ご存じのとおり町に在職しておりましたけれども、設計書あたりの違算とかなんかあった場合、あるいは過度のですね、そういった場合は、国では会計検査なんかあって、当然補助金の返納とかなんかあっております。この中でもないとは言いませんので、いや、あるとは言いませんけれども、そういったことがもしあるようだと感じるならば、どこがその権限があるのか。

例えば、出張の問題、私、取り上げていろいろ言いましたけれども、出張の問題。この前ちょっとこの議会のときでも問題がありましたけれども、例えば、黒塗りの車が温泉センターのほうに、麟泉の湯に行っていると。そういった形が町民に方々から通報なんかがあると。私にはございませんけれども、議員の方にはあつとるといようなことがございます。そういった形の監督権限なんかは誰がするのか。議会がするのか監査委員さんがするのか、あるいは警察沙汰になるのかというのが、私まだわかりませんので、そこら辺の見解を教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 松本議員さんのご質問にお答えをさせていただきますが、

非常にひと言でお答えするのは難しいような意見でございまして、例えば、本日のこのご報告申し上げました定期監査については、年に1回必ず議会にご報告するというふうな義務が課せられておるわけでございます。

それと教育委員会関係で、児童が減少する中での小学校の統合問題でございますけれども、これは今年の6月に学校教育充実検討委員会などを設置いたしまして、教育委員会の中で協議がなされていると聞いております。その答申が来年度に出される予定だそうでございますけれども、現在の児童数は4校で332人、5年後の令和6年に285人となることが推測されておるわけでございます。こういうようなことで現在、都呂々小学校が複式になっておるわけですが、今後は坂瀬川小学校も複式になることが予想されるわけでございますので、児童を中心とした保護者や地域住民、教育委員会など含めたところですね、この複式学級のメリットあるいはデメリットについて話し合いを進めていただき、しばらくというか、ある程度の期間を持ちながらでも、小学校の統合に向けての準備が必要になってこようかと考える中での私どもの指摘でございます。

それともう一つ申されました黒塗りの乗用車というようなことでございますけれども、この庁用車の通勤については、我々の定期監査の範囲ではございません。しかしながら、先般の決算委員会でご質問があったことは、私も承知をいたしております。このことは、役場である庁舎から町長の自宅までの間における途中下車の問題ではなかろうかと考えますが、毎日ルートの何キロも先まで行くだとか、職員のその時間を何時間も待たせるような途中下車ならば、あるとするならば別な問題ですが、私は違法性はないものと考えております。

でもできればですね、これからの町長の安全性や、それから防犯面を考慮いたしまして、1本のルートではなくて、そういうふうなことから複数のルートを準備していただいたほうが、町長の安全性、あるいは防犯面から、私はいいのではなかろうかと思えます。町長車の通勤についての疑義が生じないためにもですね、今後は運行日誌をはじめとする取り扱い規定などをですね、さらに充実してやっていただくように事務局にもお願いをいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、その児童数の減少の云々でございますけれども、やはりこの学校統合とか、あるいは農協の支所廃止、あるいはその他、そろそろ支所、役場出張所の廃止とかなんかも考えられてくるんじゃないかなろうかと思えますけれども、確かに学校サイドとかなんかで考えますと、複式学級はむだだというようなことかもしれませんけれども、地域性を考慮したうえで考えますと、やはり志岐一極になってしまっただけですね、ますますその地域がだめになるということになりますので、本来ならば、やはり

児童数が減少するというようなことを一概に監査委員さんがぼつと言ってもらえば、相当やっぱり地域はそのことに問題化すると思う戸ですよ。そこら辺もう少し違うようなことで、児童数と増やすために努力をしろとかですね、やっぱり荅北町が少しでも良くなるような書き方もあったんじゃないかなと思います。

私も総務常任委員、そっちの学校関係の委員もしておりますけれども、このことについては、各学校を小学校をまわったときに、「複式でどうですか。少数でどうですか、教育は」、「いいえ、それはもうメリットがこっちにありますよ」という現場サイドの先生方の意見が大半でした。「うわあ、複式やけんだめですばい」と言われるところは1つもなかった。そういったことがございますので、もうちょっとですね、地域を眺めたうえで、経済状況あるいは地域の消滅、そういったことを含めたうえでのやっぱり見解をぜひお願いしたい。

それから、1つ例をとっただけですのでね、私は黒塗りの云々をここで話しましたよということですが、私は多々あるんじゃないかな。例えば、私は建設課あたりも何回か、そっちから言いますと、設計書の違算があつとつとか、そういったことが発覚した場合どうなるのかな。あるいは、賄賂のなんのはありませんけれども、今いっぱい今、マスコミでですね、首長が災害のときにおらんじゃったと。どがんとつとかというようにもいっぱい今、元タレント議員さんでおられた知事さんあたりがですね、相当やっぱり攻撃を受けられた。そがんなかっじゃつてなということでも攻撃を受けられた。そういうことがありますので、そこら辺の監督は誰がするのか。誰が指定するのか。ということをやったりもう一回ですね、明確にする必要があるんじゃないかなと思いますので、そこら辺もですね、今後の課題としてぜひお考えになっていただいて、ひとつこの町がですね、そういった話題にならんようなことですね、対応していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 只今の貴重なご意見をいただきまして、誠に松本議員さんがおっしゃるとおりだろうと思います。小学校の定数問題にしても私は、都呂々、木場小学校が廃校になったときのことを身に染みて感じております。地域が本当に、ああこうやって学校がなくなるということは、衰弱していくんだなあ。子どもの声が聞こえなくなるということは、地域にとっては寂しいことだろうなあというようにも考えております。よって、やはり今後、小学校問題をどうしていくのかということは、少し期間を置きながら、真剣にPTAあるいは地域の皆さん方、児童の皆さん方と話し合いながら、進めていくべきと考えているところでございます。

そのほかについても、只今おっしゃいましたことを、私ども監査委員2人、十分話し合いながら、今後も監査にあたらせていただきたいと思います。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 19ページの土木管理課のほうに書いてございます、町有（遊休）財産の効果的な売り払いにさらに努められたいというような指摘がなされておりますが、土木管理課における遊休財産というのが、どういうもので、どのくらいの面積を持っているのか、把握されていれば教えていただきたいと思います。

それと、今、KDD跡地、昔の歴史資料館の跡地の問題とか、土木以外にも普通財産として使っていないような財産が町のほうにもあるのかどうか。やっぱり行政的的目的がないのであれば、監査委員さんがご指摘のとおり、早く土地を売り払ってですね、身軽になるというのは当然なことだろうと思います。

そういう面で、この土木管理課以外にもやっぱり遊休財産と言われるようなものが、監査している中で実際にあるのかどうかという点、もし監査されていてわかっていたら教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 只今のご質問にお答えをさせていただきます。

この町有財産の有効的な売り払いというようなことを申し上げておるわけでございますけれども、やはり、只今ご質問がありましたように、この自主財源をいかに確保するかというふうなことでございまして、販売可能な町有地及び、販売可能な町有地をまだ貸し付けているようなところもあるわけでございまして、そのような物件の売り払いに努める努力をしていただきたいという願いでございます。

1つの例として申し上げるならば、旧富岡温泉ホテル跡地や、それから旧テニスコートの売り払い、あるいはまた都呂々浜団地はレッドゾーンに指定されるなどして、恐らくこのままでは販売ができないだろうというふうなことが予想されますので、そのような土地については、一般会計へ財産を管理、移管しまして、効率的な売り払いを望むものでございます。

KDDの跡地をどうするかというようなことについては、私どものほうでは詳細に把握しておりませんので、よかったら担当課からお答えをさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

では担当課、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 旧KDD跡の建物につきましては、総務課のほうで担当しておりますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、建物、それと公園ということで、有効な施設あるいは

公園があるわけですがけれども、昨年はずいぶん、企業誘致といいますか、そこで事業をしたいということで申し込みがあって、最終的には断念されたという経緯があるわけですがけれども、ほかにもですね、例えば企業誘致用の施設等も考えられますので、そこら辺は県のほうにも情報提供した中で、企業誘致の施設ということで進めているところがございます。ただ、今のところはですね、施設の耐震関係の調査をちょっと今年度行っておりますので、その確認をしたうえで、再度募集、周知をですね、進めてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。

今、監査委員さんがおっしゃったとおり、自主財源が非常に枯渇し始めていると。昨日一般質問でも申し上げましたが、どうしても積立金を取り崩しながら一般会計のほうも対応していると。特に特会のほうもそうですね、自立できない状況が多々ありますので、引き続き、こういう遊休財産と思われるような財産売却については、監査の段階でもですね、執行部のほうにその実際に、向けてですね、何回も何回も繰り返し指摘等を、指導等をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） 只今のことを真摯に受け止めて、今後も私どもなりの努力をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号、令和元年度苓北町定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員には長期間の定期監査、大変ご苦労さまでした。

これで退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

-----○-----

日程第2 議案第74号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第74号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第74号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正

する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和元年12月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、運用開始に向けて関係する条例を整備する必要があるため。

次のページをお開き願います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

主な改正内容につきましては、今回の法改正により、これまでの非常勤職員の内、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員と位置付けられ、その他の非常勤の職員は、執行機関の委員、これは教育委員・監査委員などになります。附属機関の委員、これは審査会の委員などです。投票管理者・投票立会人など総務省令で定められた職に限られる特別職と、定年退職者等の再任用短時間勤務職員、育児休業に伴う任期付き短時間勤務職員となりました。

また、これに伴い、臨時職員という呼称、呼び方はなくなり、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合の緊急・臨時のときの臨時的任用のみとなりました。

以上のことにより、関係する苓北町政治倫理条例以下12の条例について、字句の整備、関連条例の条項の追加による条項ずれの整備、項の削除等を、条建てにより整備、改正を行うものです。

改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、次の次の新旧対照表をお開きください。右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線部分が改正箇所になります。

まず、第1条は、苓北町政治倫理条例の一部改正で、第3条第6号中「非常勤職員及び臨時職員」とありますので、そこを「非常勤の職員」に改めるものです。

第2条は、苓北町職員の定数に関する条例の一部改正で、第1条中「臨時職員又は非常勤の職員」を「地方公務員法第22条の3に規定する臨時的任用職員」に改めるものです。

第3条は、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部改正で、第3条中「非常勤職員」を「非常勤の職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる常時勤務を要する職を占める会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める再任用職員を除く。）」に改めるものです。

次のページをお願いします。

第4条は、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部改正で、第2条

第2項第2号中「非常勤職員」を「非常勤の職員」に改め、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改めるものです。

第5条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第18条の見出し及び同条中「臨時又は」の文言を削除するものです。

第6条は、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、8分の2ページから8分の6ページになりますけれども、第2条第3号、第2条の3、第2条の4、第3条第8号、第17条第2号及び第18条中「非常勤職員」とあるものを「非常勤の職員」に改め、第7条中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）を除く。）」という文言を加え、第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加えるものです。

次のページをお願いします。

第7条は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第5条第2項中、引用しております給与に関する条例の「第19条第4項」を「第19条第5項」に改めるもので、これは、職員の給与条例改正に伴う条項ずれが生じるためです。

次のページをお願いします。

第8条は、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例の一部改正で、第3条中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改めるもので、先ほど説明いたしました第7条と同様でございます。

第9条は、教育委員会教育長の給与・勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正で、第2条第4項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改めるもので、第7条・第8条と同様です。

第10条は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正で、第18条見出し中「臨時又は非常勤職員」を「非常勤の職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員」とあるものを「非常勤の職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改めるものです。

次のページをお願いします。

第11条は、苓北町職員の旅費に関する条例の一部改正で、第1条中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、第14条見出し及び同条中「臨時又は」を削り、同条中「非常勤の職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加えるものです。

第12条は、苓北町公民館条例の一部改正で、公民館長が会計年度任用職員となるた

め、第12条第3号の「館長は非常勤とし、任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない」という号を削除するものです。

条例（案）本文の2ページに戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例は、令和2年4月1日から施行する。としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 2点お聞きいたしたいと思います。

まず1点目ですけれども、第4条の公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部改正ということで、ここは非常勤職員の名称変更ということではあるんですが、社会福祉協議会のほうに臨時職員を町で雇用して派遣しているということなんでしょう。か、実態的にも。

というのがですね、臨時職員というのは、非常勤職員は非常に任用そのものも危ういということで、非常勤職員であれば、社会福祉協議会そのものの運営費のほうにお金を出して向こうで雇用させたほうが、わざわざ執行部のほうで雇用してですね、派遣するというようなことをしないほうがいいんじゃないだろうか。雇用関係もありますので、というのが1点。その点の考え方を教えていただきたいと。

もう1点がですね、館長の、これまで非常勤とし、3年を任期とするということを今回削除されておられます。いろいろとこの議会のほうでも館長の業務について、もう少しさせたらどうなのかというような意見もでておるところですが、1日4時間の週20時間ということで、1日4時間の月曜から金曜までの5日間の20時間で今、勤務されていると聞いておりますが、土日も公民館は開館してると。今、館長さん一人で公民館の運営をされておられるという中であってですね、そのような勤務実態と条例が定める館長の職務ということのギャップが、非常に大きいんじゃないだろうかというふうに思います。任用等については、任命権者が定めるというふうに書いてございますので、このあたりはどのような方向性を考えておられるのか。この2点についてお伺ひいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 第4条の部分につきましては、私のほうから説明をいたします。

これにつきましては、社会福祉協議会のほうに派遣をいたしております職員は、町の定年退職者等の再任用職員、短時間勤務の職員を派遣をしております。非常勤の職員につきましては、こういった公益法人には派遣できないようになっておりますので、現時

○1番（山口利生君） 私ちょっとすみません、これは読み間違えで、非常勤職員も派遣できるような条例の解釈ということでしたものですから、その点は、それでは質問は削除させていただきたいと思います。すみませんでした。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 全体的なことですね、ちょっと代表的なのは2の8でちょっと、私事の言葉で言いますが、非常勤の職員の方の「の無し職員」と「の有り職員」があつてですね、それをあえて変更をなさつておると。「非常勤の職員」と「非常勤職員」となっております。でですね、その言葉の違いは、日本語的な解釈はどうなっているのかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 第2条のところですかね。

○5番（松本良人君） 2の8ですね、2/8ページ。

○議長（錦戸俊春君） の第2条。

○5番（松本良人君） 2条ですね。どこでもあつとですけども、「の有り職員」と「の無し職員」はですね。どこにでもありますので、代表的なのはこのページありますということで申し上げたんですけども、あえてですね、「の」を付けるのか付けないのかというのは、どのような感じで。地方自治法の云々が入っておりますのでそれはわかりますけれども、今、山口さんの言葉の中でも、非常勤職員と、常に非常勤職員というのがでてきて、今日改正すれば「非常勤の職員」ということ言葉になろうかと思えますけれども、この「の」付きと「の」無しの職員のその国語的、文法的なことからなつたと思いますけれども、そこら辺を教えていただきたい。お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、これまでは非常勤職員ということにつきましては、一般職の非常勤職員、あるいは特別職の非常勤職員という区分がございました。その中で、今回、法の改正の中で、先ほど申しましたように、一般職の非常勤職員は、会計年度任用職員と位置づけられたということで、その他の非常勤の職員ということで明確にされたものでございまして、非常勤職員と続けて言うのではなくて、間に法改正で非常勤の職員という名称といいますか、表現となつたということで改正をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそこら辺ば聞いとつとじゃなかつですよ。「の」が付いとつと「の」の付いとらんとが、どがん日本語的に違ふとかと、ですね。今もちょっと非常勤職員ということがぼくつと出ましたけれども、そういうことで、通常ここです、そういう使い方が勝手によければそのままよかつじゃなかつかと思つとで

すよ、ですね。

総務課長も今ちょっと言い間違えてですね、にこっと笑ってから「の」付きの職員と言われましたけれども、あえて日本語が相当言葉的に違うというのであれば、変えにやいかんとじゃなからうかと思えますけれども、全く意味が同じですね、通常それで通つとるとならば、あえてこの町んとは変えんちゃよかつじゃなからうかな。地方自治法のどうのこうので云々書いてあります、確かに。

それは今まで、今からですね、私がずっと変わったときに、非常勤の職員さん、「あなたは非常勤の職員さん」て言わんばんとたい、今からですね。今までは非常勤職員でよかったと思うです。そこら辺の考え方は、なぜその日本語が変わったのか。日本語がどういった形で「の」があったのがよかつか、「の」が無しが、「の無し」て言うところちょっと私の能無し議員というような感じを受けますけれども、そういった意味では言うところとですけんね。「の」があつとつとなかつとは、どう意味が違うのかということをお尋ねしただけですよ。

○議長（錦戸俊春君） それは法の改正でそうなっておりますので、それでご理解をいただきたいと。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 私も個人的には、松本議員がおっしゃるような変わらないのではないかなと思うんですけれども、やはり条例規則よりも法律のほうが上位になりますので、法律の改定に伴いまして、「非常勤の職員」というようなことで国の法律も改正されましたので、それに併せて自治体の条例、規則につきましてもその「の」を入れたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 国の法律がですね、「の」付きであったから、今まで荅北町んが「の」無しだったから「の」付きにするというような、じゃかつたっちゃ今日ここで変えんば、町んとは「の」無しの職員でよかつでしょう。あえて国に合わせんちゃよかつでしょうもん。そうすれば訂正もあれもせんちゃよかつじゃなかですかね。改正とかいうここで我々のあれもせんちゃよかつじゃなかですかね。国の呼び方が違うから国の呼び方にしました。国は何らかの事情でですね、「の」付きの職員ということで、上のいろんな形の呼び名が調子ん悪かけんということでされたかもしれん。しかし、この荅北町では、「の」無しの職員のほうが呼びよかつですね。通常、私はそう思いますよ。あえて町んとはせんじゃつたっちゃ。これをですね、荅北町がしとらんけんていうて無視したらですね、日本中町村でにや、「の」の付かない職員でよかやつか、荅北はしとらんじゃつかというようなことでなるかもしれせんよ。私はそこ意味が極端に違えば変えにやいかん。今まで使つとって、簡単に使いやすうして、それを意味が同じな

のになぜ変えんばならんかと言うんですよ。そこら辺を。

私は国の条例で地方自治法云々、それは知っております。書いてありますので。なぜ国のに合わせんばんかということです。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 同じ答えになりますけど、私ども自治体としては、法令を守るということが一番でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） もう4回目です。

○5番（松本良人君） ちょっと一緒にとば言うたけん聞くとですよ。

○議長（錦戸俊春君） いや、でも答弁は同じになると思います。

○5番（松本良人君） 同じ言葉だけんおかしかて。私が言うとは、またそれに反論ばしたかつですよ、今の言葉に。

○議長（錦戸俊春君） もう質問回数がもう4回目です。そしたら討論で行ってください。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

はい討論、はい、どうぞ。

[「ちょっと待ってください。まず討論ですから、はい」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私が質問した中でですね、明確な回答が得られないままに私は質問はされません。なぜ今、苓北町が一番使いやすい言葉を「非常勤職員」ということをつかってあるのに、あえて「の」付きにしたと。今からそういったことでずっとせんばんが、苓北町いっぱい広がる可能性は私はないと思いますよ。そこら辺をあえてですね、上のほうがしたからせんばならんという規則はないはずですよ。規則があれば教えていただきたい。

そういったことで私は反対をします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今、議論になっておりますけれども、恐らくですけど、もし欠けていたら申し訳ございませんが、一応僕、法学部を出ておりまして、法律用語で、法

律というのは法律用語で作られています。正確な日本語ではありません。正確じゃないと今、言葉は間違っていますけれども、法律用語で使われる言葉というのは、意味を厳格化されております。日本語ではすごく曖昧な言葉が多いもので、法律で使う言葉は意味を限定して使うというふうに定められており、法律上、これは「非常勤の職員」と言われたら、詳しい意味というのは私どもではわかりませんが、日本国内の法律を制作される場所では、明解な違いを意識を持って、それは大したちがいじゃないかもしれない。意味内容は一緒になるけど、前回と区別するだけという違いかもしれない。それでもそういう意味を持たせて言葉を付けた以上は、その法律に基づいて条例は作られますので、その言葉を流用するというのは当然のことだと思います。

それで私はこの改正には賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第74号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第75号 苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第75号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第75号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年12月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例本文をお願いします。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年苓北町条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、「成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るために、先ほど申し上げました整備法の施行によりまして、本条例の根拠法令であります印鑑登録証明事務処理要領の一部改正にしたがって改正するもの」であります。

それでは、条文の改正内容につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開きください。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回の改正部分であります。

第2条は、登録資格について、第2項は、先ほど申し上げました権利を制限する欠格条項であります第2号の「成年被後見人」を削り、「意志能力を有しない者」に改めるものであります。

第5条、第6条は調製媒体に係る条文の整備であります。

それでは、前のページ条例本文のページをお願いします。

下の部分であります。附則としまして、この条例は、令和元年12月14日から施行することとしております。

以上が、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第76号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第76号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第76号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年12月10日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、本条例を改正する必要があるため。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、運用開始に向けて本条例を改正する必要があるため。

次のページをお開きください。

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次ページをお開きください。右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線部が改正箇所になります。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、休職の効果を規定している条例第3条に第4項として、会計年度任用職員についての規定を追加するもので、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、条例第3条第1項中、

「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とするものです。（これは、会計年度任用職員が採用された年度内とするということにするものです）。また、失職の例外を規定する第5条においては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、適用している地方公務員法第16条が改正されたことによる条項ずれの整備と法制執務要領に基づき本文中、「禁錮」の「錮」の部分はふりがながありますけれども、ふりがなを取ることに改正するものです。

これは、法第16条（第1項第1号の成年被後見人又は被保佐人というものが削除され、第2号の禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が第1号ということになるため）でございます。

前のページの条例（案）本文に戻っていただきまして、一番下の附則でございますが、この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 根拠法令は、法律は、この成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化ということですが、この法律はどういった法律なんでしょうか。一時成年被後見人をめぐっては、詐欺ではないけれども、そういうことで立件された事案がありましたよね、近年。そういうものにかかわる、そういう事例が全国で、国内で複数あるので、こういう印鑑証明とかなんとかこういうものにも制限を加えると、そういうことなんでしょうか。そこら辺の根拠法律の概要でもかまいませんので、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今回のこの法律の改正につきましては、その基本方針の中でですね、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不等に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、検討を加え、必要な見直しを行うというような形の中で法律改正が行われております。

具体的な検討としてですね、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンという社会的ですね、そういった基本理念とする成年被後見人制度を利用することにより、逆に社会的排除という影響を被ることになるのではないかというような点が1点。

それから、民法上の事理弁識能力は、財産管理能力を基準として評価がなされるものであるところ、多様な法例に基づく多様な資格や職種、業務等に求められる能力とは、

質的なずれがあるのではないかというようなことで、こういったことですね、法律の改正が行われるということで、国のほうからはこちらのほうに指示がまいっております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） よくわかりませんが、これはまだ提案されていませんけれども、今回出されている75号から79号までですかね。全部その同じ法律の改正に伴う条例に改正になっています。私の勉強不足で質問することは適切でないかもしれませんが、やっぱりこの被後見人に係る法律のなんか簡単な資料があれば、あとで結構ですのでコピーを見せてください。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第77号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第77号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第77号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年12月10日、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改定すること、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関

係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に
係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたこと、並びに地方公務
員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布により、
会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでご
ざいます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

今回の改正は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、令和元年度の職員給
与の改定を行うとともに、職員のボーナスの支給月数を民間に見合うよう引き上げるも
のです。なお、令和元年12月期の特別給である勤勉手当の支給月数の改定は、12月
1日から、令和2年度以降の特別給の支給月数の改定については、令和2年4月1日か
ら、また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行分は、令和元年12月14日から、会計年度任用職員制度につ
いては、令和2年4月1日から施行されるため、それぞれ条建てにして、改正するもの
です。

令和元年の給与改定は、人事院勧告においては、公務員と民間の平成31年4月の月
例給与の格差、387円、0.09%、熊本県人事委員会勧告においては、熊本県内の
民間企業と職員給与の平成31年4月分の月例給与の格差を406円、0.11%を解
消するため、初任給及び若年層の月例給与を引き上げるもので、初任給は、高校卒業程
度で2,000円、大学卒業程度で1,500円の引き上げ、若年層の職員が在職する号
俸について所要の改定勧告されたもので、苓北町においても同様に初任給及び若年層の
給料表の水準を引き上げ、初任給は、高校卒業程度で2,000円、大学卒業程度で1,
500円の引き上げを行うとともに所要の改定を行うものです。例えますと、年齢18
歳から21歳までぐらいでは2,000円上がります。22歳から30歳までぐらいで
1,500円、31歳から35歳ぐらいで500円、40歳以上につきましては0円と
いうことになります。併せまして、職員のボーナスの支給月数を民間に見合うよう、
国、県の勧告同様0.05月分引き上げるもので、年間、現在4.45月、これは期末手
当が2.6、勤勉手当は1.85となっておりますが、これを年間で4.50月分（期末
手当2.6、勤勉手当1.90）とするものです。

また、住居手当については、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き
上げ、1万2,000円から1万6,000円とする一方、手当額の上限を1,000円
引き上げ2万7,000円から2万8,000円とするものです。

それでは、改正内容について説明させていただきます。

改正内容については、新旧対照表で説明させていただきますので、次ページをお開き

ください。右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線部が改正箇所になります。

まず、第1条の改正は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に伴う改正で公布の日からの施行となるものです。まずは、勤勉手当の乗率を改めるもので、第20条第2項中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、12月期の職員の勤勉手当支給月数を0.05月分引き上げるものです。

次に、別表第1（第3条関係）を次のように改めることとし、別紙のとおり給料表の改定を行うものです。給料表につきましては、改正後と改正前ということで添付をさせていただきます。なお、本給料表は、国家公務員及び熊本県職員と同様の行政職俸給表第1表を適用しております。

次に、第2条は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に伴う改正で、令和元年12月14日施行分でページの6分の1から6分の3の上段までとなります。

第2条では、法改正により、欠格条項として法第16条で規定して該当者の内、第1号の成年被後見人または被保佐人が削除されたことから、給与条例第19条、次ページの第19条の2、第20条、次ページの第21条について関連する条項等の中の失職する規定の削除等の整理を行っております。

第3条は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う改正等で令和2年4月1日施行分で、新旧対照表の6分の3ページの下段から6分の5ページとなります。

まず、会計年度任用職員制度の運用に関し、地方公務員法第24条第5項の規定で、職員の給与・勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるとなっておりますので、第1条では、職員の次に（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）を除く。）という文言を加え、第3条に第5項としてフルタイムの再任用職員に関する規定、第3条の2として、パートタイムの再任用職員の給与に関する規定を加えるものです。

第8条は、臨時または非常勤職員を非常勤の職員（会計年度任用職員を除く。）と改正するものです。

第10条の3は、人勤に伴う改正で、住居手当の支給対象となる家賃の下限額を月額1万2,000円から1万6,000円とする一方、手当額の上限額を2万7,000円から2万8,000円に改正するものです。

第14条は、再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務の内、その勤務の時間と、その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する時間外手当については、100分の100とすることを第2項として追加するものです。

第19条は、会計年度任用職員制度創設にあたって、当該職員への期末手当を支給することに伴い、再任用職員についても、新たに期末手当を支給する必要があることか

ら、6月期と12月期の支給月数を「100分の72.5」とする規定を追加するものです。なお、年間では、1.45月分となります。

第20条は、職員の勤勉手当について、第1条の人勧に関する改正により、令和元年度は、6月が100分の92.5、12月が100分の97.5の年間100分の190となりますが、令和2年4月1日以降については、6月・12月とも100分の95とし、年間100分の190とするものです。

条例（案）本文に戻っていただきまして、3ページをお開きください。

附則としまして、第1条で施行期日を、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、令和元年12月14日から施行し、第3条並びに附則第5条から第7条及び附則第9条の規定は、令和2年4月1日から施行し、月例給に係る改正は、平成31年4月1日に遡及し適用することと勤勉手当に係る改正は、令和元年12月1日から適用するとしております。

第2条は、適用日前の異動者の号級の調整について、第3条は、給与の内払いについて、第4条は、切替日前の異動者の号級の調整について規定しております。

第5条から第7条においては、住居手当の改定に伴う3年間の経過措置として、2,000円以上の減額となる職員については、熊本県職員に準じ、令和2年度は500円、令和3年度は1,000円、令和4年度は1,500円を旧手当額から控除した額を支給するとしております。

第8条は、条例の施行に際し、必要な事項は、規則に委任することとしております。

第9条は、今回の改正条例第3条に伴い、第19条の項を追加したことにより、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、条項ずれが生じておりますので改正をするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 6ページの給料表が第3条関係で、改正後の給料が示されています。それとですね、6分の3ページで第3条、3条の3条で、第2項の規定により採用された再任用職員（以下「再任用職員」という。）言葉がありますが、また6ページに戻りまして、この給料表の高卒・大卒のそれぞれの初任給の額、それから今、申し上げました再任用職員の給料の初任給といいますか、幾らなのか。どの、何号、何級の何号に該当するのか教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 高卒の初任給は、給料表の1級の5号でございます。改正

前が14万8,600円、改正後が15万600円ということで2,000円上がります。大学初任給につきましては、1級の25号、改正前が18万700円、改正後が18万2,200円ということで1,500円の増となります。

再任用職員につきましては、改正後の給料表の9ページの一番下のところに、再任用職員という項目が設けてございますけれども、その3級のところ、25万5,200円としておりますけれども、これはフルタイムの再任用職員の給与となりますので、苓北町は短時間の再任用職員を採用しておりますので、勤務時間、勤務日数で、この金額をもとに掛けまして、月例給は算定をするということになります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この中でですね、苓北町の職員の平均給料は、おおむねでかまいませんけれども、何級の何号ぐらいに該当するのか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみませんが資料を持ってきておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時15分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 先ほど、町職員の平均給料についてという回答がまだでし

たので、お答えさせていただきます。

平成31年4月1日現在の平均給料月額は31万6,252円です。316252です。すみません、平成31年4月1日現在です。ちなみに、平均年齢が43.1歳となっております。以上です。

-----○-----

日程第6 議案第78号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第78号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第78号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年12月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に関する欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町下水道条例（平成10年苓北町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正（案）につきましては、次のページをお願いいたします。

排水設備等の工事の事業に係る指定、通常排水設備指定工事店と呼んでおりますけれども、この指定の基準に関する条項で、先の提案理由の適正化に伴い、改正前のアの部分が削除され、改正後にアとエが追加されております。改正前のエの部分が条項ずれになりまして、オに改められております。

2枚目に戻っていただきたいと思っております。附則として、この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上で提案理由を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第79号 苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、議案第79号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第79号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年12月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年苓北町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお願いいたします。右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線部が改正箇所になります。

改正内容については、欠格事項について規定している第4条第1項第1号の成年被後見人又は保佐人を削除し、第2号中、「禁錮」の「錮」の字のふりがなを削除、第3号中、免職となっておりますものを「懲戒免職」とし、それぞれ繰り上げを行うもので

す。また、第4条の改正により第5条第2項第1号に条項ずれが生じるため、改正をするものです。

前のページの条例(案)本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和元年12月14日から施行するとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(錦戸俊春君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

松本良人君。

○5番(松本良人君) 単純なことだけ申し上げますけれども、改正後、4条のですね、(1)ですね、「禁錮以上の刑」というのがあって、全く同じような形で2号が「禁錮の以上の刑」とありますね。ここで見つけてですね、何でやろかなあということで見つけ出さんやったですけれども、上のほうに「こ」というてうってあつたですね。これが改正前はこれで何年も付けてあったんですね。そして、私たち漢字を知らん者は、なるほどなど、これは禁錮(きんこ)ばいなとって思ってきたんですが、今後外されるということ。これは多分当用漢字にないやつ、日本語じゃあつとでしようね。日本語でなからんば、先ほど日本語じゃないからというようなことが出ましたけれども。このですね、今までよかった、で、今後悪くなった。そして今後はますます国語力ある方が町民、国民、県民となってならんばいかんというような感じでございますけれども、そこら辺、外すに至った経緯。今までは違法であったか、そこら辺をご説明をお願いします。

○議長(錦戸俊春君) 総務課長。

○総務課長(尾脇宣宏君) 只今の質問は、先ほどに関連しますけれども、法制執務の中で上位法令が変わっておりますので、今までは、上位法令の中でも「禁錮」のところにはふりがなの「こ」があったということで、町のほうも条例はそのように整備していた。今回、上位法令のほうで「禁錮」のふりがなの「こ」が取れたということで、併せて、ふりがなを削除するというところで提案をしたところでございます。

○議長(錦戸俊春君) 松本良人君。

○5番(松本良人君) 何回も申し上げるようですけれども、普通の町民の方々が、禁錮とって片仮名をうったほうがいいと思いますね。そして今回は、あえて難しく、私は、はっきり言いまして、これを禁錮(きんこ)て読みきらんけんですね、片仮名があったほうがよかったですけれども、あえてしなければならなかったのかというものを先ほ

どお尋ねしたんですよ、あえて、ですね。今まで使ったついででしょう。

私は、法律とか規則とかというのは、なるべく町民の方々が、町の場合ですね、見て、読み得て、解釈しやすい法整備をするのが当然だと思う。ただし、日本語ですよ。先ほど日本語じゃなかけんしよんなかというようなことがございましたけれども、そういったことを私は国語的な書き方ですね、私はそのほうが町民一般の方にわかりやすい、そう思いますけれども、あえてしなければならなかったのか、そこら辺をお尋ねをします。再度お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の松本議員のおっしゃることは十分理解をしております。確かに私どももですね、おっしゃるようにふりがながあったほうが読みやすいということは認識をしております。ただし、確かに一般的に使う用語と法律上、法規あたりで書かれている文は、若干違うということで、法を読めばですね、なかなか理解しにくいところもあるわけですが、上位法令がですね、そういったことで今まであったものがなくなったということでございますので、その町の条例は、上の法に基づいて整備しておりますので、併せてふりがなを取ったということでご認識をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 上の法律が云々でこういった言葉を使ってあるからこういったことにしたということでございますけれども、私は、この規則とか、あるいはいろいろな決まり、一般的になるだけ国民、県民、町民の方々に、わかりやすくかみ砕いたやはり書き方で皆さんにですね、国民の皆さんに誰でもわかるようなことで周知をするのが当然だと思います。国がわかりやすい言葉をそのまま使うて、それで真似して町まで下ってきたというのは、そういった考えは、本来はいかんのじゃなかろうかと思う。私はそう思います。そうせんと法を守りたいと思って一生懸命本を見て、こがんとやかましとか、いらしかけん読まんばいと、ますます法律、規則、規約等を見んごてなる。そうしたならば、ますます混乱がでてくっとじゃなかろうかと思います。

国会あたりで特にですね、公文書の保存期間が云々どうのこうのて紛らわしいことで言いよつですけれども、あれは国会議員あたりはそつで納得しとるとは思いますけれども、国民は誰一人納得してないと思うんですよ。ああいった形で、今いろんな形でも問題になっておりますけれども、こういったやはり見にくく解釈しにくい、あるいは読みにくい法律等が、文章があるので、そういった問題が出てくっとじゃなかか、そして国民がわからない。

昔、佐賀潜という作家の方がですね、漫画的に作つた法律があったつですよ。それはそうなばか売れしとつですよ。私たちも高校生のときに読みましたけれども、簡

単でわかりやすく作とった、解釈してあった。そういったことが私はいいんじゃないかなろうかと思しますので、今後ですね、町はあえて国が使うとったから、ものまねじゃなかつたから、国が悪かつばそのまま真似んちゃよかつたから、そこら辺をですね、十分認識して、町民の方々になるべくわかりやすいようなことで周知をしていただきたいなあ。そういったことで、わたしはそういったことで要望をします。もう3回目です。これ以上言われませんのでですね、私はそう解釈しますが、見解はどうかということをお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 先ほど申しましたように、松本議員がおっしゃることは重々承知をしております。わかりやすくということはですね。ただし、何回も同じ答えになってしまいますけれども、法制執務の中で上位法令にならって条例を整備しておりますので、そのところはそういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） この「禁錮」の「こ」の字を削除する。ふりがなが、先ほども出ておりましたけれども、これは今、課長の説明で致し方ないんじゃないかと理解はいたしますけれども、ほかに町の条例でこういう「禁錮」の文言がでてきているのがあるのかどうか、私も見ていなくて失礼なんですけれども、その辺もしわかっておたら、そしてどうなるのか、もしあったとすれば、今後随時変えていかれるのか、その点だけをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、申し訳ありませんが、ほかの市町の条例を取り寄せて比較するということは行っておりませんので、申し訳ございませんが資料は持っておりません。ただし、ほかの市町につきましても同様に改正をするものと認識しております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 私がちょっと説明が悪かったと思いますけれども、ほかの、他市町じゃなくてうちの町の条例集の中に「禁錮」というそういう文言がでていがあるのかどうか、私も調べなくて申し訳なかったんですけど、もしあるとすればこれに準じて訂正していられるのかな、その辺だけをちょっとお尋ねしたんです。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、質問を勘違いしておりました。

今の部分につきましては、確認したうえで提案をしているつもりでございますが、再度確認をさせていただきたいと思っております。

[「終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点だけ、今回、成年後見人または被保佐人というのが削除されましたが、今後このような方は団員としてなれるということですよ。いろいろとほかの町村の中で放火をして、活動費欲しさに放火したとかいう事案、その方がこれにあたるということじゃないんですが、やはり、やっぱり規律自体が非常に消防団員の方には求められているというふうに思いますが、そういった点で、何か団員になるために面接とかいう形で、やっぱり団員に不採用というような形で、何かまた別途検討されるのか。この方たちも今から先は団員になりたいという方は、そのまま条例で排他できませんので、団員とするというふうな方向でいかれるのか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 条例上はそのように定めるわけですがけれども、実際のところ、今の消防団の団員勧誘につきましては、各地区の消防団の役員さん方にお任せをしておりますので、今までのそういったお付き合いといいますか、そういった中で該当者についてはですね、どういう人間であるということが把握できていると思いますので、そこら辺は各地区の消防団の幹部の方にですね、この旨、法は変わったのでということはお伝えして、その中で、団員勧誘にまわっていただきたいということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） いや、私がお聞きしたいのは、団長さんたちが会議をされるときですね、こういう、苓北町にどのくらいの方が、ここに書いてある方に該当するのかはちょっと把握はしていませんが、その方たちが申し込みをしたときにですね、条例で今までだめだったが、今回はその排他するものがなくなってしまうということですね、非常にまた不服申立てとかいうふうになったときに、対応ができないというふうになってくるかと思えます。そういう面で勧誘するときの、町も一体となってますね、そういう方たちをどうしようかというのは、本当にこれ団長さんたち任せにはできないと思いますので、十分その点は検討したうえで、ご指導のほどお願いいたしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 答弁は。

[「よかです。とりあえず・・・してもらわんと・・・多分できない」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、これは改正前の言葉ですがけれども、保佐人が、第4条の（1）に成年被後見人又は被保佐人になっていますね。この保佐の字は間違い、今、字

の読み方とかいろいろ出ておりますので、この保佐人のこの保佐は「保」でいいんでしょうか。

それから2番目にですね、この今までノーだった人がOKになったわけですね、(1)でですね。それで制約、要するに団員になれないというふうに制約されていた方が今度はOKになるわけでしょう、その規制が取れてですね。これは、例えばどういう事案といたしますか、どういう例なのか。

それからもう一点が、改正後に、4条の(2)にですね、懲戒免職、免職だけ、懲戒の入っていなかった言葉に懲戒が入ってきたわけですが、この場合この懲戒というのはどういう事例に対して懲戒が発せられるのか、お尋ねします。

○議長(錦戸俊春君) 副町長。

○副町長(山崎秀典君) 最初の「被保佐人」ですけれども、その点については私のほうから回答いたします。

これにつきましては法律上もですね、「保」「保佐人」ということになっております。

[「保でOK」と呼ぶ者あり]

○副町長(山崎秀典君) はい。

○議長(錦戸俊春君) 副町長。

○副町長(山崎秀典君) 懲戒の部分ですけれども、これにつきましては第6条ですね、懲戒の条項がございます。それがあつたもんですから、単なる免職ということじゃなくて、この「懲戒免職」という形で加えさせていただきました。この懲戒の条文を読みますと、任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができるということで、3号ございまして、1号として、消防に関する法令又は条例もしくは規則に違反したとき。第2号として、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。3号として、団員としてふさわしくない非行があつたときということで懲戒の規定をいたしております。

○議長(錦戸俊春君) よろしいですか。

[「あといっちょあつた」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 浜口雅英君。

○7番(浜口雅英君) あと1点残りましたけれども、この条例の改正については賛成ですので、あとでもですね、どういう方々が消防団員として、これも不適切な言葉かもしれませんが、適正でなかったのかということをおあとで教えていただければそれで結構です。終わります。

○議長(錦戸俊春君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第80号 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第80号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第80号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、791万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,424万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金及び平成30年度事業に係る過年度収入等の確定に伴うもの、法改正に伴う電算システム改修に係る各補助金、基金繰入金の減額補正、起債の補正が主なものであります。

歳出につきましては、給与改定等に伴う人件費の調整、法改正に伴う各電算システム改修費、特別会計への繰出金、国費内示額減に伴う道路事業費の減額が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第80号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ791万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億1,424万4,000円とする

ものでございます。

5 ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」。1、追加で、苓北町木場地区交流施設等管理運営業務を期間、令和2年度から令和4年度、限度額312万9,000円と協定書により発生した額とするものでございます。

6 ページをお願いします。

第3表「地方債補正」でございます。1、変更で、公共事業等債、道路事業で500万円を減額し、限度額を2,100万円に、緊急自然災害防止対策事業債、単県急傾斜地崩壊対策事業で100万円増額し、限度額を1,300万円とするものです。

9 ページをお願いいたします。歳入です。

款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分は、償却資産収入見込額の増により2,000万円の増額です。

10 ページをお願いします。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1富岡港船客待合所使用料は、消費税改定に伴う船客待合所施設使用料1万1,000円の増額です。

11 ページをお願いします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金は、今年度の各事業費見込み額により、更生医療給付事業国庫負担金が48万円の減額、身体障害者補装具交付事業国庫負担金が10万円の増額、療養介護医療給付事業国庫負担金が38万円を増額するものです。なお、国庫負担率は2分の1です。

12 ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節5社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、中間サーバーシステム更改に係るシステム整備費補助金161万6,000円の増額。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金は、放課後児童健全育成に係る子ども・子育て支援交付金事業補助金14万7,000円の増額及び支援制度管理システム改修補助金1,000円の減額、合わせて14万6,000円の増額となるものです。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金は、マイナンバー制度におけるマイナーポータルを利活用し、乳幼児健診情報を本人・保護者・行政が確認できるようシステム改修するための母子保健情報連携システム改修国庫補助金79万4,000円の増額。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金は、地方道路交付金事業の配分国費が減額内示決定されたことに伴い、525万4,000円の減額です。

13 ページをお願いします。

項3委託金、目2民生費国庫委託金、節1国民年金事務委託金は、システム改修に伴う委託金29万7,000円の増額です。

14ページをお願いします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、今年度の各事業費見込み額変更に伴い、更生医療給付事業県負担金が24万円の減額、身体障害者補装具交付事業県負担金が5万円の増額、療養介護医療費給付費県負担金が19万円の増額とするものです。なお、県負担率は4分の1です。

15ページをお願いします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金は、歴史資料館公衆無線LAN整備費分として、熊本地震復興基金交付金10万5,000円の増額。

目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金は、対象人員増に伴う保育所放課後児童健全育成事業補助金14万7,000円と副食費支援事業補助金13万5,000円、合わせて28万2,000円の増額。

目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、園芸施設共済分について新規採択による農業共済加入促進事業補助金10万3,000円の増額、節3林業費補助金は、事業費確定に伴う森林林業木材産業基盤整備交付金2万9,000円の減額。節4水産業費補助金は、磯焼け・食害対策事業の事業費確定による水産資源回復・基盤整備交付金89万8,000円の減額。

目5商工費県補助金、節1商工費補助金は、富岡吉利支丹供養碑看板改修費確定に伴う熊本地震復興観光拠点整備等推進事業交付金35万5,000円の減額です。

16ページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金は、旅券事務交付金確定により3万9,000円の増額、節5選挙費委託金は、参議院議員選挙事務委託金確定により15万3,000円の増額。

目2民生費県委託金、節1社会福祉費委託金は、障害者手当等事務交付金確定により2,000円の増額。

目3衛生費県委託金、節2環境衛生費委託金は、浄化槽の設置等に関する事務交付金確定により4万3,000円の増額。

目4農林水産業費県委託金、節1農業費委託金は、鳥獣捕獲許可事務委託金確定により1万7,000円の増額。

目6土木費県委託金、節1港湾費委託金は、富岡港港湾施設使用料徴収等事務交付金ほか県からの権限移譲事務交付金の確定により、合計で5万2,000円の増額、節2土木費委託金は、地方自治法に基づく新たに生じた土地の確認等の事務に係る交付金確定により3,000円の減額です。

17ページをお願いします。

款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、富岡地区町有地1カ所払い下げに伴う土地売払収入131万2,000円の増額です。

18ページをお願いします。

款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金の8,100万円及び目2減債基金繰入金、節1減債基金繰入金450万円の減額は、平成30年度決算で国・県からの負担金を一般財源で立て替えていた、子どものための教育・保育給付費事業分ほか負担金・補助金確定により、今年度で過年度収入として収入することとなった7,884万5,000円のほか一般財源増収分を、両基金からの取り崩し額を減額することとしたことによる8,550万円の減額です。

19ページをお願いします。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入は、地域おこし協力隊1名、3カ月分の社会保険料7万8,000円の増額等で併せて14万円の増額。

目2過年度収入、節1民生費国庫負担金過年度収入5,451万2,000円及び節2民生費県負担金過年度収入2,334万7,000円の増額は、平成30年度決算で一般財源対応していた児童手当及び子どものための教育・保育給付費に係る国・県負担率による過年度収入で、合わせて7,785万9,000円の増額。

節6農業費補助金過年度収入は、平成30年度事業費確定による轟集落からの中山間地域等直接支払交付金返還金過年度収入6万6,000円の増額。

節8災害復旧費国庫負担金過年度収入は、平成29年度都呂々港湾災害復旧事業について最終確定したことにより92万円の増額です。

20ページをお願いします。

款20町債、項1町債、目2土木債、節1道路橋梁債は、地方道路交付金事業の配分国費が減額内示決定されたことに伴う交付金対象道路分事業費減に伴う公共事業等債500万円の減額。節3砂防債は、富岡城内地区の単県急傾斜地崩壊対策事業費が100万円増額となったことに伴う緊急自然災害防止対策事業債100万円の増額です。

21ページをお願いします。歳出です。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は、節2給料から節4共済費まで、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の人事異動等にかかる人件費の調整です。以降、歳出予算に係る人件費については説明を省略させていただきます。

節9旅費は、今後の支出見込額による42万円の減額、節12役務費は、議会臨時会2回分の議場マイク設備等点検による2万円の増額、節13委託料は、定例会時間数増と臨時会開催増に伴う会議録作成委託料40万円の増額です。

22ページをお願いします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節2 給料から節4 共済費は職員の人件費、節1 9 負担金補助及び交付金は、役場職員二次募集試験実施に伴う職員採用共同試験負担金4万9,000円の増額。

目2 文書広報費、節1 1 需用費は、広報れいほく印刷ページ単価増に伴う印刷製本費30万円の増額、目4 会計管理費は人件費、目5 財産管理費、節9 旅費は、九州地方整備局管内みなとオアシス意見交換会等出席のための普通旅費6万円の増額、節1 3 委託料は、旧郷土資料館消防設備点検委託料8万円の増額です。

23ページをお願いします。

目6 企画費、節2 から節4 共済費までは人件費、節1 9 負担金補助及び交付金は、運転士賃金改定による人件費及び燃料代等のキロ当たり経常費用の増加に伴い、地方バス運行補助金122万5,000円の増額。

目1 2 庁舎管理費、節1 1 需用費は、役場大会議室放送設備等修繕料19万2,000円の増額です。

目1 3 電算システム管理費、節1 3 委託料は、10月から開始した地方税共通納税システム対応に伴う電算システム保守委託料13万2,000円の増額及び法改正に伴う免除様式変更等に係る国民年金システム改修委託料29万7,000円の増額です。

目1 4 情報化推進費、節1 3 委託料は、歴史資料館の公衆無線LAN環境整備委託料として21万円の増額。

目1 5 企業誘致対策費、節3 職員手当等から次の24ページ、節4 共済費までは、人件費です。

25ページですね。

項2 徴税費、目1 税務総務費、節2 給料から節4 共済費までは人件費、節1 1 需用費は、郵便振替納付書等の増に伴う印刷製本費7万円の増額、目2 賦課徴収費、節1 2 役務費は、口座振替依頼書発送等に伴う後納郵便代10万円の増額です。

26ページをお願いします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節2 給料から節4 共済費は人件費、節7 賃金は、最低賃金改定に伴う臨時雇賃金8,000円の増額です。

27ページをお願いします。

項4 選挙費、節3 参議院議員選挙費は、7月21日に執行された参議院議員選挙費が確定したことに伴う精算で、節1 報酬から節1 3 委託料までの各費目に係る合計で11万3,000円の増額です。

28ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節2 給料から節4 共済費までは人件費です。

目2 老人福祉費は、老人ホーム入所判定委員会1回分開催増に伴い、節1 報酬1万8,000円及び節9 旅費、費用弁償6,000円の増額。節20 扶助費の町敬老祝い金は、事業費確定による27万円の減額。

目4 介護保険事業費の節2 給料から節4 共済費は人件費です。

29ページをお願いします。

節8 報償費は、令和3年度から5年度までの介護保険計画策定に伴うアンケート調査員謝礼21万6,000円の増額、節11 需用費は、同アンケート用封筒印刷代7万7,000円の増額、節28 繰出金は、介護保険特別会計への繰出金、合わせて86万4,000円の増額です。

目5 後期高齢者医療費、節2 給料から節4 共済費までは人件費。

目6 障害福祉費は、障害支援区分認定審査会開催減の見込みにより、節1 審査会委員報酬11万9,000円及び節9 旅費のうち審査会委員費用弁償4万円の減額、障害者関係法改正に伴う普通旅費として3万2,000円の増額、節20 扶助費は、事業費実績見込みにより、更生医療給付事業96万円の減額、次のページの身体障害者補装具交付事業20万円及び療養介護医療給付事業76万円の増額、節23 償還金利子及び割引料は、平成30年度分確定に伴う国・県への返還金、合わせて202万4,000円の増額です。

31ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13 委託料は、小学校部活動廃止に伴い、各園の放課後児童クラブへの参加児童が増加したことによる放課後児童健全育成事業委託金43万9,000円の増額、節19 負担金補助及び交付金は、障害児保育事業の対象児童1名が9月から新規入所したことに伴い51万2,000円の増額。節20 扶助費は、副食費支援事業対象人員確定により、9月補正時の20人から30人に増えたことにより27万円の増額、節23 償還金利子及び割引料は、平成30年度分確定に伴う児童手当関係補助金返還金11万1,000円と保育所関係補助金等国庫返還金65万3,000円、合わせて76万4,000円の増額です。

32ページをお願いします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金事務取扱費、節2 給料から節4 共済費は、人件費です。

33ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、節2 給料から節4 共済費までは人件費、節13 委託料は、マイナンバー制度におけるマイナーポータルを利活用して乳幼児健診情報を、本人・保護者・行政が確認できる母子保健情報連携システム改修委託料134万8,000円の増額です。

目3環境衛生費、節11需用費は、庁用車修繕料3万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、事業費確定による害虫駆除用薬剤購入補助金5万6,000円の減額、節28繰出金は、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金8万2,000円の減額です。

34ページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費の節2給料及び節4共済費は、人件費。

目2塵芥処理費は、財源区分の変更です。

35ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節3職員手当等及び節4共済費は人件費。

目2農業総務費、節2給料から節4共済費までは人件費。

目3農業振興費、節7賃金は、鳥獣害対策事業で行う有休地の草刈等に係る臨時雇賃金の実績見込みによる62万円の減額、節9旅費から節12役務費までは、各費目の実績見込みによる予算額を計上、節19負担金補助及び交付金は、農業用ビニール及びマルチ・肥料袋等処理費単価の値上げにより農業用廃プラスチック処理費補助金90万円の増額、次ページをお願いします。実績見込みによるイノシシ等有害鳥獣防除施設補助金30万円の増額、節23償還金利子及び割引料は、平成30年度事業費確定に伴う中山間地域等直接支払交付金返還金5万円の増額です。

目5農地費、節18備品購入費は、ため池氾濫解析ソフトを熊本県で購入していただくこととなったため13万円の減額、節19負担金補助及び交付金は、平成30年度の都呂々ダム共同管理費負担金決算精算残金を今年度に充当調整して負担金から差し引き負担することにより25万1,000円の減額です。

37ページをお願いします。

項2林業費、目2林道費、節7賃金は、林道除草作業臨時雇賃金49万6,000円の増額、節13委託料は、年平林道橋梁点検業務委託料確定により5万7,000円の減額、節14使用料及び賃借料は、地すべり災害復旧工事に伴う発生立木処理分別に係る重機等借上料実績により75万円の減額です。

目3治山事業費、節19負担金補助及び交付金は、熊本県治山林道協会負担金のうち事業費割分について不要となったことにより、23万円の減額です。

38ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費、節2給料から節4共済費までは人件費、節7賃金は、海藻・貝類養増殖調査作業を職員で対応したため14万9,000円の減額、節11需用費は、養増殖装置他購入分材料代実績見込みよる15万円の減額、節13委託料は、磯焼け・食害対策事業委託料事業費確定による84万6,000円の減額、干潟土

壤分析調査業務委託料 30 万円の減額、レタスをえさにした紫ウニの養殖試験を行うため、海藻・貝類等養殖調査委託料 50 万円を増額するものです。

目 3 漁港建設費、節 2 給料から次のページ節 4 共済費までは、人件費です。

40 ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費、節 2 給料から節 4 共済費までは、人件費。

目 2 商工業振興費、節 1 1 需用費は、物産館引込開閉基盤修繕料 45 万円の増額、節 1 9 負担金補助及び交付金は、苓北町中小企業振興資金利子補給補助金、1 件分申請増により同補助金 6 万 7,000 円の増額です。

目 3 観光費は、地域おこし協力隊員雇用に伴う費用として、節 1 報酬、3 カ月分 49 万 8,000 円の増額、節 4 共済費で、社会保険料等 15 万 6,000 円の増額、節 9 旅費、普通旅費 6 万 4,000 円及び費用弁償 2 万 7,000 円の増額、次のページをお願いします。消耗品費 6 万円と燃料費 1 万 5,000 円の増額、パンフレット等の印刷製本費 8 万 8,000 円の増額、なお、修繕料 56 万円の減額は、富岡吉利支丹供養碑看板改修費確定に伴い減額するものです。

節 1 2 役務費は、地域おこし協力隊員が使用する携帯電話料 3 万円の増額、節 1 4 使用料及び賃借料は、富岡海水浴場遊歩道整備重機等借上料 18 万 1,000 円の増額、地域おこし協力隊員の住宅借上料 9 万円の増額、節 1 8 備品購入費は、都呂々木場地区交流施設の AED 更新 29 万円の増額、節 1 9 負担金補助及び交付金は、天草ジオパーク協議会を今年度で解散することとなったため、その負担金 113 万 5,000 円を減額、天草宇土半島地域広域連携事業を今年度から事業縮小することとなったことに伴う負担金 21 万 8,000 円の減額です。

目 4 温泉センター管理費、節 1 1 需用費は、温泉センター館内設備部品等交換修繕のため 20 万円の増額、節 1 3 委託料は、灯油価格高騰に伴い、リスク分担に基づく温泉センター指定管理委託料 124 万円の増額です。

42 ページをお願いします。

目 5 富岡城公園管理費、需用費は、富岡城御城印増版印刷のため 6 万 8,000 円の増額です。

43 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 3 職員手当等と節 4 共済費は、人件費です。

目 2 やまびこ活動費、節 1 1 需用費は、4 行政区分の修繕料 80 万円の増額、節 1 6 原材料費は、20 万円の減額です。

44 ページをお願いします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料と節4共済費は人件費。

目2道路維持費、節1.1需用費は、行政通信による要望への対応分として1.1路線他分の維持補修費として410万円の増額。

目3道路新設改良費、節1.5工事請負費は、地方道路交付金事業の配分国費が減額内示決定されたことに伴い、交付対象分の改良工事250万円の減額と舗装工事936万円の減額です。

目4橋梁維持費、節1.3委託料は、実績見込みによる測量設計委託料50万円の減額、節1.5工事請負費は、橋梁に係る社会資本整備交付金内示決定に伴う鴨田橋ほか2橋分の300万円の増額です。

45ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費、節1.1需用費は、舞子川護岸修繕料120万円の増額、節1.4使用料及び賃借料は、小路川支障木伐採・運搬重機等借上料20万円の増額、節1.9負担金補助及び交付金は、富岡城内地区の単県急傾斜地崩壊対策事業費増による負担金100万円の増額です。

46ページをお願いします。

項4港湾費、目1港湾管理費、節1.1需用費は、港湾の外灯電気料3万円の増額です。

47ページをお願いします。

項5住宅費、目1住宅管理費、節2給料から節4共済費までは、人件費、節1.1需用費は、住宅共同利用電気料2万円の増額です。

48ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節1.3委託料は、第2分団第5班消防倉庫の白蟻駆除委託料10万円を増額し、実績により支障木伐採委託料を10万円減額するものです。

目4災害対策費、1.1需用費は、富岡二丁目避難路手摺り修繕料7万4,000円の増額です。

49ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節2給料及び節4共済費は、人件費です。

50ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節1.1需用費は、富岡小学校及び都呂々小学校の消耗品費18万8,000円の増額、節1.2役務費は、町内小学校4校分の電話料7万円の増額、節1.8備品購入費は、富岡小学校及び都呂々小学校の教材備品購入費18万8,000円の減額です。

5 1 ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節1 1 需用費は、苓北中学校の消耗品費8万3,000円の増額、節1 2 役務費は、電話料2万円増額、節1 8 備品購入費は、教材備品8万3,000円の減額です。

5 2 ページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節2 給料から節4 共済費までは、人件費。

目2 公民館費は、坂瀬川公民館給水管漏水修繕及び富岡公民館小会議室エアコン修繕料として84万円の増額、節1 8 備品購入費は、坂瀬川公民館プリンター購入費2万2,000円の増額、節1 9 負担金補助及び交付金は、実績見込みによる分館修改築事業補助金74万6,000円及び、地区行事補助金15万4,000円の減額です。

目5 志岐集会所管理費は、非常勤職員の社会保険料等7,000円の増額です。

5 3 ページをお願いします。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は、実績により、県民体育祭出場補助金27万円の減額。

目2 学校給食費、節1 報酬は、非常勤調理員報酬40万2,000円の減額、節3 職員手当等と節4 共済費は人件費。節7 賃金は、臨時調理員賃金21万7,000円の増額、節1 1 需用費は、大型温水器給水管修理と浄水器修繕及び食器洗浄機コンベアネット修繕料、合わせて108万6,000円の増額です。

5 4 ページをお願いします。

款1 0 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目2 林道施設災害復旧費、節2 2 補償補填及び賠償金は、広域基幹道苓北天草線地すべり災害復旧工事に係る法面切り直しに伴う立木等補償費6万7,000円の増額です。

5 5 ページをお願いします。

款1 1 公債費、項1 公債費、目1 元金、節2 3 償還金利子及び割引料、臨時財政対策債元金51万3,000円増額と、目2 利子、節2 3 償還金利子及び割引料、臨時財政対策債利子113万7,000円の減額は、平成21年5月15日に借入利率1.4%で借入れを行った平成20年度臨時財政対策債について、利率見直し方式により財政融資資金から借入れを行っており、その条件が「借入れ後10年ごとに利率の見直しを行うもの」となっているため、10年後の利率見直し日である平成31年3月25日の利率で見直しを行ったところ0.01%であったため、今年度に返済する元金が51万3,000円増え、逆に利子は113万7,000円安く返済することとなったことにより、今年度返済分についてそれぞれ計上するものです。

以上で、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第4号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

昼食のため、ここで午後1時15分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時16分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから、議案第80号、苓北町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。何か質疑はありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 4点ほどの質問をさせていただきます。

まず25ページの賦課徴収費の中の後納郵便代というのが10万円組んでありますけれども、この内容を教えてください。

それと38ページの海藻、貝類等の養殖の調査委託料が50万円組んであります。これ先ほどレタスを餌にした養殖ということであつた説明ありましたが、もう一度内容の説明をよろしく願いいたします。

それから、40ページ、地域おこし協力隊報酬ということで、先ほどの説明では3カ月分を予定されているようですが、これは一般質問の中でもありましたけれども、10月21日に募集を行ったが応募者がおらず、現在再募集を行っているところではありますけれども、このことは、まず事前に議会にその募集をやるということ、一応報告じゃありませんけれども、内容説明あつたあとにこういった予算を組むべきではないかと思うんですけれども、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

そしてまた、地域おこし協力隊についてはですね、国からも補助金制度があつたと思うんですけれども、この採用された場合のそういった内容もご説明をよろしく願いいたします。

次のページ、41ページもその地域おこし協力隊のことですけれども、住宅借上料9万円組んでありますけれども、これはどこを住宅として貸し出されるのか、お尋ねをいたします。

以上、4点お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 25ページの賦課徴収費の件でございます。後納郵便代、これにつきましては、ご存じのとおり、今年度納税の移行にかかっておりまして、口座振替の依頼書でありますとか送付書類が増えております。それと特別徴収から普通徴収に変更になった場合とかにも通知書等を送ったりしますので、その辺の郵便物の増

による補正でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 38ページの委託料、海藻、貝類等養増殖調査委託料ですけれども、ご質問にありましたとおり、レタスを餌にした紫ウニの養殖試験を行う予定としております。上津深江のほうにアワビの養殖場がございますけれども、今そこではウニのほうもキャベツと、あと海藻のほうを餌にして養殖のほうに取り組んでおられます。それに併せて、苓北の特産でありますレタスを餌にして、一緒にしましてどういふふうな結果が得られるかを、3カ月ほど期間をとって見てみたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 40ページの地域おこし協力隊の部分ですけれども、報酬につきましてですね、3カ月分ということであげておりますけれども、これにつきましては、募集がですね、10月の21日

〔「ちょっと上げてくれんかマイク」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（西川文孝君） すみません、募集のほうがですね、10月の21日から11月の、10月の20日から11月の、すみません、募集のほうをですね、10月の21日から11月の20日まで最初行ったわけですけれども、応募がありませんで、今回ですね、11月の25日の日から再募集を行っております。

この件につきましてはですね、議会のほうに説明をということでございますけれども、大変補正予算のですね、計上でのこういった説明になってしまいましたけれども、大変申し訳なく思っております。

それと住宅の借上料ですけれども、41ページの部分ですけれども、この部分につきましては、教職員ของですね、住宅のほうを大体予定をしているわけですけれども、そういうことでお願いいたします。

〔「国の補助金の・・・」と呼ぶ者あり〕

〔「そうそう、国の補助金制度」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊につきましては、報酬部分につきまして200万円を限度にですね、特別交付税の措置がされるということでございます。また活動費につきましては、同じく200万円ですね、総額で400万円を限度に特別交付税措置がされることになっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まずはじめに25ページの部分のこの郵便代ですけれども、これは納税組合の件だというのはわかりましたけれども、現在もう1回締め切りが、納税組合から今後口座振替に行われる希望者を取って申請をなされとるわけですけれども、

1回その締め切りありましたけれども、現在までにその人数、納税組合から今後振替口座に変わられる方は何名いらっしゃって、大体何パーセントぐらいの方が移行されるのかというか、申請をされたのか、その点をお尋ねをいたします。

それとレタスの件はわかりました。

地域おこし協力隊については、先ほど言いましたように、募集をかけようと判断された時点でこういうふうな募集をかけて、内容はこういうふうになるというのをですね、やっぱり事前にわかったうえで、そして予算を組むという段取りでないと、補正を先に組んでしまって、先といたしますか、募集をかけてしまってあとから補正というのは、ちょっと段取り的におかしいんじゃないかなという気がしたんですよね。だから、その辺は事前に説明と、またその辺の内容をですね、お知らせいただいてからのほうがいいんじゃないかという気はします。補助金制度があるというのは大体わかってはおりましたので、あとは、はい、その点についてはいいです。

教員住宅ということでその住宅借上料を出してありますけれども、どこの教員住宅を予定されているのか、坂瀬川もありますし志岐もありますけれども、都呂々等もありますので、その辺どこなのかをお知らせください。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今の口座振替の書類の提出状況でございますけれども、12月6日現在で87%となっております。納税義務者数5,154人に対して申し込みの件数が4,498件となっております、87%の状況でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊のですね、住宅ですけれども、一応都呂々のですね、教職員住宅のほうを予定をして。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） ちょっと場所が違っておりますので、私のほうで訂正をいたします。志岐のですね、榊の水の教員住宅のほうを予定をされていると聞いておりましたので、その分を3月までは確保しております。教員の方がみえられますとそこはまた教員の方が使われますので、3月いっぱい、3月25日までは榊の水のほうは今、2つ空いておりますので、そこを確保をしております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、納税組合からの移行が4,498件なっているということですが、残り約500件あまりがまだその意思決定といたしますか、その役場のほうには現金払いなのか口座振替なのかというのは、その辺の意思の表現というか、それはなっていない状況にあるんでしょうけども、今後はその約500件の方に対して、どう

いった勧奨、要するにどういうふうにしますかというのは、あと3月までそのままの状態にされておくのか。それとも再度じゃないですけども、そういった意思確認をされるおつもりなのか、その点を最後お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 残りの未提出者の方への対応につきましては、今月の徴収委託書の発送が13日になっております。明日ですね。このときにまだ未提出者の方につきましては、それぞれ個別に通知文をですね、送るように予定をしております。それと2月、3月、申告の受付事務を行いますけれども、その時点でもまだ出されていない方についてはですね、勧誘といいますか、進めていくような取り組みを一応予定をしております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 残りの方については、また個別に通知を出すということですけども、今、先ほど言いましたように500件あまりあるわけですから、このまた郵送代というのもばかにならないと思うんですけども、再度締め切りのときに口頭でも案内ということですけども、その辺をなるべく早くて催促するのなかなか大変でしょうけども、その辺は意思決定をですね、なるべく早くだされるような、その辺もできれば早めに努力のほうをよろしくお願いして終わります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 1点だけお願いしたいと思います。ページ数44ページです。

工事請負費が1,186万円減額となっております。当初で、これは私の間違えならなんなんですけども、改良が2,700万円、舗装が2,800万円程度、5,500万円程度が当初で組まれていたと思いますけれども、今回それぞれ250万円と900万円程度減額ということで、国の事業費確定ということでやむを得ない措置だと思いますけれども、私は過去一般質問においてですね、特に舗装でいろんな業者の方々と懇談するとき、そしてまた、この前、商工会との懇談会の中でも話し合う機会があったものですから、意見の交換をしたわけですけども、一緒のことをいつも言います。あなたたちは、荅北町管内の道路にほかの町村の、ほかの町村といいますか、天草市の業者の看板が立っとならぬうちに「どう思われませんか」と、「どがんも思わんかな」と言うんですけども、「そがん言うたっちゃ、その土俵に上るだけの請負金額がないから仕方がないんですよ」というふうな返事がいつも返ってきます。ですから、国土強靱化、国土強靱化というふうにしてよく言われますけれども、確かに町内の道路の整備はその事業で進んでいるかもしれませんが、肝心要うちの仕事ができる業者が、その土俵にすらのぼることができないと。下のほうで、新米の方の横でただ指をくわえてみとくだけ、本当情けない光景だなあとと思います。業者のそれぞれの努力も足りないと思いますけれど

も、町長の力です、町長、せめて土俵にだけあがるような請負金額といいますか、工事費を出していただけないかと思います。私は別に業者のまわしものではありませんけれども、いつもそういうふうに思います。今度は特に坂瀬川から上津深江のよくほかの議員が質問されますけれども、越波対策も計画にのぼっているというような話も聞きます。それから都呂々のほうの国道389号でも防災工事がなされておりますけれども、やはりこれも天草市の業者の方の看板が立っております。そういったことで、できるだけ町長の力添えです、町の業者の方々にも、せめて何工区かに分かれて、1つでも2つでも町内の業者の看板が立つような努力をしていただきたいと思います。

要望で誠に申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは私もいつも腹が立って、そのたびに広域本部の土木部長には申し上げるわけですけど、彼らの説明では、発注をあんまり小刻みにやると非常に経費もかかってくると。そして、そのことを解消するために、小さい舗装というのがなかなか出てこない。国道なんかそうですね。でも以前は出してたんですよ。だから、最近特に、要するに天草市あたりの業者の看板が立ってる。特にせつかくですね、389なんかの法面のあれは1億円程度でてきてるんですよ。それなのに地元の人たちのをあんまり見ないと。

明日早速ですね、まずは広域本部の土木部長に、このまず舗装をね、苓北地内でやる場合は、やはり何とか工夫してほしいというようなことを強く申し上げたいと思っております。今まで何度も行きましたが、これはどうもやっぱり熊本県全体の中で、やはり仕組みを変えたのかなという気がしております。しかし、今おっしゃったようにですね、これは業者のまわしものとかなんかということじゃなくて、我々の地元を支えてくれる建設業者ですから、少しでもですね、利益を上げていただいて、長く存続していただいて、その中で雇用もしていただき、そして税金も納めていただく、このことは強く言ってもおかしい話ではないと考えております。どのくらい相手に通じるかわかりませんが頑張ってみます。もしできないときには議会も一緒になって県の本庁のほうに行ったほうがいいんじゃないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 先ほどもちょっと言い方が悪かったわけですけど、業者のまわしものとかなんか私、要らぬことを言いましたけれども、町長、よろしくお願ひしたいと思います。とにかく私たちが在籍した折にはですね、町長ご存じのとおり、ほとんど町内の工事には、天草市あるいはほかの町村は看板がなかったんですよ。ですから私は何回もこういうふうにして言うわけです。すみません、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「一緒に頑張りましょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに。田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 31ページですね、これ放課後の児童健全育成事業の委託金ですけれども、先ほどの説明では、部活のあとに、部活がなくなったので、その補助ということですが、何の競技が始まって、指導員もどれだけ見つかったんでしょうか、お尋ねします。

それと35ページをお願いします。これ農業用廃プラの処理費が一応消費税であったんですかね、ということで、今までの町からの補助も変わらなく出るんでしょうか、お尋ねします。

それと38ページをお願いします。これは水産のほうで、調査委託料が減額になっているんですけれども、これはいろいろ磯焼けとかいろいろみんな発言したんですけど、どういうことで減額になったのかお尋ねします。

それと41ページですね、この温泉センター指定管理の重油ですかね、油の高騰でこれが上がったということで説明あったんですけども、福祉センターのほうはどうなっているかお尋ねします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 31ページでございます。これは放課後児童健全育成事業委託金の件だったと思うんですけど、この学童さんの分の社会体育移行に伴う増加だと解釈をしておりますけど、教育委員会のほうで、社会体育移行になりました結果といたしまして、小学校のですね、約8割の方がいろいろなスポーツ、習い事等を経験されているというかですね、8割以上の方は何らかの運動をしてらっしゃいます。

種目といたしましては、サッカー、ミニバスケット、ハンドボール等々が新たに社会体育に移行ということで、ほかにもいろいろありますけど、概ねそういう種目が増えております。以上でございます。

内容につきましては、福祉保健課長のほうが数とかは報告をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今の31ページの放課後児童クラブの件でございます。平成30年におきましては、157名程度でございました。本年度、平成31年、令和元年度におきましては、179人となりましたので、今回補正の増額をご提案させていただいたところであります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず35ページの負担金補助及び交付金の農業用廃プラスチック処理費の補助金ですけれども、これは今まで中国や東南アジア等で処分されていたものが、そちらのほうの需要が減ってきたということで、単価のほうが大分上が

りました。その関係での補正です。農業者の皆様への補助金の2分の1はこれまでと同様です。

それから、38ページの調査委託料につきましては、15ページの県支出金の中にあります水産資源回復基盤整備交付金を活用して藻場の調査とか実施しておりますけれども、交付金の内示額が大分減額となった関係で、事業費のほうも落とさせていただきました。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 41ページの温泉センター管理費に関連いたしまして、老人福祉センターの件だと思っております。9月議会の折に、消費税が8%から10%に上がったということで、その当時、管理委託料のほうを一応増額補正をしまして、燃料関係におきましてはですね、今回はうちのご提案はしないというか、大丈夫ということであります。以上です。

〔「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 53ページで修繕料が、学校給食費にですね、含まれていますけれども、これは調理場ができてから25、6年経つんですかね、そういう意味で部分的な修繕も必要なんでしょうけども、大規模な改修はですね、やっぱり検討すべき時期にきているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、52ページで、地区行事補助金がマイナス15万4,000円になっています。これは多分志岐の盆踊り大会の件だろうというふうに思うわけですが、先ほどちょっと公民館主事云々の話もちょっと出ていましたが、今後どうされるのか。ずっと当初予算ではあげて、結果的に誰も対応しないと。教育委員会、公民館は、そのまま見過ごして、またこういう形で12月なり、あるいは決算で削減してしまうのか。社会教育の推進進めていくんじゃないか。社会教育団体によって、青年団はありませんけども、青年団の育成も含めた中で、老人会、女性の会、そういった形の中で、高齢者社会の中のお年寄りの見守りが、10日の一般質問の中でも見守りをしていきますと言うことですので、そういう意味では非常に有効だというふうに思いますので、これをどうしていくのか。

それから44ページですね、この道路新設改良費の中で、国庫支出金が6,570円マイナスになっています。この相手方は12ページですね、国庫補助金の中の5254ではないかと、4の土木費国庫補助金ですね、マイナス5,254円も関係してくるのではないかというふうなことを思うわけですが、私の勘違い、能力不足なのかもしれないんですが、この1,316円がですね、見つけきらんとですけども、どういう形で

なっているのか。また表示の仕方がわかりにくいようになっているとすれば、ここの説明欄の中にでもですね、525万4,000円と667万円が減額になって、そのうち5,354円も減額になって、正しい1,316円がプラスになっているよということになると数字が合うんですが、そこら辺の表記の仕方はどうなのかということです。

それから、38ページで13の委託料があります。調査委託料であるわけですが、これは何の調査委託料なのか教えてください。

それから、37ページで治山林道協会負担金、これは協会の運営に関する負担金なのか、それとも事業をやったことに対する応分の負担金なのか。もし事業をやったことによるマイナスとすればですね、やはり先日の町長の町の考え方も、できるだけ国・県に働き掛けていくという話が合ったので、その言葉とは逆行する補正ではないかと思えます。

それから、36ページで、イノシシの有害鳥獣の防除施設補助金が30万円増で組まれています。これは苓北町全体でですね、農地、みかん園もなんも含めて、いうならばイノシシを防ぐために防護柵を張っている面積は、概ねでも結構ですし、またわからなければあとでも結構です。どのくらいあるのかお尋ねします。

それから、34ページで、塵芥処理費が国庫支出金が増になって一般財源が減になっていますけれども、失礼しました。取り消します。

それから、27ページで参議院の選挙に係る消耗品がですね、プラスになっていますけれども、マイナス減額ならわかるわけですが、選挙が済んでしまって今さらプラスにということがですね、できるのか。いうならば、簡単に言うと、未払い分があったので予算をつくって今から払いますということになると思いますがけれども、そういうことが適切な会計運用なのかというふうに思うわけです。

それから、23ページで、地方バス補助金が120万円増額になっています。現状とその理由を教えてください。

それから、19ページでですね、雑入でマラソン大会参加料で書いてありますけれども、これもですね、頭に冠が付いとらんですね。やっぱり日ごろから観光とか、いろんな企画とかいろんな面で情報発信不足ということでした。夕やけマラソンというのは、やっぱり苓北町の地域特性を生かしたですね、一つのイベントだろうというふうに思うわけです。これは誰が見るのかわかりませんが、できるだけ夕やけマラソンとかそういった言葉はですね、冠として付けていったほうがいいかと思えます。

それから、12ページが4番がそういうことですね、さっきの5,254円の関係です。

今回差し替えもありましたけれども、差し替えが非常に、何ページの何行目というこ

とじゃなくてですね、幅広く差し替えがあったというふうに思います。これはやっぱり一つには、一般質問でお尋ねしました実施計画書、それがやっぱり、それを見ながらでなくて、その場その場でずっと補正をかけていくから何が何だかわからなくなった。当初がどこにあって今度の補正がどこに行ったのかわからんと、そのことが結果的に何ページなのかわからんとというふうに複雑な修正になったんじゃないかと思います。

一番最後の件についてはですね、これは私の私見ですので、そのことについてお答えは必要ありません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 53ページの給食調理場の修繕料でございますが、調理場平成12年に建築されておりまして18年程度経っております。修繕料に関しましては、議員ご指摘の大規模改造のほうがいいんじゃないかというご指摘もありますが、財政上の問題もあり、現在のところは修繕料の方で当分の間は行っていきたいと考えております。

前のページの52ページの地区行事のマイナス分なんですけど、これは坂瀬川ペーロン大会が、当日強風だったため中止した分の経費のマイナスでございます。浜口議員がご指摘されました志岐の盆踊りについては、今後また検討させていただきたいと思っております。

最後に、マラソン大会の雑入の分の19ページなんですけど、次年度以降の予算に関しましては、夕やけという表現を入れさせていただきます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 23ページの地方バスの補助金の増額に伴う、総輸送人員を教えてくださいということですのでけれども、総輸送人員がですね、5万9,340人になります。単価が上がった原因というのが、先ほど説明で申し上げましたとおり、ここの補助金等の、国庫補助金を含めて検討するにあたりですね、キロ当たりの経常費用というのを基礎単価としてあります。これが平成30年度が240円97銭が今年度が253円87銭ということで、12円90銭上がっております。この理由は人件費ですね、運転手さんの人員不足、あと燃料代が上がったということと、あと車両の老朽化による修繕費等の要因で、基礎となるキロ当たりの経常費用が上がったということで、今回122万5,000円を増額させていただきたいということです。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まずはじめに、38ページの委託料の調査委託料ですけども、これは磯やけ、食害対策等の業務委託料でございます。築いその状況調査、昨日の一般質問等でもありましたアントクメの母藻投入等に利用しております。名称につきましては、今後わかりやすいような表記でしたいと思っております。

もう一点、36ページのイノシシ等の防除施設ですけれども、手元にどれぐらいの面積をしているのかわかりませんので、後日お知らせすることをご了承願います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 43、44ページの道路新設改良費と舗装維持費というところですね、それと12ページの補助金ですね、土木の補助金525万4,000円、これは差し引きするとおっしゃるとおりなんですけれども、この交付金事業が1つにまとまるとるもんですから、橋と道路とですね。だけんこうなるんですけれども、片や増えて片や減ったということですね、これだけ道路事業では増えましたよと、657万円減りました。起債も590万円減りました。ただし、橋梁維持費で131万6,000円と90万円増えましたのでこういう表示形式になるんですけれども、この補助金のところにですね、それぞれ補助金を減った増やしたと書けばわかりやすかったと思いますけれども、その点は今後気をつけさせていただきます。

だけん道路改良事業が657万円実は減ったとですよ。だけん交付金と一緒にのもんですからそういうことです。差し引きが525万4,000円と表示すればよかったということで、今回はこの表示でお願いいたします。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、1点回答をし忘れておりました。37ページの治山事業費の負担金補助及び交付金の県治山林道協会負担金23万円の減額です。この負担金につきましては、普通会費と特別会費、特別会費につきまして事業割で支払うこととなっております。今回当初で今、林道の災害をしておりますけれども、それにあたる分を計上しておりましたが、それが繰り越しになって来年請求されるという形になりますので減額いたしました。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 27ページの参議院の選挙。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、参議院議員通常選挙執行見込み経費につきましては、10月9日に熊本県に提出をしております。それに伴いまして県委託金収入見込額が確定をし、町のほうに通知が来ましたので、今回の12月補正予算に計上したものでございます。12月補正予算の料金につきましては、コピー機のパフォーマンス料金などを消耗品費で支出するというところで処理いたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず12ページですけれども、この12ページの説明の欄にですね、今、課長がおっしゃったような形で書いてもらえば、なかなか人間がですね、正直すぎたもんで現れてる数字だけしかできませんので、ここに657万円マイナス、プ

ラス131万6,000円という、答えが525万4,000円としてもらえばわかると思いますので、今後よろしくご指導をお願いいたします。

それから、調理場の件ですが、やはり、やっぱり長期計画と申しますか、そういうものは作ってあるのかどうか。具体的な厨房施設、それから冷暖房の環境施設ですかね、そのほかいろいろあるかというふうに思いますが、そういったものの長期計画はあるのか。それと給食数が、先ほど監査の報告の中にも出ておりましたように、生徒数が減っている中で給食数がどのくらい減っていくのか。増えていくということはあんまり考え難いというふうに思いますが、そういう部分を含めながらですね、全体的な中で計画をしていくべきではないかと思えます。財源もだんだんだんだん厳しくなってきましたので、またこの繰り返しになります、このようなことも実施計画の中でですね、検討していく、そういうことが大事だろうというふうに思いますが、さらなる対応をお願いいたします。

それから、52ページの地区行事補助金ですが、私は志岐の盆踊りというふうに勘違いしておりましたけれども、今後検討していくということは、一番お役所言葉のですね、一番親切で一番何もしない言葉、検討という言葉を出されましたけれども、あと一歩踏み込んで、検討されるならばどういう形で検討していくのか教えてください。

それからもういっちょは、はい、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 調理場の器具等の改修計画は、5年間作って計画的に整備を進めます。議員ご指摘のとおり、今後、食数は減っていくことは確かです。

あと、地区行事の志岐の盆踊り大会については、当時、数年か前は実施されたという経緯は承知しておりますが、なぜやまったか、なぜできなくなったというのが一番肝心だと思いますので、そこを検証して、どのようにしたら復活できるかということを検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 地区行事がですね、決算の中でずっと削減され、当初予算に比べてですね。何年も数年してやっと検証してみようかと、非常に腰の重い教育委員会の動きをされていますけれども、もうちょっと腰を軽くしてですね、やっぱり、特に先ほどの繰り返しになりますけれども、少子高齢化の社会の中で、社会教育の振興こそがですね、地域の見守りになろうかというふうに思いますが、重い腰じゃなくてももうちょっと軽く動きやすい、足の長さは短くてもかまいませんので、もっと動きやすいような形で対応してください。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） ちょっと多いですので順番に、回答もですね、できれば早い順番からしていただければと思います。

まず9ページですね、固定資産税ですが、2,000万円の増となっております。これは当初よりも増えたということですが、固定資産はあまり変動がないのが事実なんですけれども、家屋等がいっぱいできて、それに伴う税の増なのでしょうか、お尋ねをします。

それから、23ページ、6のですね、19地方バス運行補助金でございますけれども、122万5,000円の増となっておりますけれども、合計額はどのくらいになりますか教えてください。

25ページですね、賦課徴収費の役務費の10万円の増となっておりますけれども、これは賦課徴収費だけじゃなくて、ここでしか、すみません、私、尋ねる項目がなかったもんですからこれに関連するかなと思ってお尋ねしますけれども、もし回答ができたらお願いします。

今、郵送、ほとんど私たちにも郵送で来ます。ちょっとしたつが全部郵送で来るわけですが、郵送代が町内で合計どのくらいぐらい要ってるのか。もしかしてですね、どうにか上手な形をとっていただければ、郵送代よりも雇いあげてですね、臨採やったり、今は何やったですかね、もめたですけれども、非常勤の方をやっぱり雇ってですね、持っていつてもらおうと。そういったことをやれば、例えば、福祉関係の文書なんか持って行った場合なんかは、やはり1人世帯なんかの安否確認あたりも併せてできるんじゃないかなと。予算がどのくらいかわかりませんので、全体的な郵便料がどのくらいになるか教えていただきたいなと思っております。

それから、35ページです。3のですね、19、農業用の廃プラ処理費ということで90万円出ておりますけれども、これはちょっとここで聞いてよかかなと思うわけですが、要するにビニールあたりがですね、風で飛んでですね、道路とか河川あたりに吹き込んでですね、そこで置きっぱなしになっておる。これは今、社会的にいろんな形で、地球レベルでですね、COP25とか云々でですね、問題になっておりますけれども、誰かが取らねば全然腐れもせんしどうもならんわけですが、この取ったあとの今度は処理がですね、私のトラックも専門にですね、その入るところばですね、空き缶ば積んどつとですけれども、持っていきようがですね、なかっですよ。出張所にですね、なんか大きなのを作ってつてくれよて言うたんですけれども、こまかコンポストのこんくらいぐらいのを置いてですね、形だけ置いてある。はたしてそれで地域の方が、それだけ地域をきれいにするという意識はあっても、やり場所がないので、やっぱり協力ができるのかなあと思っております。

いろいろですね、議員の方もですね、海岸の清掃なんかしたということでもしておられ

るということでお聞きしますけれども、取ったあとの処理がですね、どうもいかん。特に農業用のその廃プラスチックに関しては、こういった施設があるものですから、ちょっとしたとは農協に持って行ってくれろとかいうようなことになるんじゃないかなと思っております。特に農薬の空ビンなんかも川の中にですね、流れてですね、小川にはですね、いっぱい積もつとつとですね。私は農業関係でございますので、農協んとに持って行ってやられますけれども、一般の方はなかなかそれができんのじゃないかななど。そこでこういったことを町のほうでどういったことで考えておられるかお尋ねをします。

それから、38ページ、1の13ですね、委託料、なんかウニの増殖関係がですね、レタスの関係で今回金をかけられて、これは実はですね、もう当の昔にですね、町は補助金を高く出してですね、調査をしとつとですよ。それでだめという見解が出とつとです。漁協を含めて。だめと出とつとをもう一回また違う方向でやるのかどうか。要は、レタスとか、要するにそういったことを食べさせてふとなんじゃっかと。確かになんも食うとですよ、何でん食うとですが、その後ですね、ウニの養殖もこらしたつとです。それは、ワカメあたり買うたりですね、なんですかね、モズクの根のほうんとは、藻ですね、ああいったやつをとって成功せんやっつとですよ。

そうつとつとで1回昔にしとつとつとですね、失敗した例がある。これは多分この町にもその資料あたりが残つとるから、漁協あたりにも資料が残つとるんじゃないかと思えますね。それにお金をかけていいものかどうかね。それは多分町長さんもお存じだと思えますけれどもね。そういうことで、そこをお尋ねをします。

それから、41ページ、4のですね、13温泉センター指定管理委託料の120万円増、これは油代の増だと思えますけれども、合計どのくらいになるか教えてください。

それから、44ページ、土木費のですね、2の11、410万円ぐらい修繕料があがっておりますね。なかなか修繕料でほとんど、今はいろんな町民の方の苦情にはおこたえしておられるんじゃないかならうかと思えますけれども、これは道路に限らずですね、河川あたりもですね、今回下にあがっております。私が見る限り、災害あたりでもとられるような部類がいっぱいあるんじゃないかならうかなと思っております。

先ほど高戸議員の質問の中にも、要するに仕事がない、ないのによその業者を呼びよるということですね。私はここら辺で仕事を見つけてやる、町がですね。仕事を見つけてやる。仮に従業者の方がおいでになって、私はまわし者でもなんもございませんので、言うときますけれども、年間ですね、公共工事の2本か3本ぐらいできるという確約があれば、その業者の方は多分安心して仕事ができるんじゃないかならうかと思うとですね。そこら辺を町は仕事を見つけてやるというのも一つの町の振興につながるものじゃないかならうかと思えますね。特に今回のように災害が多いと、林道あたりは何億ですの

で、多分補助率はアップして90何パーセントになるんじゃないかなと思うけれども、激甚災害に指定されれば全部にその90何パーセントがかかりますのでね、1,000万円のときは900何十万円が補助金でもらえるというようなことなんですね。そういったことであれば、苓北町は相当に潤うんじゃないかなと。あえて修繕料で出さなくてもですね、もしちょっとでも壊れたところがあったならば、そういった補助事業に乗せられんか。

極端な例を、できんというようなことがあればおありかと思っておりますけれども、河川に詰まった堆積なんかも、私、当時災害担当しとったときは、堆積も災害でとった例がありますよ。いっぱい溜まるとけばですね、災害にかけらるつとですよ。当時10万円以上でよかったけんですね。昔はですね、かきならしぐらいしかみれんじやだったので、相当やっぱり苦勞して取りよったですが、今は取って運ぶということでありましてね、上手な申請の仕方をやれば、堆積した砂利あたりも災害あたりでもとらるつとじゃないかなと。一例ですね。そう思いますので、やはり、大変お疲れだと思いますが、そこら辺ぜひ力を入れていただきたいなと思っております。そこら辺をお尋ねをします。

それから、橋梁委託費の中で委託料が50万円減額になっておりますけれども、これは年度かな、今年度に入ってからですかね、技術者の採用はあったと聞いております。施工管理技師の方を雇われたと。そういったやっぱり技術者の方を雇われたうえで、その方々が一生懸命力を入れておられるということで、こういったことの例えば委託料はもう委託をせんじやったっちゃよかよと、私が見ますという形で安くなったのかどうかですね。

例えば、その下のほうで、工事費は上がっても委託料が下がるとるもんですけんですね、工事は300万円上がるとる。これが関連しとるかしたらんか私はわかりませんが、そこら辺の説明をお願いをします。

それから、52ページですね、2の公民館費ですね、地区行事補助金、先ほどもいろいろ問題が出とったですけれども、委託料がいろいろ減っております。都呂々の、私都呂々でございますけれども、どのような行事があるかわかりませんが、やはり社会教育をですね、やっぱり強固にせにゃいかんのじゃないかなと思っておりますが、その件について相当私は今までお願いをしてきましたけれども、やはり過疎化した地域をですね、支えるには、やはり行政が入って一生懸命一緒になって力を合わせて、例えば、女性部とか、あるいは老人会あたりにも一緒に力を入れてもらって、そういったことを一生懸命していかなばならんわけですけれども、そこら辺がしていただいとって減ってきたのか。あるいは、せんでもって余ったのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、志岐集会所のそのページですね、共済費ということでありまして、すみ

ません、関連してお尋ねをします。志岐集会所の修繕をせにゃならんとかいうようないろいろなことが、もしよかったら答えてください。つまらんときはもうよかです。ちょっと外れておりますからね。やらなければいかん、あるいは、どうするかというような検討がなされているんじゃないかならうかと思えますけれども、これについての進捗状況を教えていただければなと思います。

それから、54ページの災害復旧費のですね、22の補償費の中の立木補償費が6万2,000円出とととですが、これは土地代は要らなかったのかどうか。立木費だけかなということのお尋ねをします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

すみません、できればですね、先ほど申し上げましたけれども、ページごとにはよから順々に教えて言うてください。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 歳入の9ページからご説明いたします。

先ほど固定資産税の分ですけれども、これにつきましては、主なものは九州電力の償却資産に係るものであります。これにつきましては、償却資産については、減価償却によりまして年々減少してきますが、この減少率が当初の見込みよりも減り方が少なかったということです。

九州電力の償却資産に係る課税標準額は、総務大臣配分となっております。例年3月末に熊本県を通じて通知がなされております。ですから、予算編成、今の時期ですけれども、今まだ過去の実績から減少の率を推計、見込みまして計算を、算定をしておりますけれども、結果的に3月末にきた額によって計算した減少の割合が、当初予算の見込みよりも減り方が少なかったということでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 23ページの地方バス運行補助金の総額を教えてくださいということ。総額が1,789万円になります。補正後ですね。この122万5,000円を足した後の額が1,789万円、はい。

○議長（錦戸俊春君） 郵便料の町内で幾らかかるとるかは。

〔「通信費」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これはちょっとわからないでしょう。郵便料。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、郵便料の件でご質問がっておりますけれども、全体で幾らかというのはですね、ちょっと調べてみないとわかりません。その中で、当然町内、町外というものはありますので、町内の分につきましてはですね、当然役場職員の分は役場職員、それから家族の方の分も役場職員に預けるといような形

で、経費削減には努めているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 農業用マルチの処理の方法についてはですね、農業者のモラルの問題もございますけれども、農協を通じて指導していきたいと考えております。

あと38ページのレタスの養殖事業につきましては、以前そのような経緯があったということは承知しております。その詳細方法、時期とかそのあたりまではわからないんですけれども、今回山口議員の一般質問を受けて、そのことも踏まえたうえで、町の水産振興協議会に諮り、漁業者も交えたところでもう一回やってみるというふうな形になりましたので、その分、町のほうも支援していくことといたしました。

54ページの立木の補償に併せて、土地の支払いは必要ないのかという件ですけども、すみません、あとがよかですかね。

[「あとがよか、順々にがよか。私のほうが聞ききらん。今度は41ページ」と呼ぶ者あり]

○農林水産課長（宮崎良成君） ならあとからまた。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 温泉センターのですね、燃料代でございまして、124万円プラスになりまして、727万4,000円となります。

[「727万4,000円、はいはい、ありがとうございました。」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 44ページでございまして。修繕費でございまして。今回の補正に係る修繕費の内容としましてはですね、ガードレール外側線舗装、補修等を必要とする箇所の修繕費でございまして。またですね、河川費に計上している修繕費につきましても、まずはですね、災害にかからないか、それをまず第一に検討して、県にも聞いたりしてですね、該当しない、するしないで災害にかかるときには災害にかけると。該当しないときには修繕費であげるという方策をとっております。なるべくですね、災害にかけたほうがいいところはですね、災害にかけるように心掛けたいと思います。

それと、同じ44ページ橋梁費のですね、委託料50万円の減につきましては、委託が完了しましたので、残ということで落とさせていただいております。今回入ってきた職員がいたから減らしたというわけではございません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 52ページの地区行事補助金でございまして、この減額に

については、先ほど申し上げましたとおり、坂瀬川ペーロン大会の中止の分でございます。松本議員が都呂々地区のことをおっしゃられました、これが地区行事が各地区の盆行事にする分に対しての補助金でございます、現在、都呂々地区は盆行事がありませんので、この前の9月の決算審査特別委員会のときですね、都呂々地区もどうかということがありますので、今、都呂々地区においても来年度に向けて盆行事のほうを計画中でございます。

志岐集会所の進捗状況についてでございますが、今現在、設計中でございます、今のところ詳細については私も全てを把握しておりませんので、ここで説明は省略させていただきますが、1月末を目途に設計が上がってくる予定になっております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 54ページの立木補償に伴う土地代の件ですけれども、この件につきましては、今、手元に資料がございませんので、また確認いたしましてお知らせいたします。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この郵便代でございますけれども、できたらですね、町内にどのくらいぐらい、町内発送のですね、郵便代がどのくらいあるか、あとでも結構です。教えていただければなど。合計をですね、おおよそ。

それから、廃プラスチック関係でございます、これは農林水産課のほうで答えていただきましたけれども、これは町全体のことでございますのでですね、できれば水道環境の方あたりも一緒になってここは答えていただけると。

私は、町内でボランティア的ですね、歩いったり、あるいは消火栓あたりにいっぱい風ですね、入とつとをですね、取っても、やる場所がなかからですね、持って行って処理する場所がなかから、そこら辺をどうしたがいいのかなど。多分、私たちは区あたりで寄せとつとに入れたっじゃったっちゃ、これは農業用だけんだめやけんあっちゃんやれと言われれば、農業をしとらん人たちはできんからもう見過ごしていっちょく、見過ごしていっちょけば、もうプラスチック類あたりはずっと溜まるだけなんですよ。肥料袋からなんからですね。そういったことをですね、気軽にお互いにボランティアでですね、ごみを拾ったりなんかするような気を起こさせる。そしてどこでもよかから1カ所ですね、ここにいつでんよかけん置いてくださいということを、私はこれは前からずっと言い続けております。そういったことであって、なんかちょっと格好よかですね、これはボランティアで拾ってこられたごみ置場ですというぐらい書いとけば、それでも目がついてですね、地域が盛り上がって、きれいなまちづくりになつとじゃなかるうかと思っておりますのでね、そこら辺をどうかということで私はお尋ねしたつですよ。ち

よつとですね、言う場所がなかったもんですから、ここら辺ですね、できればお答えできればなと思います。

それから、さっきのウニの関係、ウニは確かに食うそうですよ。私は、この前、海藻の種を蒔いたりなんかしとつときに、ウニを放流したりなんかしたらつまらんとやったいなというのも思いました。こまかっでんなんか食うてしまうけんですね。石ば、ねぶってしまうですけんね。磯やけの原因なんですよ、ウニが増えると。

そういったことであるので、そこら辺を視野に入れて、もう何十年前にですね、したつですよ。そして、よかという、そっちはだめと。ただウニの養殖はなんか海藻んごたつを入れて、箱の中で、何件かしよらしたですけれども、海藻を入れて養殖してもだめやったつですよ。もう商業ベースでやろうということをやってもだめやったつですよ。その中でまたなんですかね、レタスの葉がよんにゆ余つとるけんやろやっかて。レタスの葉とか野菜を食わせれば海も汚れてしまうつですよ、そこら辺。そういったことであつて、多分漁協あたりにはですね、その資料なんか残つとるはずですよ。濱田君なんかは知つとりやせんかなあ、昔やったとを。その挙句にですね、金ばかけてやるというのはいかがなものかなと思います。

当時はですね、組合長、溝上前の組合長が参事のころに、荒木さんも一緒になつて、東北あたりまでずっと視察までしてですね、赤ウニですね、そういったことをして、向こうの技術も見てきてこっちゃん持ってきたことあつとですよ。相当金をかけてですね、調査はしたのに、またあえて忘れ去られたからとついても、効果はあるのかなというのが私の見解なんですよ。そこら辺はですね、やっぱり、ずっと代々そういった重要な資料なんかは、国の証拠隠滅じゃなかばつてん、シュレッダーでかけたりなんたりせんてですね、ずっと取つとつてですね、やっぱり後世に引き継いで、いらん銭な使わんごてしたほうがよはなかかなと思つてしたつすけれども、水産振興協議会の中でもですね、私、知つております振興協議会がどういふものか。ただ、メンバーの方が代わられるもんやけん、当時の状況は知らつさん方がいっばいおいでじゃなかるかと思つとつてですね。そこら辺ぜひですね、資料なんかも見てみて、もう一回検討していただければなと思います。

この委託料の関係で、技術屋さんを雇われてやつとられる、もう軌道に乗つたと思つますけれども、その後の効果とかなんかありますかね。私はどうも施工管理持つとつても、あんまり為にならんとじゃなかるかなと当時言つたつすけれども、施工管理持つとつて測量士を持つとけば別ですけれどもね、そこら辺もあつたつすけれども、本当に今は現場を管理するだけの力があつとかなということですね。やはりそういったことで名目で雇つた以上は、例えば、土木関係ばかりじゃなくてですね、福祉関係なりは、あそこに坐つとられるですけれども、保健師さんあたりの力があるか、あるいは

栄養士さんの力があるか、ね、そこら辺十分やっぱり関知をする必要があるとじゃなからうか。雇ったままで何の使い道のなかったけん、今度は違う事務屋にやったぞということになれば、やはりおかしい、そういったことをごさいましたので、できん方は大いに勉強してもらおう。できる方には大いにこういったことに利用してもらおう。そして、そういったことを形をとってもらえばいいんですけども、そこら辺の状況、現況の状況を教えてください。

それから、公民館あたりの、今からは社会教育課あたりは相当必要でございますのでね、あまり地区差別、差のないようにですね、いろいろなんですかね、介護事業が成人教育そういったことは相当やっぱり必要だと思いますので、そこら辺、教育委員会が主力ですので、ぜひ社会教育に力を入れていただきたい。投げっぱなしですね、行事消化だけではどうもこうもならんとじゃなからうかなと思いますのでね、頑張ってくださいと思います。

それから、志岐集会所の件ですけども、ここからこういったことで雨の漏るけんがどうかしてください、そういった形で設計業者さんには頼んであつとですか。あるいは、町がこういった状況ですので、こういった形がいいんじゃなからうかとですね。今までの失敗は、設計屋さんが持ってきたとをそのまま活用してですね、そのまま活用して、それが失敗がいっぱいあるんじゃなからうかと思うとですよ。全部設計屋任せ、やっぱり条件を付けてですね、やっぱりするような感じをせんことには、全く様にならんとじゃなからうかなと。

温泉センターなんかもそうでしょう。当時我々は外から見とって、テントを覆ってテントをこうして、あつでテントは保温力もなかし、水滴の関係もあるしていうて、前、中山助役に私、言うたことあつとですけど、「あらあ水滴のうっちゃけてきたりなんたりすつですよ、結露がもうすぐ出つですよ」て。加藤茶が歌うもね、「天井からポタリとしづくが」ていうて歌うもん、そんなの調子の議会ですよ。そして、なんもですね、設計屋任せやけんつまらんとじゃなからうかと思うとですよ。今のその集会所もですよ、集会所もそういったことですよ。耐用年数も持たんとじゃなからうかですかね。そこら辺の補助金の返還なんかきたときはどうすつとですかね。

そういうことですので、やっぱり条件を付けにやいかんと思うとですよ。それにはやっぱり地元の大工さんあたりですね、から事情を聞くとかですね、技術屋さんあたりからですね、やっぱりそういったことをゆっくりかまえてできたら、会合なんかもちよつとした協力してくれんなとということで話し合いぐらいをしてですね、がんとかがんとかというようなことをしてですね、対応せにやいかんのじゃなからうかと思ひますけど、いきなりここは雨の漏るけん修繕してくれなんていう、プラスチックで張ればいっちゃんよかですたい。漏らんどてすつとなら。

そういうことでございますので、もう一回ですね、検討してもらえばどうかと思います。

[「あまりにも・・・」と呼ぶ者あり]

○5番（松本良人君） 何が、何、何ですか。

○議長（錦戸俊春君） 続けてください。

○5番（松本良人君） 後ろからぐずぐず言えば、一生懸命話しようとも混乱してしまうですよ。

[「議長、きちっと質疑は質疑の内容ばね」と呼ぶ者あり]

[「うん進行、議事進行、議事進行」と呼ぶ者あり]

○5番（松本良人君） 人ん言いよつときに黙っとけ、言わんでください。

以上、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 現在ですね、施工管理士を持った職員の状況ということでございますけれども、当然積算とか測量はですね、全く過去にしたことがないということでございますので、建設技師センター等ですね、研修を重ねてですね、土木のですね、設計等をですね、施工の管理は一応研修をしている状態でございます。当然仕事をしながらですね、並行して、今、舗装と橋梁の点検ですね、させておりますけれども、一応今、頑張っているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 農業用廃プラスチック類の回収の件でお尋ねですけれども、松本議員がおっしゃるとおり、農業用は一応産廃になっております。ただし、家庭菜園で使った分に対しては、1メートル以下で切断していただいて、通常のごみと一緒に出していただくように町のごみの便利帳にも載っておりますので、それで出していただければ差し支えありません。

また、石田議員さんたちにはいつもお世話になってるんですけども、海岸のごみを拾っていただいて、所定の場所に置いているよということで、ご連絡いただければ引き取りにもまいりますので、そのように処理をさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 志岐集会所の改修に関しましてですけど、議員から大分ご提案をいただきました。今回の件は、まず劣化度調査をいたしまして、雨漏り場所を確認をしております。今回の目的といたしましては、雨漏りを防ぐというのが第一の目標でありまして、今度の工事によりまして、長くもつような施設にすることということを大前提に、松本議員のご提案を受け入れながら、町といたしましても設計業者と協力いたしまして事業を進めたいと考えております。詳細についてはですね、工法等を町のほ

うからも2つぐらい出しては言っています。そうしないと比較するものもありませんけど、できるかぎり、私たちといたしましては、きれいな施設ということで復旧をしたいんですけど、やっぱり雨漏りをまず止めるのが大前提ということで、若干見栄え等々が悪くなる可能性はございますが、そこは措置のほうを重視いたしますので、1月末、先ほど申しあげましたとおり設計があがりますので、その折にはまた議員さんにもご説明をして、臨時議会等をお願いしてですね、年度内に発注を計画をしております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） レタスを活用したウニの養殖試験ですけども、先ほど申し上げたとおりなんですけども、もう一回やってみるということで、前は屋外のほうで多分試験のほうはされたと思います。今回室内の養殖、きちんと管理した中でやらせていただきますので、3カ月それをやってみて、結果を見てみるということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 特にですね、ちょっと待ってくださいね、35ページ、プラスチック類、私は兼ねて言うたんですけども、今、課長がおっしゃられたのは、やっぱりすつとですたいね。ぼってんが農業用あたりとかいっぱい飛んどうるもんやけん、農業用で出さるっとなあというような懸念があるわけですね。

それと、やっぱり我がとに入れてあれば、いずれにしたっちゃ袋ば買わんばんけん。それよりもどっかにですね。これは今回はやろうと思いませんですね。例えば、都呂々の場合は都呂々の出張所の隅にでもいつでも置いてくださいというようなことを置かれんかなあ。あるいは富岡でもなんでもいいですね。そういったことをお願いしたい。

今、課長がおっしゃったことは重々知っております。知っておりますばってんか、そっでにゃ私はボランティア的にですね、拾うてきたりなんかしてから、なら我が家んとに積めてから1回出そうかなと。確かに私、石田さんの件も知っております。町からもろてそこに置いとって、連絡していただければ取りぎやくるよ。ぼってんそれが周知されてるのかな、町内にですね。町内の方々に。そういったことを、例えば、道路に落ちとるごみは拾ってからどっかにまとめとってください。そして、あとは町が取りぎや来ますからということが、誰もわかったらんかなあて思うとですよ。そこら辺をもしそういったことであれば、そういったことをして、ボランティア的に拾ってくださいというようなことが必要じゃなからうかなと思うわけです。そして、きれいな町にせんばですね、今も問題になっつてでしょう。いっぱいですよ、河川なんかはもう特に。そっで大きな雨のときに海に流れるとですよ。そこら辺、もう一回検討をしてみてください。

それでは土木管理課のほうはですね、ぜひよかほうに導いていただいて、町がプラスになるようなことをですね、していただければと思います。

私たち、前回、前日ですね、林道の災害の断面見せていただきましたけれども、もしそういった技術がえられる方と一緒にですね、見てもらえばよかったんじゃないかなと。また、そういったこともやっぱり指導するだけの能力のある方じゃなかったらと思うましてですね、それで、そういった方々は、土木関係ばかりじゃなくて、林業にしても水産の例えば臨港道路あたりにしてもですね、そういったことをやっぱり手掛けてやっぱり助言していただく程度までやっぱり勉強していただいて、町のそういったふうに入力していただきたいなと思っておりますので、そこまでぜひですね、指導していただくように。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 2点ほどちょっとお伺いしたいことと、また要望等をお願いいたしたいと思います。

先ほど、松本議員さんとか野崎議員さんのほうからも、海藻・貝類のレタスの養殖の件、いろいろとご質問いただきました。私も一般質問の中でですね、西海岸の磯やけは非常に厳しいと。ウニがたくさんいるということで、磯やけ防止のためにもレタスというのが有効な手段にならないかというような観点から、一般質問をさせていただいたところでございます。

そのまま捨てると産業廃棄物処理法、海洋法等も引っ掛かりますので、これが餌になるという確証があれば、この先、どのような形で海にいるウニに餌として与えられるかどうかという、一歩先に行くのではなからうかというようなことで提案させていただきまして、前回ちょっと厳しいような答弁いただきましたが、今回補正予算でですね、組んでいただいて、実際に餌としてしてみるという前向きな方向でしていただいたことを非常に感謝いたします。

ただ、前回レタスですね、外葉と実際に売ってる葉っぱと、多分売ってる葉っぱは水っぽくて非常に問題があるかもしれませんので、ぜひ外葉のほうもできれば2つ種類していただいて、どういう結果になるのか。それと、ぜひ良い結果が出ればですね、新聞記者とかテレビとかに宣伝していただいてですね、こういうふうな良いものができたというようなことをですね、PRして、食味をしていただくようなことも検討していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

町長、ありがとうございました。

それと、ちょっとこれはどうかというような観点でご質問いたします。

先ほど、地域おこし協力隊、これは10月から募集を開始したということで、だれも

募集がないということでしたが、予算というものがあってはじめて物事は一步出るとい
うことであると、地方自治法を思います。予算もないのに募集をかけるということは、
そういう面で議会軽視じゃないかというふうに思います。やはり、その予算の通ったう
えで物事を運んでいかないと、非常に難しいかと思しますので、その点の考え方を財政
当局のほうから、予算を。

[「何ページですか」と呼ぶ者あり]

○1番(山口利生君) 40ページの地域おこし協力隊。募集を予算が付く前に実施す
るということの物事の是非についてお伺いしたいと思います。

それと、歳入のほうの雑入で、昨年、国のほうの補助金が、どうしても予算が追いつ
かないということで今回、8,000万円弱の過年度収入が今、出ています。よかった
なあというふうに思います。これは再度、来年にまた半分やるなんていうことは言わな
いかと思いますので、これは確定ですね。ただ、また要望の保育料の無償化で予算が足
らないというような新聞載ってましたけれども、また同じようなことが起こるのか。起
こるようであれば早めにまた教えていただければと思います。

以上、1点だけ、さっきの予算と執行の関係をどう考えるかを教えてください。

○議長(錦戸俊春君) 企画政策課長。

○企画政策課長(錦戸雅志君) 山口議員並びに野崎議員のほうからご質問がありまし
たとおり、予算等の措置後の募集であったりとかということの関係ですけれども、基本
的には、山口議員、野崎議員がお話されるように、きちんと予算を確保してというふう
な考え方が基本だと思います。ただし、今回につきましては、募集をですね、かけまし
て、採用を1月1日以降ということもございましたので、ちょっと9月の議会にも間に
合いませんので10月ということになりまして、その分期間とかを延ばして、そのあと審
査ですね、本人の面接とかということもありますので、そういったところから一応12月
の補正になったということですのでございますけれども、基本的には、きちんと予算を確保し
てから募集をかけるというふうなところが、基本的な考え方であるという認識がありま
すので、今後もそのような形で進めさせていただければと思います。以上です。

○議長(錦戸俊春君) 山口利生君。

○1番(山口利生君) そのところは十分執行部の皆さんはですね、考えたうえで物
事を進めていただきたいというふうに思います。

議会で不承認というふうになったときですね、相手方も、今回は応募がなかったとい
うことで、先に進んでないということですが、やはり工事の入札も同じで、どこ
ら辺までは予算の前に確保できるかと。審査の段階まで相手に通知出さないならば何と
かセーフかなというようなこともあります。そういうことも含めてですね、予算があつ
てはじめて仕事ができるということの再確認は、ぜひ徹底していただきたいと思いま

す。以上です。終わりです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 40ページの地域おこし協力隊の件なんですけれども、一般質問でも質問をさせていただきましたが、今も山口議員からも質問が出ておりますし、野崎議員からも質問が出ておりますが、どういう形でやっぱり募集をされているのかなあというふうに思うんですね。応募がなかったということをお聞きいたしましたけれども、本当に全国的にはすごく増えていきますし、すごい成果が出てるといってもございますので、そこら辺では本当に気持ちを入れて募集をしていただきたいという要望もお伝えしておきたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁では、志岐の教職員住宅を3月までは確保してるといことなんですけれども、それ以後もし教員さんが入られたら、もしそれまでに協力隊員が来られて、3月時点で教員さんがその教員住宅に入られたら、あとどうするのかという心配もちょっと私、先ほど聞いててありました。だから、やっぱり3年間とね、協力隊員に対しては国からの補助が3年間ございます。だから、そこら辺のスパンではやっぱり考えていただきたいというふうに思うんですね。短期短期でそれこそやり繰り返していったんでは、本当になんというのかな、希望も何もないと。協力隊員に対しても失礼ではないかなというふうに思いますので、そこら辺の要望はしておきたいというふうに思います。そこら辺の考えをちょっとお聞きしたいということです。

それから、44ページでございますけれども、15の工事請負の中で、先ほどの答弁では、鴨田橋外2橋というふうにおっしゃいましたけれども、そのほかの橋の名前、ちょっとお聞かせいただきたいなということです。

それから、14ページの高額介護サービス費なんですけれども、4,260万円あがっております。増額になっておりますが、これは介護度が高くなった人が多くなったためかどうか、ちょっとその内容をお願いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 44ページでございます。先ほどの企画政策課長の説明では、鴨田橋外2橋でしたけれども、1橋に訂正させていただいて、花通橋でございます。花で通ると書いて花通橋でございます。訂正させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 14ページの件でございますが、この歳入の部分です。まず更生医療につきましては、2名の方が減に、当初見込みの2名減になっております。身体障害者補装具については、逆にですね、申請の件数が増えておりますので5万円の増額。療養介護というのは、はまゆう療育園を利用されている方のかかる費用

でございます、1名増となりましたものですからそれ19万円で、更生医療が減りまして、身体障害者補装具の方と療養介護の分が増えましたので、このような案を提示させていただいております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊のですね、募集につきましては、一般質問の中でもですね、ちょっと触れましたけれども、町のホームページとですね、それと県の移住定住のポータルサイト、それと地域おこし協力隊のですね、サポートセンター、それとNPOのですね、ふるさと回帰支援センター、それとJOINという日本移住交流ナビというサイトがありまして、そこですね、それと全国移住ナビのほうのウェブサイトのほうに募集のほうに掲載をしているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 地域おこし協力隊全体のですね、前回の分はちょっとうちで取りまとめておりますので、雇用の条件とかも含めましてですね、住居もありますけれども、一応非常勤職員さん全員ですけれども、一応1年間の年度末までの雇用ということになっております。年度末で一応我々職員と一緒に人事評価を行ってですね、良好ということであれば次の年度までの雇用を、最長3年間をとということで今やっております。ですので、次年度以降の雇用をするということになれば、予算も確保しなければなりませんし、その人事評価の部分と債務負担行為とかというふうなところもかかってきますので、一応3月で一応終了して、そのときに人事評価を行ってすると。

あと住居につきましても担当課と多分教育委員会含めたところでですね、検討を行って、そのあとも雇用するというのであれば、当然住むところも必要ですので、検討を行っていくというふうなところで考えております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当に応募がないというのがですね、ちょっと大変だなと言ったらおかしいですけども、と思ってるんですね。だから、本当にいろいろなところに募集をかけてされてるということも一般質問のほうでも答弁いただいておりますが、本当、来ていただいて、みんな本当に一般質問でも申しましたようにすごく増えてるし、その自治体にとってはすごく良い状況を生み出してるということがありますので、できるだけ来ていただくような募集の仕方をしていただきたいと。本当に力になるように頑張っていただきたいなあという要望をして終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） お尋ねをいたします。

40、41ページのほうで、商工観光ということで、非常に町のほうも情報発信等に

力を入れておられるわけですが、直接ではありませんけども、情報発信という
意味で捉えていただければ幸いですけども、先般、38年ぶりにローマ法王
が来日されたわけですが、その折に親書的なものをお届けできないかというこ
とで、ご相談、お願いをしておったわけですが、その後、結果としてどうだっ
たか、その点を1点お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議員ご質問の親書の件でございますけれども、親書に
つきましては、ローマ教皇庁のですね、日本大使館のほうにお送りをいたしました。そ
の結果ですね、11月の21日付けで、これはイエズス会のですね、日本管区長様のほ
うから、「このたびはキリシタンの島からのお便りをありがとうございます。苓北町
の志岐が天草で最初のキリスト教の伝来地であることも存じております」ということ
でお手紙をいただいております。

それとですね、昨日ですけれども、これはローマ教皇庁の日本大使館の大使のほうか
らですね、ローマ教皇フランシスコのお名前でお手紙が昨日届きました。これにつしま
しても、お手紙ありがとうございますということで返事が来ております。そういった
ところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 非常に町長はじめ執行部、また関係各課ですね、お骨折りい
ただいたということで感謝しております。やはりですね、非常に重きのお手紙だったと
個人的には思っております。今後ともですね、いろんな形で情報発信してですね、地域
活性化に生かしていただければと思っております。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第4号）は、原案
のとおり可決することに決定しました。

ここで3時5分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時49分

再開 午後3時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第9 議案第81号 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第81号、「令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第81号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,121万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容について、ご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、節19負担金補助及び交付金39万8,000円の増額です。これは都呂々小学校から校旗の新調への支援のお願いがありましたので、管理会で協議した結果、都呂々財産区地域振興補助金交付要項に基づき、事業費53万1,300円の4分の3補助することとしたものでございます。

5ページをお願いします。

款2予備費、項1予備費、目1予備費が39万8,000円の減額でございます。これは、今、ご説明いたしました4ページの総務費を増額したことに伴い、予備費を減額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 8 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 1 号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 8 2 号 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 1 0、議案第 8 2 号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第 8 2 号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）について説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 4 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 7 8 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、令和 3 年 3 月から運用開始予定のマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになることに向けて、その準備としての国保システム改修でございます。

補正予算の内容についてご説明いたしますので、6 ページをお開きください。

まず歳入ですが、款 5 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 2 国庫システム改修補助金 3 4 1 万 5, 0 0 0 円の増額は、国保システム改修補助金です。

続きまして歳出補正の説明をいたします。7 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 1 需用費 1 万 5, 0 0 0 円の減額は消耗品費です。節 1 3 委託料 3 5 4 万 8, 0 0 0 円の増額は、国保システム改修委託料です。

次に、8 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 4 医療費適正化対策事業費、目 1 医療費適正化対策事業費、節 4 共済費 1 万 2, 0 0 0 円の増額は、嘱託職員の社会保険料等の増額によるものです。

次に、9 ページをお開きください。

款 6 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節 8 報償費 1 3 万円の減額は、国保優良家庭世帯の確定によるものです。

以上が、令和元年度12月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これは歳出を見れば委託料になっています。それで歳入のほうでは国保システム改修補助金ですよね。これは機械をやり替えるとかじゃなくて、そのソフト区分でマイナンバーカードの採用に伴う部分というふうに説明を受けましたけれども、もうちょっと具体的に言えばどういう形でこの委託されるのか。ちょっと質問ばしきらんもんだけん。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 今、国保のほうで保険証を発行してるわけですけども、現在ですね、国保に加入されますと国保の被保険者番号というのを付けます。そして資格情報を連合会のほうに総合のシステムがありますので、情報システムがありますので、そちらのほうに資格情報を入れて、そしてマイナンバーと管理づけて国保連合会のほうのシステムに送りますので、今、3種類のシステムがあるんですが、マイナンバーが始まることによって、少しバージョンアップをするということで、2つが10分の10事業できております。1つの分が3分の2事業ということで補助金がきております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ちょっとわかりませんが、ただわかっとは、10分の10と3分の1が2つあるて言わしたかな。これはどがん意味かな。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 失礼いたしました。2つのシステム改修が10分の10事業です。もう一つ、3つめのやつが3分の2補助になります。

[「それぞれで違うわけですたいな。終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第83号 令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、議案第83号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第83号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ691万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億1,653万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、地域密着型介護予防サービス給付費並びに高額介護サービス費の増額によるものでございます。

それでは補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります6ページをお開きください。

歳入です。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の137万8,000円の増額は、歳出の地域密着型介護予防サービス給付費並びに高額介護サービス費を合わせて689万円増額をいたしたため、負担割合である20%相当分として137万8,000円の増額でございます。

7ページをお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金の63万5,000円の増額は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額689万円に対しまして負担割合の9.22%相当分の63万5,000円の増額でございます。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分の6,000円の増額は、歳出の食の自立支援事業委託料を2万4,000円増額したため、歳出増額の負担割合の25%相当分の6,000円の増額でございます。

8ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分の186万円の増額は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額689万円に対しまして負担割合の27%相当分の186万円の増額でございます。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分の6,000円の増額は、7ページの歳入増

と同じ理由で、歳出増額2万4,000円に対しまして負担割合の27%相当分の6,000円の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の86万1,000円の増額は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額689万円に対しまして負担割合の12.5%相当分の86万1,000円の増額でございます。

10ページをお願いします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分の3,000円の増額は、7ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額2万4,000円に対しまして負担割合の12.5%相当分の3,000円の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分の86万1,000円の増額は、6ページと同じで理由で、歳出増額689万円に対しまして、負担割合の12.5%相当分の86万1,000円の増額でございます。

目2地域支援事業繰入金、節1現年度分の3,000円の増額は、7ページと同じ理由で、歳出増額の2万4,000円に対しまして、負担割合の12.5%相当分の3,000円の増額でございます。

12ページをお願いします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金の130万1,000円の増額につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費並びに高額介護サービス費の増額によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

これより歳出です。款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等給付費、節19負担金補助及び交付金の263万円増額は、今後の地域密着型介護予防サービス給付費の増額が見込まれるためでございます。

14ページをお願いします。

款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節19負担金補助及び交付金の426万円増額は、今後の高額介護サービス費の増額が見込まれるためでございます。

15ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節13委託料の2万4,000円の増額は、食の自立支援事業委託料の増額でございます。

以上が、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）の内容でござ

います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 15ページ、すみません、教えてください。食の自立支援事業委託料というのが2万4,000円の増で出とととですが、内容はどがんやったですかね、すみません、教えていただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 15ページに載っております食の自立支援事業委託料というのは、簡単に申しますとお弁当の宅配事業でございます。高齢の方がですね、お弁当をとられるときに、そのうちの一部を町の介護保険のほうで負担しているというそういうサービスでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これも私の主観のどうのこうのて後ろのほうからヤジが飛ぶかもしれないけれども、都合が悪かったら答えなくても結構です。

今、食というのは大変重要視されておりまして、多分食の自立、この支援の事業にも弁当が作れない方に弁当代の補助ということがあろうと思っておりますけれども、今、老人会あたりでは、町のほうにですね、要するに1人世帯、特に男性が危なかつですけども、やっぱり、いろいろ調理をしきらんから、講習会をしてくださいというようなお願いをします。そしたら町のほうからですね、栄養士さんとか、あるいは食改の方が一緒においでで指導をしてくれらるわけですけども、これはこの一環かどうかわかりませんが、要するにこれにこの食のなるだけその面倒のかけないように、自分でやっぱりしきるようになるとういうような努力ですたいね、そういったことをしようということですね、お願いします。そうした場合は、町からですね、食改さんあたりにも、あるいは栄養士さんたちが来て、講習会をしていただいておりますけれども、聞くところによるとですね、食改さんあたりが全くのボランティアでおいでになるわけですね。なかなか私たちも老人会あたりとしても、それを聞いてからですね、なかなか頼みにくい、その講習会をしてくださいというのが頼みにくいことがあります、その食改さんたちがそういった形でボランティアでしてくれらすということはいいいんですけども、そういった形で、本当にボランティアなのか、幾らか費用弁償ぐらいは出とるのかなとうことで思うわけですけども、そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 食生活改善推進委員さんの活動になりますが、これは全国組織でですね、組織されてる協議会になります。この活動自体がですね、ボラン

ティアというのが趣旨で活動をされております。うちもその全国組織の協議会に入っておりますので、それに則って活動をされております。町内で会議とかをするときにはですね、会議手当が付きますし、町外とか、例えばお隣の天草市とか県の総会とかがありますので、そういうときにはですね、ちゃんと手当は支払っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私が言うのは、例えば、老人会でお年寄りができる作り方、あるいは栄養を加味した料理をなんか教えてくださいと町にお願いするわけですね、保健師さんあたりに、あるいは栄養士さんあたりにお願いするわけです。そのときに、「はいはい」て言うて、そんならそうしますということでやりますけれども、保健師さんと一緒にですね、食改さんたちが何名かやっぱり来てですね、教えていただくわけですが、結構ですね、私たちも回数をやりますので、食改さんあたりが、都呂々の場合は食改が少なかもんですから、坂瀬川とか志岐とかから応援に来ていただいとつとですが、「すんまっせんなあ」て言うが、「いやいやよかったです」て言いはさるっですばってんですね、なかなか全く油代も出んというような状況の中で、逆に頼みにくい点があるわけです。1回、「いや、私たちは全くのボランティアですばい」て言われるとなかなか頼みにくい。そういったことがないように、何か町で手立てはできんものかなということも考えるわけですね。自立を促すわけですね。やっぱり地域で支え合っていかなばいかんから、確かにそのボランティアでお世話になるのはいいんですけれども、今度は頼むほうが頼みにくい。

今日は消防の関係でいろいろ一般質問なんか出ておりますけれども、あれは出動ただけで油代が出ますよということが、いや油代じゃない、費用弁償が出ますよ、1,000円ですかね、出ますよというようなことがあがってございましたけれども、ほかにもそうじゃなかろうかと思えますね。

例えば、町がお願いした場合、そういったことで、できれば横並びにですね、同じような対応はできないかなあ。そしたら私たちも頼みよかったですね。特に今後は男の料理の教室ばせんば、伴侶が2人おってですね、母ちゃんがはよ行けばじき父ちゃんは追っかけて、名前が変わってあの世に行かっつとですよ。要するに料理なんか作りきらんけんですね。こら辺相当やっぱり重要じゃなかろうかなあ。そうでないならばすぐ身体ば悪うしてから施設に入ったり、あるいは動ききらんごてなったりしてですね。要するにはよ言えば介護の費用の手立てを受けんばいかんごとになるということになりますけれども、なかなかそこんにきが、私たちも頼むほうとしても頼みにくいところがありますので、何かよい手立てがあつたらですね、そこら辺検討していただいて、教えてくれる人にも幾らかのですね、町で標準的なことがあろうと思えますので、そこら辺を参考にさせていただいて、費用弁償なりですね、日当は要らんとしますのでね、せめて油代

程度でも出していただくような対応できんもんかなあということで思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 繰り返しになりますけれども、全国組織というところに加入しております、その協議会の規約というか、の中にですね、これは奉仕、ボランティア活動というのがうたってありますので、それに沿って苓北町の食改さんも活動していただいております。

今年度に入りまして、そのあたりも会長さんも含めて役員の方と話し合いを持ったこともあるんですけども、やはりこれはボランティアで、全国組織に入ってるからという回答でした。以前も松本議員からそのような話も聞いておりますので、また新年度予算もありますので、また会長さんを含め役員さんと話し合いながらですね、新年度予算を検討していきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 4回目です。はい、松本良人君。

[「4回目、3回目やろ」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 4回目。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第84号 令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、議案第84号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第84号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予

算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億332万8,000円とするものです。

歳入の内容につきましては6ページをお願いします。

款1分担金及び負担金、項1、目1、節1負担金は、新はまゆう療育園建設に伴う給水装置新設工事等加入金及び、配水管延長工事等負担金の64万4,000円の増額です。

歳出の内容につきましては7ページをお願いいたします。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節3職員手当と節4共済費は人件費の増額です。節11需用費の印刷製本費は、新水道料金システムに対応する、水道検針お知らせ表の印刷費として20万円の増額、修繕料は、坂瀬川浄水場薬品注入ポンプ設備の修繕や、漏水修理後の舗装復旧費等で300万円増額です。節19負担金補助及び交付金は、都呂々ダム共同管理費負担金確定に伴う158万5,000円の減額、節27公課費は消費税の確定に伴う53万円の増額です。

8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1予備費は、一般管理費増額に伴う215万1,000円の減額です。

以上で、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 6ページに負担金が64万6,000円でして収入が見込まれていますね。支出のほうを見ますと、その他ですね、水道管理費の一般会計の中に64万4,000円入ってとありますが、これはどこから入って、ダム管理負担金とかなんか出ていくということになりますけれども、なんか工事をされた方からの申請とかなんかされた方の負担金なんですか。そこをお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 説明いたしましたとおり、新設工事加入金というのは、メーター器の加入金でございます。50ミリの加入金です。排水管延長工事の負担金は、新しくできましたので、300万円以下は10%の個人負担がありますので、その分の負担金となっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 新しく家を造られて引っ張られたという感じだろうと思います

けど、およそ何件ぐらい今、その加入はありますか。例えば、新しく加入された方でしょう。違うとですかね。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

[「はい、よかですよ」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 新はまゆうの療育園が向こうのほうに今、建設中です。そこに水道管がありませんでしたので、そこに新たに水道管を延長いたしました。その分の負担金です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第85号 令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、議案第85号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第85号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は歳出予算を補正し、歳入歳出それぞれ4億188万円とするものです。内容は、補助事業に伴う工事請負費の増額によるものが主なものです。

歳出の内容につきましては4ページをお願いします。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、節3職員手当等と節4共済費は人件費の変更です。

次のページをお願いいたします。

款1 公共下水道事業費、項2、目1 下水道事業費、節1 5 工事請負費は補助事業の交付金確定による工事請負費の200万円の増額です。

次のページをお願いいたします。款3、項1、目1 予備費は一般管理費及び下水道事業費の増額に伴う224万5,000円の減額です。

以上で令和元年度荅北町下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 5ページの工事請負費（補助）200万円、これは何をされるんですか。ちょっと先ほど補助事業の増加というふうな説明だったんですが、どういうことで、補助事業という。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今、下水道事業におきましては、補助事業といたしまして、富岡浄化センター更新事業の委託関係を3本やっております。それにストックマネジメント計画策定業務委託、その分が委託でございます。それプラス工事費として、マンホールポンプ更新工事を行わせていただいております。事業の交付金の確定に伴いまして、工事費のほうが多めに、例年より多めに配分がありましたので、当初は富岡鉄工所前のマンホールポンプの更新をさせていただく予定でしたけども、サンシン工業前のポンプも長寿命化対策の次のポンプ場になっておりましたので、その分までさせていただくことになりました。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第85号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、令和元年度荅北町下水道特別会計補正予算（第2号）に

については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第14 議案第86号 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算（第2号）**

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議案第86号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第86号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,834万円とするものです。主な内容は、補助金の増額に伴うものです。

4ページをお開きください。

地方債の補正です。補助金の増額に伴い、限度額210万円から160万円への減額です。

歳入につきましては7ページをお願いいたします。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 戸別合併処理浄化槽使用料、節1 現年分は、浄化槽の廃止及び休止に伴う16万8,000円の減額です。

8ページをお願いします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1、節1 特定地域生活排水処理事業費補助金は、熊本県浄化槽設置整備事業補助金が廃止となり、新たに循環型社会形成推進交付金となったため、58万2,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款4 繰入金、項1、目1、節1 一般会計繰入金及び10ページの款7、項1 町債、目1、節1 下水道事業債は、県支出金の増額によりそれぞれ減額です。

歳出につきましては11ページをお願いいたします。

款1 特定地域生活排水処理事業費、項1 特定地域生活排水処理管理費、目1 一般管理費、節3 職員手当及び節4 共済費は、職員の人件費に係る増額です。節1 1 需用費、修繕料は実績による1万6,000円の減額です。節2 7 公課費は、消費税額確定に伴う15万2,000円の減額です。

次のページをお願いします。

款1 特定地域生活排水処理事業費、項2、目1 生活排水処理事業費は、財源区分の変更です。

13ページをお願いいたします。

款3、項1、目1 予備費は、職員の人件費に係る26万2,000円の減額です。

以上で、令和元年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 7ページです。歳入ですね、16万8,000円の減額になっておりますけれども、今後、これは特定のこの事業には、かなり空き家とかなんかが出てきてですね、いろいろ運営にも大変だろうし、あるいは、空き家になったところの浄化槽の管理も大変だろうと思っておりますけれども、そこら辺はどうなっておりますか。例えば、今後の空き家になる見通しとか、あるいは、浄化槽が放置されてあった場合のその管理の、例えば、エアーを常時送っとらんばんとじゃなかろうかと思っておりますね、きれいにしとくとならばですね。そこら辺を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 荅北町では、只今市町村設置型の浄化槽を今年度までで453基設置しております。運転中が424基、休止が27基、廃止が2基、これは家を解体されて浄化槽も廃止されたということになっております。

議員ご指摘のとおり、休止の27の説明ですけれども、一応使われないということであれば、中の水をみんな清掃いたしまして、ブロアもかけない状態で、いつでも使われる状態にはしておいております。今後とも休止のところが増えるか増えないかは、こちらではちょっと把握ができませんけれども、一応そういうふうにして保管をさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第87号 苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第87号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議案第87号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年12月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

1 公の施設の名称

名称 苓北町木場地区交流施設等

2 指定管理者となる団体

住所 熊本県天草郡苓北町都呂々6118番地2

名称 NPO法人 天草木場の杜自然学校

代表者 理事長 善徳 誠

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

（提案理由）指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

ここで補足説明をさせていただきます。

苓北町木場地区交流施設等の指定管理につきましては、令和2年3月31日で現在の指定管理者との契約が終了いたします。同施設は、旧木場小学校の跡地利用の目的で、地区の振興のために整備されております。そのため、地域の方で組織されておりますNPO法人、天草木場の杜自然学校がこれまで管理を受けてきており、今回も申請がありましたので、指定管理候補者選定委員会におきまして審査の結果、選定をされました。

提案金額は、104万3,000円でございます。

なお、審査項目、内容、委員5名による合計評価点につきましては、次ページの評価項目総括表のとおりでございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 評価委員がおいでになって、評価委員の中でその評価をして決定したということですが、評価委員の方々の職、氏名は、もしよかったら教えていただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 評価委員につきましては、山崎副町長、それと濱崎教育長、それと尾脇総務課長、それと坂元会計課長、それと私、商工観光課長でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） NPO法人の木場の杜の関係で、これはどういった目的でNPO法人を立ち上げておられるか、もう一回そこら辺とですね、実は、都呂々地区で老人会がなくなったのは、なくなってもう活動しよらんとはですね、木場地区なんです。そこら辺ですね、ここに項目の評価の中でですね、内容のところを見ますと、上から12345678、地域、関係機関、ボランティア等の連携が図られているかということであってですね、そのうち30点満点の23点の評価ができとつとですね。本来ならば、通常どこでも老人会とかあるわけですけれども、あそこの地区が5、6年前からですね、ない。そういったところで、いろいろ町の事業はやっておられる。

要するに、私から考えますと、金になるもんなして金にならんもんなせんというような考え方があるんじゃないかなと思うわけですね。ツツジを見る会なんかというのは、老人会の、都呂々地区全部の老人会がですね、小さいときはずっと植えてつてですね、手を入れてきれいになったつば今、ツツジを見に行きよるとですけれども、せっかくしたとは老人会やめてですね、下から貸し受けた老人会には何のあれもなくてですね、要するに老人会が植えた木をですね、花をですね、そこは地域おこしに使ってると。要するに恩義がなかつたですが、はよ言えばですね。そこら辺の団体の復活なんかを「ひとつ老人会はなかばってん、あんたたちでつくってくだっせんか」とかいう、これは教育委員会のメンバーに入ったらんということですが、そこら辺はなかったのかどうか。あるいは福祉保健課あたりの関係もあろうと思いますが、そこら辺なかったのかどうかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 松本議員、これは質問の途中ですけれども、これは木場の杜の施設の指定管理に対する議題ですね。そして、この評価される中で、こういうふうな地域の、いわゆる今言われた地域、関係ボランティア等との連携を図られているかということで、老人会のどうこうでなくて、いわゆる、この受けようとされるNPO法人木場の杜の自然学校の方が、こういうふうなことに力を入れとられるかどうかというとの評価でありますので、ちょっとその質問は、老人会のどうのこうのというのは。

○5番（松本良人君） わかりました。そしたら内容をちょっと変えてみます。

そういったことを加味されたうえでその評点を付けられたわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 私、一応審査委員会に入っておりますので、木場の杜自然学校から出されました指定申請書並びに事前のヒアリング等の結果を報告を受けまして審査をいたしました。その中で、地域との連携、他施設との連携等につきましては、このNPO法人におかれましては、木場区民にも区の総会、自然学校だよりという広報紙、そういったもので情報を提供し、ほかの木場地区内のグループとも連携し、活動を進めてきたということで報告を受けておりましたので、それをもとに、その申請書をもとに審査をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 最後です。松本良人君。

○5番（松本良人君） もしよかったですね、今後はですね、そういったことは、おたくはよそは老人会あたりが全地区あつとに何でなかつかなかあて、このNPO法人のメンバーにも入っとられる方も老人会の対象60歳以上の方が大半なんですよ。そこら辺、町の施策として、私は老人会等の育成はせにやいかんのじゃなかろうかなと思いますので、今後そういったことがもし話し合いの機会あたりがあったらですね、そういったところのご指導をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この指定管理者の指定について、募集の方法とかですね、先ほどは評価委員の氏名も明らかにされましたが、そういう、あるいは各項目、大きな項目では5ありますが、各項目ごとにですね、合格点とかそういうものは定めてあるのか。そういう定めのある規則などはあるのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 指定管理者の選定につきましては、町のほうで公の施設、指定管理者の候補者選定ガイドラインというのを作っております。これに基づきましてそれぞれ項目ごとに評点をいたしまして点数をつけておりますけれども、合格点といたしましては、1人当たりの点数が80点以上ということが決められております。そういった中で5名の審査委員で審査をいたしまして、それぞれ点数をつけまして、ここに本日提示しております500点満点中440点ということで、平均点でいきますと88点という評価をいたしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） それでは、そのガイドラインでですね、一定の基準はある、80点ですか、ということですが、各項目ごとに見れば、例えば $3 \times 8 = 24$ 、上から3

段目んとは24点なからんば合格せんと、23点ですよ。それは総合点だけでいいの
か、それと各項目ごとでなのか、そこら辺をあと1回教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） それでは、これは各審査委員の持ち点がございませけれども、総合点での判断になります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） そしたら各項目ごとで出す必要はないんじゃないですか。総合点、項目は項目として、点数は総合点ばですね、500点満点の440点だったと、それでよかつじゃなかですか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 項目の評価の総括を出したのは、以前の議会の折にですね、どういう配点方法とか、どういう項目の中で審査をやっているんだというようなことがご意見でございましたので、それ以降の議案に対してはですね、この評価表を付けさせていただくようにしているということでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第88号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する

事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和元年12月10日提出、苓北町長 田嶋章二。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「天草広域連合」の次に「熊本県後期高齢者医療連合」を加える。

附則、この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第1号で規定する職員に対する退職手当に関する事務について、令和2年4月1日から熊本県後期高齢者医療広域連合が加入することとなったため、次ページのほうに表を付けておりますけれども、別表第2の組合の共同処理する事務に、新しく熊本県後期高齢者医療広域連合を加えるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君） 日程第17、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました1件が提出されております。

陳情第10号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書についてを議題とします。

陳情第10号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに会議運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定いたしましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

日程第18 閉会中の継続（審査）調査の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第18、閉会中の継続（審査）調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議員定数等調査特別委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続（審査）調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続（審査）調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続（審査）調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第8回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員